

三身七号雜形  
ノ書式券七号見  
ルヘシ

日附	第一	ノ日附	此掲載	又一定	裏書ハ	第四百	第七	振出	第二	毀院	書ヲ	ヲ以テ	總テ	第二	占ム	ムル所	第一	鮮難	水條	與ル
ニ	法律	受取	ハキ箇	ノ例文	ハ猶ホ	手形	ル	人ニ	為督	ノ判決	以テ	ヲ為	テ手	本條	レ所	為督	ヲ掲	ノ解	ル諸	
ハ	ニ	タル	ノ箇條	アル	ホ為	ノ裏書	ワシ	知シ	手形	他	テ	テ	有ノ	於テ	得ス	形ノ	ケシ	件ニ	人ヨ	
價	於	價直	ノ數	モ非	テ承	ハ公証	裁	以テ	ハ普	人ニ	ハ	ハ	權ハ	千八	付キ	ノ現	付キ	ニ付	ヨリ	
造	テ	及ヒ	ハ裏書	カ	ノ如	ノノ	判	テ	通	移	為	裏書	裏書	百五	良	時ノ	數多	付キ	其保	
ノ	日	姓	ノ裏書	或ハ	ク公	ノ書	決	議	法	ス	督	ニ由	ニ	十	心ノ	持主	ノ疑	數多	証ヲ	
選	附	名	ノ手署	掲載	ケ	ニ田	所	渡	ノ	テ	手形	リ移	由	二	、	ノ債	問	ノ	受ク	
リ	ヲ	是	ヲ除	ノ方	ノ	テ之	所	ス	手	得	ノ已	轉	移	年	持	主ノ	アリ	ノ	ルナ	
以	要	レ	キ三	式ヲ	ノ	ヲ	決	テ	續	ハ	ニ	シ得	得	七	主	ノ	アリ	今	リ	
テ	セ	ナ	ツ	遵	ノ	ス	決	テ	ヲ	シ	拂	ハ	ハ	月	守	疑	今	爰	リ	
罰	リ	リ	ツ	用	ノ	ス	決	テ	以	千	期	得	日	二	ハ	問	今	爰	リ	
シ	而	三	ツ	用	ノ	ス	決	テ	テ	八	限	ハ	破	十	被	アリ	今	爰	リ	
高	ノ	三	ツ	用	ノ	ス	決	テ	テ	百	シ得	他	毀	五	振	今	爰	リ	一	
法	若	三	ツ	用	ノ	ス	決	テ	テ	四	ハ	人	院	日	出	今	爰	リ	般	
第	シ	三	ツ	用	ノ	ス	決	テ	テ	十	ヨ	ヨ	ノ	破	人	今	爰	リ	ニ	
百	之	三	ツ	用	ノ	ス	決	テ	テ	三	リ	リ	多	毀	ノ	今	爰	リ	是	
三	ヲ	三	ツ	用	ノ	ス	決	テ	テ	十	無	ク	ク	院	渡	今	爰	リ	認	
十	實	三	ツ	用	ノ	ス	決	テ	テ	三	限	ノ	ノ	ノ	方	今	爰	リ	レ	
九	ノ	三	ツ	用	ノ	ス	決	テ	テ	十	ニ	判	利	ヲ	ヲ	今	爰	リ	カ	
條	日	三	ツ	用	ノ	ス	決	テ	テ	十	制	決	益	止	止	今	爰	リ	ル	
見	ヨ	三	ツ	用	ノ	ス	決	テ	テ	十	定	ハ	ヲ	止	止	今	爰	リ	カ	
合	前	三	ツ	用	ノ	ス	決	テ	テ	十	シ	ハ	ヲ	止	止	今	爰	リ	ル	
以	ノ	三	ツ	用	ノ	ス	決	テ	テ	十	ケ	ス	ヲ	止	止	今	爰	リ	ル	
テ	ノ	三	ツ	用	ノ	ス	決	テ	テ	十	ル	ス	ヲ	止	止	今	爰	リ	ル	

司  
法  
省



此規則ヲ裁判ス是レ分産人其分産申渡ノ裁判ヲ受ケタル後ヲ嘗テ裁  
 判中渡ヲ受タル前其讓渡ヲナシタルモ、如クニ以テ其債主ヲ欺ク  
 ノ弊ヲ防クカ為メナリ猶テ通例裏書ヲナシタル場所ノ名ハ數字ニテ  
 書載シ得ル日附ノ前ニ記示スル雖モ是レ必ス緊要ナルモノニ非ス而  
 ノ其裏書ヲナシタル場所即ケ具拂フヘキモノニ作りタル并ハ此限ニ  
 人爲替手形ヲ自己ノ命令ニ由リ拂フヘキモノニ作りタル并ハ此限ニ  
 非サルナリ實ニ此場合ニ於テハ裏書ハ爲替手形ノ契約ノ成存ニ付キ  
 主要ナルコトニシテ以テ其裏書ヲナシタル場所ノ記示ヲ要シ  
 且ツ此場所其拂ノ場所ト異ナルトテ要スルナリ  
 第二 法律ニ於テ裏書ニハ其受取タル價直ノ記示ヲ要セリ余筆カ前  
 第十條ニ於テ振出人ノ受取リタル價直ノ性質ヲ故ラニ記載スヘキト  
 付キ述ハタル所ノハ悉ク又此場合ニ適用スヘキモノトス

司 法 省

第三 法律ニ於テ裏書ニハ讓受人ノ姓名ヲ記示スルトテ要シ又讓受  
 人ニ其爲替手形ヲ他ニ讓渡シ得ルノ能力ヲ興フル為メアルドレノ箇  
 條ヲ記入スルトテ要ス  
 裏書ハ規則正シク左ノ通りニナストテ得ヘシ  
 乙某ノ命令ニ由リ貨幣ニテ受取リタル價直ヲ拂フヘシ  
 巴里ニ於テ  
 千八百五十八年一月一日  
 甲某  
 手署

裏書人ハ必ス本條ニ掲ケタル項目ヲ自カラ手記スルヲ要セス且ツボ  
 或ハアルユエノ語ヲ記入スルトテ亦要用トナサス唯々他人ヲ  
 レテ本條ノ項目ヲ書記セシメ而シテ其後ハ自カラ手署ヲナスコトヲ  
 以テ充公裏書ノ規則ニ適合セリトス



三第十七号職形  
書式ノ第ニ見ル  
ハレ

取書ヲ差出シ承諾ヲ拒マレ或ハ拂ヲ得ザレトニ付キ要價ノ書ヲ作り	ハ其限畧充合廣キモノトス此手形持主ハ為替手形ノ拂ヲ受取り其受	不規則ナル稟書ニ由リ各代人トナリタル手形持主カ有スル所ノ權利	十五日破毀院ノ判決	障ハ又斯ル手形持主ニ對シテ申述フルヲ得ヘシ千八百三十一年六月	決是ヲ以テ他人ヨリ此稟書人ニ對シテ權利ニテ申立テ得ル然レノ故	リ剥脱スルノ効力ナレトス千八百四十四年五月二十二日破毀院ノ判	ルニ過キス故ニ此ニ由リ以テ為替手形持主タルノ身今ヲ其稟書人ヨ	不規則ナル稟書ハ唯々各代人ノ任ヲ授クルノニシテ即ケ一ノ委任タ	ナルナリ千八百二十七年四月二十四日破毀院ノ判決	受人之ニ記載ヲサハ其稟書ハ何レニ向テモ充分規則正シキモノト	人ヲシテ此ニ稟書ノ父ヲ記載スルヲ得セシメシカ為メナリ而シテ讓	サ他人ニ讓渡スルヲ得テ備ラ此空白ヲ置クハ讓渡人ノ意ヲ推スニ讓受	載スルニ足ル大ケノ場所ヲ空白ニシ其下ニ自カラ手署シ以テ其手形	為替手形ノ持主間々其手形ニ於テ規則正シキ稟書ニ要スル項目ヲ記	ルノニトス三	單ニ委任人ノ地ヲ占メ而シテ手形ヲ讓受ケタル者ハ稟書人ノ各代人タ	ナク特ニ之ヲ以テ各代人ノ任ヲ授ケタルニ過キサルナリ故ニ稟書人ハ	書ハ不規則ナルモノニシテ該為替手形ハ其所有權移轉ノ効力ナレト	轉スレトヲ得然レト之ニ及シ三項目ヲ悉ク記載セサルハ則チ其稟	前第百三十六條ニ述フルカ如ク正サシク為替手形所有ノ權ヲ他ニ移	姓名ヲ悉ク稟書ニ記載スルハ則チ是レ規則正キモノナリ然ルハ	前條ニ掲ケタル三項目即チ讓渡ノ日附受取りタル價直及ビ讓受人ノ	第百三十八條註
--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	-----------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	-------------------------	-------------------------------	--------------------------------	---------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------	---------------------------------	---------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	------------------------------	--------------------------------	---------

同法省



テ	ニ	談	ル	罰	ナ	係	日	第	八	年	於	人	不	二	一	移	規	一	レ	ハ	年	規	而
裏	談	渡	債	セ	ル	見	附	百	百	七	テ	ニ	規	千	日	轉	則	日	テ	仲	一	則	而
書	渡	ノ	造	ス	箇	合	ハ	三	四	月	ハ	對	則	八	ヲ	ス	正	破	買	月	レ	レ	レ
ノ	レ	日	ノ	シ	條	主	ハ	十	十	三	反	レ	十	百	得	レ	レ	一	人	二	十	レ	レ
日	以	附	罪	テ	ナ	要	ハ	九	六	十	對	ハ	レ	三	ハ	ト	レ	院	同	日	破	レ	レ
附	テ	ヲ	=	裏	リ	ナ	ド	條	年	一	ノ	レ	裏	十	レ	ノ	書	判	様	破	毀	レ	レ
ヲ	其	分	當	書	ト	ル	ル	註	六	日	明	ハ	書	五	尤	ハ	書	決	三	日	院	ヲ	レ
實	債	産	テ	ノ	ス	カ	即		月	千	証	ハ	ハ	年	モ	授	ヲ	レ	看	破	院	レ	レ
ヨ	主	ノ	キ	日	然	如	々		十	八	出	レ	名	六	ノ	契	レ	做	レ	判	決	レ	レ
リ	ヲ	裁	リ	附	ル	ク	々		日	百	テ	ハ	代	月	約	ノ	サ	レ	而	レ	決	レ	レ
前	欺	判	立	ヲ	=	為	々		破	四	ハ	レ	ノ	十	ヲ	契	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ
=	ク	申	法	實	立	替	々		毀	十	之	レ	任	日	テ	約	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ
記	ノ	渡	官	ヨ	法	手	々		院	三	=	ハ	ヲ	破	レ	テ	レ	者	レ	レ	レ	レ	レ
ス	弊	前	ハ	リ	官	形	々		ノ	年	抗	レ	授	毀	レ	レ	既	ト	レ	レ	レ	レ	レ
ル	ヲ	ノ	斯	=	ハ	ノ	々		判	七	ス	モ	ク	院	レ	レ	=	ル	ヨ	レ	レ	レ	レ
ヲ	防	日	ク	記	手	成	々		決	月	ル	ノ	ル	ノ	判	レ	為	リ	後	レ	レ	レ	レ
罰	カ	=	嚴	ス	形	存	々			五	ト	モ	ノ	決	方	督	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ
ハ	ン	記	ナ	ル	ノ	高	々			日	フ	ノ	ト	決	ノ	手	手	千	レ	レ	レ	レ	レ
ガ	ト	レ	ル	ル	日	法	々			附	得	ト	ナ	又	者	形	形	八	後	レ	レ	レ	レ
リ	欲	而	此	ル	々	第	々			々	サ	ス	ト	正	ノ	所	所	書	レ	レ	レ	レ	
セ	ス	我	規	ル	附	百	々			實	ル	ト	ス	ニ	者	有	有	人	レ	レ	レ	レ	
ハ	ル	カ	=	ル	々	十	々			ヨ	リ	ニ	ト	之	ノ	ノ	及	レ	レ	レ	レ	レ	
分	ナ	所	藉	ル	々	條	々			リ	リ	高	レ	ト	ノ	手	レ	レ	レ	レ	レ	レ	
産	リ	蔵	リ	ル	々	見	々			前	千	法	レ	ト	間	形	手	レ	レ	レ	レ	レ	
者	若	ノ	分	ル	々	合	々			二	八	第	レ	レ	ノ	持	形	レ	レ	レ	レ	レ	
ハ	シ	價	産	ル	々	ニ	々			記	百	百	レ	レ	レ	主	持	レ	レ	レ	レ	レ	
容	シ	直	人	ル	々	モ	々			ス	三	十	レ	レ	レ	主	主	レ	レ	レ	レ	レ	
易	テ	テ	ノ	ル	々	亦	々			ル	十	三	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	
ニ	テ	テ	ノ	ル	々	主	々			テ	八	三	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	
手	テ	テ	ノ	ル	々	要	々			千	三	十	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	

司 法 省



形ノ讓受人ヲ獲ヘシ何トナレハ渠レ當ニ其手署ヲ讓ルノミナラス尚	ホ又就中讓受人ヲ最ニ充公ニ信ツ措カシムル所ノ振出人及ヒ渠レ	ヨリ前ノ裏書人ノ手署並ニ保証ヲモ讓渡セハナリ斯クアルハ其分	産ハ殆ト其價アルヲナシ然ルニ若シ之ニ反シ分産人其分産前ノ日附	ヲナシ為習手形ヲ作りタル中ニ存スル唯一個ノ渠レノ手	署ハ本人既ニ分産シルノ故ニ由リ手形受取人ヲレテ充分ナル信ヲ	措シムハキ性賢ノモノニ非サルナリ	手形及ヒコルドルノ日附ハ他人ニ對スル事ニ関シテモ常ニ誠且ツ實	ナルモノト看做スヘシ然レモ反對ノ証拠出ルルハ此思料之ニ抗スル	トシ得ス	第七款 連帯ノ事	註解 連帯ナル者ハ負債者ノ内一人其排ヲナスルハ餘ノ者悉ク其義務
--------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	---------------------------	-------------------------------	------------------	--------------------------------	--------------------------------	------	----------	---------------------------------

司 法 省

ヲ免カル、様ニシ以テ債主ヨリ各負債者ニ對シ其貸與セルモノト全	部ヲ要求スルノ權利ヲ債主ニ與フル負債ノシ方ナリ借テ連帯ハ普通	法ニ及戻セルレ法ニシテ普通法ニ於テハ多クノ人ト共同シテ負債シ又	ハ一負債者ノ遺物相續人數ナルハ是等ノ負債者ハ時ニ債主ニ對シ	各負債ノ一部ヲ擔當スルノミトス故ニ契約又ハ法律上ニテ別段ニ定	マケル場合ニ非サレハ連帯ナラサルナリ民法第百二十條見	合連帯ノ効果ハ專ニ負債者中其排ヲナシ能ハサルモノ、債ヲ其中ノ	排ヲナシ能フ者ニ負擔セシムルニ在リ然ルニ若シ連帯ノ下ナリヤレ	時ハ排ヲナシ能ハサル負債者ノ債ハ債主自ラ之ヲ負擔スルニ至ラン	〇連帯ニ就テハ全ト不完全ノ二種ナリ義務ヲ行フハキ者悉ク一契約書中	署名スルハ則テ完全ノ連帯ナリ然ルルハ是等ノ者ハ悉ク其排ヲ	ナスト又其訴訟ニ對シ辨護ヲナストニ付テハ相互ニ名代人ト看做サ
--------------------------------	--------------------------------	---------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	----------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	----------------------------------	------------------------------	--------------------------------



ル、カ故ニ負債者中ノ一名ニ對シ裁判ヲ仰キタル債主ハ其者一名ヲ  
 名代人トシテ他ノ総負債者ニ對シ訴出シタルモノト看做スヘシ然ル  
 カ故ニ債主ハ他ノ負債者總テニ對シテ期滿得免ヲ中止シ而シテ又他ノ  
 負債者悉クニ息銀ヲ拂フヘキ義務ヲ負ハシムルナリ(民法第百二十六  
 條及ヒ第百二十七條見合)之ニ反シテ義務ヲ行フヘキ者悉ク一契約書  
 中ニ署名セシ去レ各各自ニ於テ義務ノ全分ヲ負フ片ハ是レ不完全ノ  
 連帶ナリ此場合ニ於テハ負債者等相互ニ其各代人タルニ非ズ故ニ債  
 主ヨリ其中ノ一名ニ對シテ訴訟ヲナスモ談債主ハ他ノ総テノ負債者  
 ニ對シテ訴ヘタルノ權利ヲ保有スルトナスニハ不充分ナリトス斯ノ  
 如キ者ハ何レ一為替手形中ニ署名セル者則チ是レナリ  
 第百四十條註  
 本條ニ據レハ或ハ振出人トナリ或ハ承諾人トナリ或ハ裏書人トナリ

司 法 省

タルモノハ勿論保証人トナリテ為替手形ニ署名セシモノモ然ラズ手形  
 持主ニ對シ其金高ノ拂キ連帶シテ義務ヲ負ハサルヘカラス為替  
 手形ノ流通ヲ快滑ニシ而シテ恰モ貨幣ノ用ヲナサシムルモノハ是レ此  
 格段ナレ規則ノ効果ナリ  
 註 解  
 第 八 款  
 保証ノ事  
 者ヨリナス所ノ保証ノ契約ヲ云フ此保証ノ契約ヲアロシト云フ所  
 以ノモノハ手形持主ノ貸金ノ權ヲレテ其價ルカ故ナリ此保  
 証ヲナス所ノ人ヲドシヌールダワールト名稱ス  
 第百四十一條註  
 保証人タル者ハ為替手形ヲ作り能フ者ナラサルヘカラス千八百三十  
 三年十二月十四日ゲレノール上等裁判所ノ判決ニ於テ決シタル如



故者云云証本高法  
本條中他人ニ由ラシ  
語見ハ六五レ誤脱  
ナラン

三事大考維形ノ書式  
第一ノ看ルニ  
三同号事ニテ直レシ

ク	公	ケ	ノ	高	人	ナ	ラ	サ	ル	婦	人	ノ	ナ	シ	タ	ル	保	証	ハ	其	價	通	常	ノ	約	束	タ	ル	ニ
過	キ	サ	ル	ノ	ト	ハ	前	顯	ノ	理	由	ヨ	リ	生	シ	来	ル	ナ	リ	三	高	法	見	合	百	十			
本	條	ニ	述	ル	如	ク	保	証	ハ	心	ス	他	人	之	ヲ	ナ	サ	ル	ハ	カ	ラ	ス	實	ニ	為	替	手	形	
手	形	持	主	ノ	為	ニ	義	務	ヲ	負	フ	タ	ル	者	ノ	保	証	ノ	契	約	ハ	之	ヲ	得	タ	レ	ハ	ト	テ
保	証	ヲ	ナ	ス	カ	如	ク	一	裏	書	人	或	ハ	承	諾	人	ノ	為	ニ	保	証	ヲ	ナ	シ	得	ル	所		
他	人	ハ	我	カ	保	証	シ	タ	ル	手	署	者	ニ	等	ク	手	形	持	主	ニ	對	シ	夫	權	及	ヒ	拒	訴	
旨	ヲ	申	立	ツ	ル	ノ	權	利	ヲ	有	ス	若	シ	保	証	者	タ	ル	モ	ノ	故	ラ	ニ	已	レ	カ	保	証	
看	做	ス	ハ	レ	揭	示	セ	サ	ル	片	ハ	肯	シ	テ	總	テ	ノ	手	署	者	ヲ	保	証	シ	タ	ル	モ	ト	
九	リ	保	証	ハ	公	正	ノ	書	或	ハ	私	ノ	証	書	ヲ	以	テ	之	ヲ	確	實	ニ	セ	サ	ル	ハ	カ	ラ	ス

司 法 省

ト	レ	法	ニ	適	シ	テ	直	ニ	之	ヲ	為	替	手	形	ニ	附	記	シ	又	ハ	別	紙	ニ	記	ス	ル			
保	証	人	カ	保	証	ヲ	ナ	シ	以	テ	手	署	ニ	價	ヲ	有	セ	シ	メ	タ	ル	夫	ノ	義	務	ヲ	行	フ	ハ
キ	一	人	ノ	辨	ヲ	ナ	シ	能	フ	ト	ニ	付	キ	手	形	持	主	ニ	疑	惑	ヲ	懷	カ	シ	メ	サ	ラ	シ	カ
為	メ	ナ	リ	保	証	ハ	之	ヲ	書	ニ	筆	ス	ル	ノ	外	別	ニ	一	ノ	方	式	ヲ	要	セ	ス	又	高	業	ヲ
營	ム	モ	ノ	ニ	非	サ	ル	他	人	特	ニ	其	名	ヲ	為	替	手	形	ニ	手	署	シ	以	テ	法	ニ	適	シ	テ
其	保	証	ヲ	ナ	ス	ト	毎	ニ	之	レ	ア	リ	渠	レ	慣	習	ニ	依	テ	ノ	ホ	シ	ン	コ	ト	ル	ア	ワ	ル
ナ	ル	語	ヲ	手	署	ノ	前	ニ	記	載	セ	ス	特	ニ	手	署	ヲ	ナ	ス	ノ	コ	ト	ル	モ	亦	法	ニ	適	セ
リ	ト	ス	是	レ	大	ニ	民	法	第	三	百	二	十	六	條	及	ヒ	二	千	十	五	條	ニ	明	示	シ	タ	ル	
原	則	ニ	反	ス	ル	所	モ	ノ	リ																				
為	替	手	形	ニ	附	記	シ	或	ハ	別	紙	ノ	証	書	ヲ	以	テ	其	保	証	ヲ	ナ	ス	人	ハ	本	條	ニ	從
ト	振	出	人	及	ヒ	裏	書	人	ト	同	一	ノ	方	法	ヲ	以	テ	是	等	ノ	者	ト	連	帶	シ	義	務	ヲ	負



フカ故ニ左ノ件ヲ生スルナリ	第一通常ノ保証ト異ニシテ保証人ハ義務ノ分擔又本人ノ身元調ヲ中	立ツルヲ得ス第ニ保証人ハ高法裁判所ノ格段ナル裁判ヲ受ケサルハ	カラス然レ本條ノ未文ニ掲クルカ如ク其契約ノ境界ヲ限ルヲ得	例ハ斯ク斯クノ裏書人ニ非サレハ保証ヲサス又斯クノ負債	ノ部分ノ外ハ負擔スルヲ欲セス又決シテ高法裁判所ノ裁判ヲ受ケサ	ル旨ヲ約束レ得ルナリ	第九款 辨ノ事	註解 辨ハ義務ヲ消滅スルニ最モ当然最モ屢々行フ所ノ一ニシテ負債	者カ其行フハキ義務ヲ實行スルヲ即チ是レナリ	第四百十三條註	為習手形ノ義務ハ成貨ノ金銀ニ非サレハ成立ツ得サルカ故ニ又貨
---------------	--------------------------------	--------------------------------	------------------------------	----------------------------	--------------------------------	------------	---------	---------------------------------	-----------------------	---------	-------------------------------

司 法 省

幣ニ非サレハ之ヲ拂フヲ得ス是ヲ以テ金貨ヲ以テ拂フハレト故ラ	ニ貨幣ノ種類ヲ形ニ記入シタルハ普通法ノ負債ノ義務ハ其契約	書中ニ記シタル金高ヲ還スアリト云フ民法第千八百九十五條見合	ニ及戻シ本條ニ掲クルカ如ク手形中ニ指示シタル貨幣ヲ以テ拂ハサ	レハカラス然レ格段ノ契約ナルニアラサレハ金銀貨何レノ貨幣ニ	テモ其拂ヨナスト得ヘシ併シナカラ手形持主ヲ強テ銀行紙幣ヲ受	取ラレムルノ權利ヲ得サレハ千八百五十二年二月二十五日參議院ノ	意見何トヤレハ銀行紙幣ハ強テ通用セシムルノ力ヲ有セサレハナリ	又銅口ニ混銀合銅物ノ又青銅ノ貨幣モ五フン以下アラサレハ強テ之	ヲ受取ラレムルヲ得ス千八百十八日ノ法令及千八百五十	二年五月六日ノ法律若シ拂フハキ金高五百フン以上ナルハ負債者	ハ少クモ銀貨ニシテ千フン以上ナルハ成貨ノ金銀ニ非サレハ成立ツ得サルカ故ニ又貨
-------------------------------	------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	---------------------------	-------------------------------	--



カラス而ノ債主ハ一囊ニ付キ十五ヤンヲサシムノ割合ニテ具計算ヲナ

スレシ千八百九年七月一日ノ法令

第四百十四條註

為替手形ノ拂ニ付テノ期日ハ手形ニ干與セル總テノ者ノ為メニ定ム

ルヲ以テ拂ハ其期日前ニモ亦後ニモ為スヘカラス被振出人若シ其期

日前ニ拂フナスハ則チ是レ自己ノ過失ニシテ本條ニ故ラニ揭示ス

ルカ如ク其拂フテレタルノ効チキテハ其責ニ任セサルヘカラ

ス今爰ニ為替手形紛失レ若クハ盜難ニ罹リタル一人アリ自カラ手

形持主ト稱シ拂期日前ニ其拂フ肯諾スル所ノ被振出人ハ談手形ヲ持

參セシト假定セヨ然ル時ニ方テハ真ノ手形持主ハ被振出人ニ對シテ

左ノ言ヲ申述フルヲ得ヘシ足下ハ期日前ニ拂フナシタルノ罪アリ法

律上ニ放テ拂ノ効チキハ其責任足下ニ在リト為セハ既ニ拂フナシ

司 法 省

タルニ足下ハ真ノ手形持主ナル余ニ對シテハ未タ其義務ヲ免カレサ

ルカ故ニ更ニ余ニ向テ拂フナサハルハカテハト

第四百十五條註

拂期日ニ至リ拂フナシタル者ハ期日前ニ拂フナシタル者ノ如ク其過

失トナラサルヲ以テ紛失若クハ盜難ニ罹リタル手形ノ拂フ期日ニ至

リ之ヲ受クヘキ權チキ某人ニ付タルト雖モ其拂フナシタル者ハ

本條ニ從ヒテ法ニ適シテ其義務ノ解除ヲ得タル者トスヘシ然レモ解除

ノ此思料ハ後第四百九條ニ掲ケルニツノ場合ニ限り述ヘ得ル故障

ヲ無効シタルトキハ成存スルヲ得ス若シ人被振出人ニ其怠慢ノ甚キヲ

歸レ得ルキハ此思料又消燼スルナリ抑モ被振出人ハ手形ニ署スル手

記ヲ識知セサル者ト看做サルカ故ニ手署ノ真偽ヲ鑒別スルヲ付

テハ其責ニ任セス然レモ少クモ其手署嘗テ見知スル所ノ者ニ差ハサ



雖	手	ヲ	ハ	若	レ	此	レ	談	之	過	ヲ	我	ハ	手	振	ニ	タ	若	テ	セ	ス	ニ	ル
モ	形	増	ハ	シ	サ	過	ハ	人	ヲ	失	纂	カ	他	形	出	對	ル	シ	之	テ	ハ	カ	否
改	持	加	數	手	ル	失	裏	ノ	審	ア	竊	拂	人	持	人	シ	手	被	レ	カ	カ	リ	正
描	主	レ	字	形	ナ	ノ	書	過	査	ラ	セ	ヒ	二	主	カ	償	形	振	ヨ	ラ	ス	ル	サ
ヲ	或	タル	ヲ	全	リ	為	人	失	セ	サ	レ	タル	損	及	被	要	拂	出	リ	若	シ	ハ	ル
ナ	ハ	カ	以	ク		メ	=	リ	ル	ル	タ	ル	害	ム	ム	ル	人	惹	モ	シ	キ	ハ	ル
シ	裏	如	テ	ノ		拂	對	猶	ハ	ナ	レ	價	ヲ	リ	ナ	ノ	起	ナ	是	」	」	ハ	ル
タ	書	キ	記	實		フ	レ	ホ	カ	元	人	直	ハ	カ	ル	來	レ	來	リ	被	」	ハ	ル
レ	人	手	タ	作		ハ	全	手	ラ	來	ノ	ニ	以	手	損	所	ル	ル	振	」	」	ハ	ル
者	=	形	ル	ナ		キ	ク	形	サ	被	手	等	テ	形	害	事	所	出	偽	」	」	ハ	ル
及	對	=	談	ラ		=	價	持	所	振	署	シ	己	テ	ノ	ハ	事	人	書	」	」	ハ	ル
ヒ	レ	向	義	サ		非	ヲ	主	ノ	出	ヲ	價	レ	モ	源	ハ	ハ	斯	セ	」	」	ハ	ル
改	テ	ラ	務	モ		レ	要	カ	者	人	知	直	又	古	因	被	詳	ル	場	」	」	ハ	ル
描	ハ	被	ノ	真		テ	ム	拂	ナ	ハ	ラ	ノ	當	ノ	タ	振	言	ハ	合	」	」	ハ	ル
ヲ	決	振	証	ノ		ナ	ル	ヲ	ル	虚	サ	外	コ	訴	ラ	出	セ	」	」	」	」	ハ	ル
豫	テ	出	者	手		シ	ノ	得	ニ	冒	ル	ハ	ス	訟	レ	人	ハ	他	責	」	」	ハ	ル
防	其	人	ノ	形		タ	權	サ	誤	」	ナ	受	ヲ	ヲ	何	ヨ	人	任	」	」	」	ハ	ル
ス	價	其	元	ヲ		ル	利	ル	テ	任	ヤ	取	ナ	ナ	ト	リ	ノ	=	」	」	」	ハ	ル
ル	ヲ	排	高	改		拂	ヲ	ニ	拂	人	故	ラ	サ	ス	ナ	ハ	名	歸	」	」	」	ハ	ル
=	要	ヲ	=	描		ノ	矢	付	ヲ	ノ	ニ	サ	レ	何	レ	ヲ	ヲ	ス	」	」	」	ハ	ル
緊	ム	ナ	零	シ		取	カ	キ	ナ	手	此	レ	ト	ト	得	ハ	算	」	」	」	」	ハ	ル
要	ル	シ	數	タ		戻	如	要	シ	署	人	ハ	ナ	ナ	ス	ハ	竊	」	」	」	」	ハ	ル
ナル	」	タル	ヲ	レ		ノ	ク	償	タル	ヲ	等	シ	レ	レ	實	談	セ	」	」	」	」	ハ	ル
戒	」	井	加	モ		訴	被	ノ	」	識	」	況	ハ	ハ	實	人	」	」	」	」	」	ハ	ル
心	得	ハ	ハ	ノ		ヲ	振	書	」	知	」	シ	此	」	」	ハ	以	」	」	」	」	ハ	ル
ヲ	」	良	以	ニ		受	出	ヲ	」	レ	」	ヤ	人	」	」	テ	」	」	」	」	」	ハ	ル
ナ	然	心	テ	レ		理	人	作	」	而	」	又	等	」	」	作	」	」	」	」	」	ハ	ル
ス	リ	ノ	其	テ		セ	ハ	ラ	」	」	」	各	ハ	」	」	為	」	」	」	」	」	ハ	ル
ハ	ト		額	例		ラ	ハ	サ	」	」	」	」	」	」	」	」	」	」	」	」	」	ハ	ル

司 法 省



第百四十九條註	ノ 允 像 ダ リ ト ス	ハ 尚 ホ 其 承 諾 ノ 旨 ヲ 記 シ タ ル	旨 ヲ 記 シ タ ル 手 形 ヲ 引 取 ラ サ ル	ニ 其 義 諾 ヲ シ タ ル 片 ハ 其 拂 ヲ 實 行 ス ル ノ 際 專 ラ 注 意 シ テ 其 義 諾 ノ	前 條 ノ 假 定 註 ノ ス ル 旨 ヲ 記 セ タ ル 手 形 ノ 一 部 ニ モ 義 ヲ 以 テ 被 振 出 人 ノ 手 形	第百四十八條註	ト ヲ 掲 載 ス	拂 ヲ 要 求 セ ラ ル ノ 恐 レ ヤ ル ト レ 次 條 ニ ハ 此 規 則 ノ 限 外 ニ 屬 ス ル	リ 持 主 ノ 手 署 ヲ シ タ ル 一 ノ 手 形 ニ 向 ヒ 其 拂 ヲ ナ ス ニ 於 テ ハ 更 ニ	サ ハ 他 ノ 手 形 ハ 悉 ク 効 ナ キ 旨 ヲ 附 記 シ タ ル 片 ハ 被 振 出 人 拂 期 日 ニ 至	述 ヘ タ リ 前 第 百 十 條 見 合 備 テ 此 扣 手 形 ニ 若 シ 此 内 ノ 一 ニ 向 テ 拂 ヲ ナ	レ ハ ナ リ	第百四十七條註	余 輩 ハ 既 ニ 一 ノ 証 書 紛 失 セ ル ヨ リ 生 ス ル 所 ノ 不 都 合 ヲ 避 ケン カ 為 メ	ト 承 諾 ヲ 受 ク レ 為 メ ニ 之 ヲ 他 ハ 送 リ タ ル 間 ト 虽 モ 其 取 引 ノ 容 易 ナ ラ	シ ト ト コ 謀 ノ 世 人 屢 扣 手 形 ヲ 作 リ 之 ニ 其 順 次 ノ 番 号 ヲ 記 載 ス ル 旨 ヲ	形 持 主 ヲ 強 ヒ テ 期 日 前 ニ 其 拂 ヲ 受 取 ラ シ ム ル ト 得 ス 何 ト ナ レ ハ 為	千 百 八 十 七 條 見 合 然 レ モ 為 メ 督 手 形 ニ 於 テ ハ 否 ラ ス 故 ニ 被 振 出 人 ハ 手	力 改 ニ 負 債 者 ハ 拂 期 日 前 ニ 其 義 務 ヲ 解 除 ス ル ノ 能 力 ヲ 有 セ リ 民 法 第	普 通 法 ニ 據 レ ハ 義 務 ノ 期 限 ハ 負 債 者 ノ 為 メ ニ 之 ヲ 約 シ タ ル ト 看 做 ス	第百四十六條註	キ 所 ノ 振 出 人 ニ 對 シ テ ハ 此 ノ 許 ヲ ナ ス ト 得 ハ レ
---------	---------------------------------	---	--	---	---	---------	-----------------------	--	--	--	--	------------------	---------	--	--	--	---	---	--	--	---------	---

司  
法  
省



本條ノ規則ハ文面通りニシテ且ツ無限ナルモノト解セサルヘカラス  
 ルカ故ニ為替手形ノ拂ニ付テハ決シテ故障ヲ述フルヲ得ズ實ニ現時  
 ノ手形持主ノ債主ニ許シテ被振出人ノ手中ニ差留ヲ行フヲ得ルニ  
 ルハ不正且ツ道理ニ適セサルノナルヘレ縦ヒ債主ヲシテ差留ヲ行  
 ハシムルモ其負債者ハ表書ノ手立ヲ以テ此差留ヲ無實ニ歸セシムル  
 ナリ尤モ獨リ為替手形紛失若クハ盗難ニ罹ルノ場合ハ手形持主分産  
 ノ場合トノニツニ於テハ此規則ノ限リニ非ス  
 第一 為替手形紛失若クハ盗難ノ事〇紛失若クハ盗難ニ罹リテ所有  
 ノ為替手形最早我カ手中ニマラサルトテ心付キタル手形持主ハ急遽  
 ニ使吏ノ世話ヲ以テ被振出人ノ手中ニ差留メヲ行ハサルヘカラス  
 手形持主ハ是ニ由リ以テ爾後手形持主ト稱シ来ル所ノ者ニ對シ被振  
 出人ノ法ニ適シニ拂ヲナストテ防止スルナリ

司 法 省

第二 為替手形持主分産ノ事〇若シ分産ノ管財人分産人ノ帳簿ヲ調  
 査シ又ハ其他ノ事ニ由リ分産人己レノ手中ニ為替手形ヲ所持セサル  
 モ其所有主ナルトテ檢出セハ速カニ被振出人ノ手中ニ其差留ヲ行ハ  
 ハサルヘカラス此差留ハ被振出人ノ拂ヲ以テ分産ノ効ニ損害ヲ  
 與フルヲ防止スルモナリ若シ又振出人或ハ被振出人分産ヲナスノ  
 場合ニ於テハ手形ノ拂付テノ金高ヲ備フルハ何人ニ在ルカヲ知リ  
 スルノ問題ハ前條百十七條及ヒ後條第四百四十四條中ニ決定セリ  
 第百五十條註  
 本條及ヒ以下ノ條々ハ為替手形紛失ノ許多ノ場合ニ付キ之カ説明ヲ  
 ナスナリ借テ為替手形ニ未タ承諾ノ旨ヲ記セサルカ故ニ其拂ニ付テ  
 ハ何レノ手形持主ニ對シテモ直接ニ義務ヲ負ハサル被振出人ハ散業  
 ノ手形紛失シタル時若シ一ノ手形持主其手形ニ付  
 一ノ手形持主其手形ニ付



署ヲナサハ法ニ通シテ此持主ニ拂ヲナスコトヲ得ヘシ

第百五十一條註

今兼諾ノ旨ヲ記シタル為替手形ニ付テ述ヘン爰ニ二葉ノ手形アリ其

一葉紛失シタルニ若シ手形持主ノ保有スル所ノ者被振出人ノ承諾ヲ

記シタル手形ナルハ持主ハ之ヲ差出シ以テ其拂ヲ受取ルコトヲ得ヘ

レハナリ然レモ若シ紛失シタル手形承諾ヲ記シタル者ナルハ被振

出ルハ後日其承諾ヲ記シタル手形持主セル者ニ對シ再ヒ拂ヲナサ

ルハカヲサレノ危険ヲ履ムニ非ナレハ承諾ヲ記セサル手形持主

ノ要メニ應スルコト能ハサルハ斯ル場合ニ於テハ手形持主ハ其拂ニ

付キ被振出人ニ故障ヲ述ヘタル後チ承諾ヲ記シタル手形持主ニ對

シ再ヒ拂ヲナサスハ損害ニ付テハ充分之ヲ保護スルニ足ルノ保証

司法省

立テ以テ高法裁判所ニ其言渡ヲ請フ所ノ願ヒ寧口被振出人ニ對シ為

替手形ノ拂ヲ要求スルコトヲ已レニ許可スヘキノ決定ヲ乞フヘシ

第百五十二條註

前兩條ニ掲ケタル例ニ於テハ手形持主其手形ヲ紛失スルモ尚ホ一葉

若クハ數葉ヲ保有ス然ルニ本條ニ掲ケタル例ニ於テハ悉皆之ヲ紛失

セリ此場合ニ於テハ其手形既ニ承諾ヲ得タルモノナルト否ラサルト

ニ拘ハラヌ持主ハ或ル箇條ヲ備フルニテラサレハ被振出人ニ對シ其

拂ヲ要求スルヲ得ス此箇條ハ即チ第一帳簿又ハ他ノ手立ヲ以テ已レ

紛失シタル手形持主ナルコトヲ証明スルコトヲ第一拂ヲ求メ得ヘキ尚法

裁判所ノ決定ヲ得ルコトヲ得ルコトヲ第一被振出人ニ對シ保証ヲ立

ツルコトヲ是レナリ

第百五十三條註



為替手形ノ所有者其手形ヲ悉皆  
 高法第百五十二條或ハ少クモ被振出  
 人ノ承諾ヲ記シタル手形ヲ紛失シ  
 高法第百五十一條而モ高法裁判所  
 ヲリ其拂ヲ要求スヘキ許可ヲ得  
 タリ然レモ被振出人其拂ヲ肯シ  
 ル中ハ手形所有者ハアタト、  
 アロテスタシヨント呼フ端式ノ  
 証書ヲ以テ此拒ミヲ証セサルハ  
 カラス此証書ヲ「ロテ」ノ要  
 償ト呼ハサル所以モノハ談証書  
 中ニハ要償ノ書ノ如ク為替手形  
 及ヒ裏書ノ文面ヲ馮載セサレハ  
 ナリ然リト雖モ其形ヲ要償ノ書  
 ト同一ニシ而モ之ニ齋シク拮期  
 日ノ翌日作為シ十五日以内ニ  
 振出人及ヒ裏書人ニ之ヲ報知セ  
 サルヘカラス高法第百六十二條  
 及ヒ以下ノ條見合且ツ又若シ紛  
 失シタル手形所有者「ア」クト、  
 「ヅ」ア「ロ」ラス「タ」シ「ン」  
 「ヲ」作ル前ニ得サル「フ」カ  
 「ラ」サルモ裁判官ヨリ「ノ」  
 「信」渡「フ」得ルニ要ナル時間  
 「ヲ」ラサルハ之ヲ得サル「フ」  
 「カ」ラ「ル」モ法ニ適シラ  
 手形ノ拮期日ノ翌日此証書ヲ作  
 リ

司 法 省

然ル後々取戻ノ訴ヲナス「フ」  
 得ヘシ是レ千八百四十四年十二  
 月十七日破毀院ノ判決ニ由リ決  
 シタル所ノ「モ」ノ「リ」若シ紛  
 失シタル為替手形余程久シキ時  
 日ヲ経ルニ非サレハ其拮期日  
 第百五十四條註ニセサルモ「ノ」  
 「ナ」ル中ハ其間ニ手形ノ賣買ヲ  
 要スル此手形所有者ハ更ニ  
 此目的ヲ達スル為メ手形持主  
 ハ本條ニ掲クル如ク封書又ハ  
 以テ新「手」形ヲ求メ而モ此者  
 ハ又已レテ譲渡シタル人ニ求  
 ムル為メ其各ヲ假サ「ル」ハ  
 カ「テ」湖「田」ス「楮」テ本  
 條ニハ左「ノ」「フ」ヲ補充シ以  
 テ之ヲ完備「ナ」ラシメサルハ  
 初メノ手形ニ同一ナル新「手」  
 形ヲ作リ之ニ初メカ  
 振出人初メノ手形ニ同  
 一ナル新「手」形ヲ作リ之ニ初  
 出「人」初「メ」ノ「手」形ニ同  
 一「ナ」ル「新」手形ヲ作リ之ニ  
 初「メ」カ



ノ手形ハ其初キ旨ヲ記シ而シテ手形受取人ニ渡シ然ル後ト復タ  
 東書人ヨリ東書人ニ逡傳レ各々之ニ手署ヲナシ終ニ手形持主ニ連ス  
 レテリ此手形ハ全ク手形ヲ失フタル持主ノ怠慢ヨリ惹起シタルトニ  
 シテ特ニ談人ノ為メニナメ所ノ事ナルヲ以テ其費用ハ渠レ自カラ負  
 擔セサルヘカラス

第百五十五條註

高法第百八十九條ニ據レハ振出人及ビ手形ニ承諾ノ旨ヲ記シタル被  
 振出人ハ其拂ノ受取方ヲ急リタル手形所有者ニ對シテ五年ノ期滿得免  
 ニ非レハ之ヲ申立ツルヲ得ス然ルニ本條ニ據レハ前第百五十一條及  
 ビ百五十二條ニ掲記セル場合ニ於テ立テタル保証ハ其義務ヲ負フ  
 三ケ年間トス是ニ由テ既ニ三年ノ期限ヲ經過セハ被振出人及ビ振出  
 人ハ最初ニ拂フ受取リタル人ニ對シテハ取戻シノ事ニ付キ一モ保証

司 法 省

アルトク尚ホ二年間再タヒ拂ツ得ント要求セラル、ノ危険ヲ履ム  
 ニ至ルナリ

前述ノトハ直且ツ正ノ上ヨリ之ヲ考フル片ハ論理ニ適セサル者アリ  
 ト雖モ實際ニ於テハ真ノ手形所有者拂期日ヲ過ケル後尚ホ其拂ヲ  
 要求スルトク空シク三ケ年間放過シ置クトハ極メテ稀レナルトニ  
 然ルカ故ニ殆ント想像ノ恐懼ヲ以テ三ケ年スラ己ニ十分永キ時間ナ  
 ルニ尚ホ之ヨリ多キ歲月ノ間其義務ヲ負ハサルヘカラサル保証人ヲ  
 求メ得ルノ難キカ為メニ紛失シタル手形ノ真ノ所有者ヲシテ其拂ノ  
 受取リニ妨障ヲ受ケシムヘカラス

第百五十六條註

縦ヒ手形持主ハ為替手形ニ記載シタル金高ノ全部ヲ得ヘキ權利ヲ有  
 スト雖モ被振出人ヨリ其一部丈ケテ差出スルハ之ヲ受取ルト得加



之又之ヲ受取ラサレハカラス然ルハ手形持主ハ各人カ共ニ負フ義  
 務ノ一部ヲ解除スル所ノ此拂減ト高ヲ手形ニ託入シ而シ又其受取証  
 ヲ付與シ然ル後其拂殘ノ金高ニ付キ要償ノ書ヲ作ルヘシ押エ普通法  
 ニ故ラニ掲ケテ縦ヒ義務ヲ分ツヘキ時ト雖ヒ之ヲ行フヘキ者ハ之ヲ  
 得ヘキ者ヲシテ其渡スヘキ物ノ一部分ノミヲ強テ受取ラシムルヲ  
 得ス(民法千二百四十四條)ト云フ規則ニ本條ノ及戻ルハ是レ手形持  
 主ノ位地大ニ通常ノ債主ニ異ナルニ由ルナリ或ル關係ノ点ニ於テハ  
 手署者等ノ名代人タル手形持主ハ此人等ニ對シテ取戻ノ訴ヲナスノ  
 權利ヲ有ス渠レ若シ取戻ノ訴ノ區域ヲ減少スル拂減ノ高ヲ受取ル  
 ヲ拒マハ則チ是レ手署者等カ有スル所ノ已レニ利アル權利ニ損傷ヲ  
 與フルナリ  
 第百五十七條註

司 法 省

前第百三十五條ハ其主旨稍々一般ニ亘レ本條ト同一ノ規則ナルヲ  
 以テ該條下ニ施シタル解釋ヲ看ルヘシ  
 註解他人干渉シテ手形ノ金高ヲ拂ヲナスハ猶ホ他人ノ干渉シテ兼諾  
 ヲ為スト一般ニ要償ノ書ヲ作リタル後チ他人ヨリ行フ所ノ事ナリ其  
 目的ハ手形持主カ振出人及ヒ稟書人ニ對シ取戻ノ訴訟ヲナスヲ防止  
 スルニ在ルナリ  
 第百五十八條註  
 他人カ為習手形ノ拂ニ干渉シ得ルハ特ニ要償ノ書ヲ作リタル後ニ在  
 リトス此ニ至ル迄ノ間ハ他人ナレモ外人行務中ニ入込ムヘカ  
 ヲス而シテ他人ハ其干渉ニ由リ以テ振出人カ手形ノ拂ハ被振出人ノ  
 方ヨリ手形持主ニ得セシムヘシト契約シタル義務ノ執行並ニ存セス



第百五十七條註	典 フル ナリ	ヲ 拒 マ ハ 則 テ 是 レ 手 署 者 等 カ 有 ス ル 所 ノ 已 レ ニ 利 ア ル 權 利 ニ 損 傷 ヲ	權 利 ヲ 有 ス 渠 レ 若 シ 取 戻 ノ 訴 ノ 區 域 ヲ 減 少 ス ル 拂 減 ノ 高 ヲ 受 取 ル ト	手 署 者 等 ノ 名 代 人 タ ル 手 形 持 主 ハ 此 人 等 ニ 對 シ テ 取 戻 ノ 訴 ヲ ナス ノ	主 ノ 位 地 大 ニ 通 常 ノ 債 主 ニ 異 ナ ル ニ 由 リ タ リ 或 ル 關 係 ノ 点 ニ 於 テ ハ	得 ス 民 法 千 二 百 四 十 四 條 ト モ フ 規 則 ニ 本 條 ノ 及 戻 ル ハ 是 レ 手 形 持	得 ヘ キ 者 ヲ シ テ 其 渡 ス ヘ キ 物 ノ 一 部 分 ノ ミ ヲ 強 テ 受 取 ラ シ ム ル ト	ニ 故 ラ ニ 掲 ケ テ 縱 ニ 義 務 ヲ 分 ツ ヘ キ 時 ト 雖 モ 之 ヲ 行 フ ヘ キ 者 ハ 之 ヲ	ヲ 付 與 シ 然 ル 後 其 拂 殘 ノ 金 高 ニ 付 キ 要 償 ノ 書 ヲ 作 ル ヘ シ 押 ニ 普 通 法	務 ノ 一 部 ヲ 解 除 ス ル 所 ノ 此 拂 減 ト 高 ヲ 手 形 持 主 ハ 各 人 ノ 力 共 ニ 負 フ 義	之 又 之 ヲ 受 取 ラ サ ル ヘ カ ラ ス 然 ル モ ハ 手 形 持 主 ハ 各 人 ノ 力 共 ニ 負 フ 義
---------	---------------	--	--	--	--	---	---	--	--	---	---

司  
法  
省

方 ヨ リ 手 形 持 主 ニ 得 ル レ ム ヘ レ ト 契 約 シ タ ル 義 務 ノ 執 行 並 ニ 存 セ ス	ヲ ス 而 シ テ 又 他 人 ハ 其 干 渉 ニ 由 リ 以 テ 振 出 人 カ 手 形 ノ 拂 ハ 被 振 出 人 ノ	リ ト ス 此 ニ 至 ル 迄 ノ 間 ハ 此 他 人 ナ ル モ ノ 外 人 ノ 行 務 中 ニ 入 込 ム ヘ カ	他 人 カ 為 替 手 形 ノ 拂 ニ 干 渉 シ 得 ル ハ 特 ニ 要 償 ノ 書 ヲ 作 リ タ ル 後 ニ 在	第 百 五 十 八 條 註	ス ル ニ 在 ル ナ リ	目 的 ハ 手 形 持 主 カ 振 出 人 及 ヒ 裏 書 人 ニ 對 シ 取 戻 ノ 訴 訟 ヲ ナス ヲ 防 止	ヲ 為 ス ト 一 般 ニ 要 償 ノ 書 ヲ 作 リ タ ル 後 テ 他 人 ヨ リ 行 フ 所 ノ 事 ナ リ 其	註 解 他 人 干 渉 シ テ 手 形 ノ 金 高 ノ 拂 ヲ ナス ハ 猶 ホ 他 人 ノ 干 渉 シ テ 兼 諾	以 テ 該 條 下 ニ 施 シ タ ル 解 釋 ヲ 看 ル ヘ シ	前 第 百 三 十 五 條 ハ 其 主 旨 稍 々 一 般 ニ 直 レ ル 本 條 ト 同 一 ノ 規 則 ナ ル ヲ
--	---	--	--	---------------------------------	---------------------------------	--	--	--	---	--



ト	人	ヲ	シ	テ	思	惟	心	シ	ム	ハ	カ	ラ	ス	併	シ	他	人	若	シ	要	償	ノ	書	ヲ	作	ル	ノ	前	ニ
拂	ヲ	受	ク	ル	ト	テ	承	諾	ス	ル	手	形	持	主	ニ	其	拂	ヲ	ナ	ス	ハ	此	者	ハ	次	條	ニ	足	
メ	アル	所	ノ	代	權	ノ	利	ヲ	享	ケ	得	ル	ヤ	曰	ク	否	テ	渠	レ	決	シ	テ	此	利	ヲ	享	ク	ハ	
キ	ノ	價	ヲ	ラ	ス	何	ト	テ	シ	ハ	入	込	ロ	ハ	カ	ラ	サ	ル	他	人	ノ	行	務	内	ニ	入	込	シ	タ
レ	ハ	ナ	リ	然	ラ	ハ	若	シ	要	償	ノ	書	ヲ	作	ル	前	ニ	拂	ヲ	ナ	ス	者	裏	書	人	中	ノ	一	人
ナル	ハ	此	裏	書	人	ハ	高	法	第	百	五	十	九	條	ニ	定	メ	タ	ル	代	權	ノ	利	ヲ	享	ク	ハ		
キ	人	中	ニ	入	ラ	サ	ル	モ	渠	レ	ハ	少	ク	モ	他	ノ	者	ト	共	ニ	義	務	ヲ	擔	當	シ	又	他	ノ
者	ノ	為	メ	ニ	義	務	ヲ	擔	當	ス	ル	ノ	故	ヲ	以	テ	民	法	第	千	二	百	五	十	一	條	第	三	項
ニ	定	メ	タ	ル	法	律	上	ノ	代	權	ノ	利	ヲ	享	ク	ハ	キ	者	タ	ル	ヲ	得	ル	カ	曰	ク	否	テ	渠
レ	ハ	被	振	出	人	拂	期	日	ニ	其	拂	ヲ	ナ	サ	ル	ト	拂	ヲ	得	サ	ル	ト	ニ	付	テ	ノ	要	償	
ノ	書	拂	期	日	ノ	翌	日	ニ	作	ラ	ル	ト	ノ	二	ツ	ノ	事	實	ア	ル	ニ	ア	ラ	サ	レ	ハ	其	拂	
ヲ	擔	當	ス	ハ	キ	者	ナ	ラ	ス	前	頭	ノ	場	合	ニ	旅	テ	ハ	未	タ	要	償	ノ	書	成	ル	ニ	非	サ

司 法 省

レ	ハ	裏	書	人	ハ	為	サ	ル	ハ	カ	ラ	サ	ル	ニ	非	ス	シ	テ	其	拂	ヲ	ナ	シ	タ	ル	ヲ	以	テ	
高	法	第	百	五	十	九	條	ニ	基	キ	テ	モ	亦	民	法	第	千	二	百	五	十	一	條	第	三	項	ニ	基	キ
テ	モ	手	形	持	主	ノ	權	利	ニ	代	ル	ト	テ	得	ス														
若	シ	被	振	出	人	被	振	出	人	ノ	身	分	ニ	テ	為	替	手	形	ニ	承	諾	ノ	旨	ヲ	記	シ	タ	ル	片
ハ	之	レ	カ	為	メ	其	拂	ニ	付	キ	手	形	持	主	ニ	對	シ	一	身	上	ニ	義	務	ヲ	負	フ	ヲ	以	テ
業	既	ニ	他	人	ト	稱	ス	ハ	キ	者	ニ	非	ス	是	故	ニ	干	渉	者	ト	シ	テ	手	形	ノ	拂	ヲ	ナ	ス
テ	ヲ	得	ス	然	レ	モ	若	シ	之	ニ	及	シ	被	振	出	人	ノ	身	分	ニ	テ	為	替	手	形	ニ	承	諾	ノ
旨	ヲ	記	セ	サ	リ	シ	片	ハ	他	人	ノ	地	位	ニ	テ	手	形	ニ	手	署	シ	タ	ル	總	テ	人	耶	チ	
振	出	人	裏	書	人	若	ク	ハ	ド	ン	ヌ	ル	ド	ル	ド	ル	各	ヲ	以	テ	干	渉	シ	テ	拂	ヲ	ナ	ス	
ス	テ	得	ヘ	レ																									
此	他	干	渉	及	ビ	拂	ノ	ト	ハ	本	條	ニ	掲	載	ス	ル	カ	如	ク	要	償	ノ	書	中	ニ	記	入	シ	テ
之	ヲ	証	ス	ル	ヲ	得	ル	ノ	イ	ナ	ラ	ス	尚	又	其	書	ノ	未	ニ	附	記	レ	以	テ	其	証	ヲ	立	ル



第百五十九條註

普通法ニ從ハルル或ル稀有ナル例外ノ場合民法第百四十九條見合

ヲ除キ他人ノ負債ヲ代償セシムルハ義務ヲ得ヘキ者ノ權利ニ代ルコトヲ

得ス然ルニ本條ハ拂ヲ得サルコトニ付キ要償ノ書ヲ作りタル其手形ニ

手署シタル者ノ手署ノ榮譽ヲ損セサレシメ而シテ之ニ因リ以テ此人等

ノ信用ヲ扶持スルコトニ其朋友ヲ勸誘セシムルカ爲メ此規則ニ反シテ干涉

シテ拂ヲナシタル他人ニ手形持主ノ權利ニ代ルハ利益ヲ與ヘタラズ然

レモ代權人ハ手形持主ト同様ノ義務ヲ行フヘキカ故ニ拂ヲ得サルコト

ニ付テハ要償ノ書ヲ作りシ後十五日以内ニ取戻ノ訴ヲササハルヘカラ

ス若シ之ヲ行ハサルハ此訴ノ權ヲ失フヘシ

干涉者ハ獨リ振出人一名ノ爲メ或ハ一裏書人ノ爲メ或ハ保証人ノ爲

司法省

或ハ以上ノ者ノ内數名ノ爲メ或ハ又總テノ者ノ爲メニモ代テ拂ヲナ

スコトヲ得ヘシ若シ干涉者何人ニ代リタルコトヲ申報セサルハ總テノ

者ノ爲メニ干涉シタルコトヲ看做サハルナリ而シテ此干涉者ノ申報ノ旨

ハ使吏之ヲ要償ノ書中ニ記入シ或ハ此証書ノ未ニ附記ス談使吏ハ其

主顧ニ代テ拂ヲ受取り然ル後テ其拂ヲナシタル者ニ爲替手形及ヒ要

償ノ書ヲ付與スルナリ借テ干涉シテノ拂ヒ振出人ノ名ニ付テサレシ

力然ルハ振出人自身其拂ヲナシタルカ如クニ思惟セラル、ヲ以テ

總テノ裏書人ハ全ク其義務ヲ免カシ又干涉シテノ拂ヒ裏書人又ハ保

証人中ノ一人ノ名ニ付テサレシカ然ルハ干涉ヲ受ケタル者ノ後ニ

裏書ヲナシタル者ノ其義務ヲ免カシ又干涉シテノ拂ヒ總テノ手署

者ノ名ニ付テシタル或ハ別段ニ姓名ヲ指示スレテササレシカ然ルハ

拂ヲナシタル人ハ總テノ者ニ對シテ手形持主カ訴ヲナスノ權ニ代ルコト



ヲ得ヘシ	若シ干渉シテ拂フ為サント欲スルモノ數人アルハ最モ多數ノ人ノ	義務ヲ免カレシムヘキ者ヲ法律上ニ於テ擇採スルヲ以テ振出人ノ為	メニ拂フナサント欲スル干渉者アルハ然テ他者ヲ差置キ此者ヲ擇	採ス何トナシハ振出人或ハ其名前ニテ拂フサハ他ノ義務ヲ行フヘ	キ者悉ク其義務ヲ免カレハヤリ又之ニ齊ク裏書人ノ為メニ拂フナ	サント欲スル干渉者數人アルハ裏書ノ日附早キ裏書人ノ為メニ干	渉スル者ヲ擇採ス若シ義務ヲ行フヘキ一人ノ為メニ拂フナサント欲	スル干渉者數人アルハ被振出人ヲ擇採シ若シ此内ニ被振出人アラ	サルハ口コンマシダテ一ルモ此	内ニアラサル片ハ最モ初メニ此事ヲ申出タル者ヲ擇採ス	第十一款
------	-------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	----------------	---------------------------	------

司 法 省

註解	為替手形ノ持主被振出人ヨリ兼諾ヲ拒コレ又ハ拂フ得サルハ振出	形ノ手署者等ニ對シ取戻ノ訴ヲナスノ權ヲ失フニ至ルノ最格ナク規	則ニ從ハサルハカラス	第一百六十條註	為替手形ノ持主被振出人ヨリ兼諾ヲ拒コレ又ハ拂フ得サルハ振出	人及ヒ裏書人ニ對シ嚴ナル取戻ノ訴訟ヲナスノ權利ヲ有ス然レモ又	振出人及ヒ裏書人ハ餘リ久シキ間此訴訟ヲ受クヘキノ懸念ヲ抱カサ	ル利益ヲ有ス若シ手形見タル時直ニ拂フヘキ者又ハ見タルヨリ或	ル期限ニ拂フヘキ者ナルハ其持主自終ニ之ヲ放棄シ置キ義務ヲ行	フヘキ總テノ者ヲシテ定限ナク義務執行ニ對テ懸念ヒシムヘカラス	故ニ本條ニ於テ承諾又ハ拂フ求ムルヲ付キ手形持主ニ與ヘタル能
----	-------------------------------	--------------------------------	------------	---------	-------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	-------------------------------



カヲ正且ツ理ニ通セル境界内ニ制限シ若シ手形持主ニ於テ定期内ノ	時日ヨ空シク消過スルハ稟書人ニ對シ取戻ノ訴訟ヲナスハキ權ヲ	失心又振出人ノ掌ヲ拂フヘキ金高ノ備ヘヲナシタルトテ証據立ツルハ	ハ其振出人ニ對シテモ取戻ノ訴訟ヲナスハキ權ヲ失フヘシ然レモ此	期限制定ニ付キ立法官ノ主意ハ確乎且ツ正理ノ規則ヲ以テ仲裁人ヲ	要セサランニ而メ總テノ者ノ利益ヲ偏倚ナラサラシメシク為メ特ニ	契約ノ旨ヲ詳釋シ契約者カ黙々ニ付シタル期限ノ缺ヲ補ハント欲ス	ルノミナリ且ツ尚ホ本條ノ末項ニ掲クルカ如ク手形ニ干與スル者ハ	其格段ナル契約ニ由リ法律上ニ定メタル期限ヲ伸縮スルノ能力ヲ保	有ス	第百六十一條註	手形持主ハ拂期日ノ翌日ニ至リ尚ホ其拂ヲ求メ得ヘシト雖モ若シ此
--------------------------------	-------------------------------	---------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	----	---------	--------------------------------

司 法 省

末ノヲ拒マレタレハ其日直々ニ要償ノ書ヲ作ラサルヘカラス凡ソ	被振出人手形ニ承諾ノ旨ヲ記シタルハ振出人ヨリ其カロビジョシヲ	領収ハシト然ラサルトテ問ハス振出人及ヒ稟書人同様ニ手形ノ金高	ヲ拂フヘキ義務ヲ一身ニ負擔ス加之稟書人ニ比スレハ更ニ嚴格ナ	ル地位ニ立テリ何トナシハ被振出人ニ於テハ五年ヲ過キサレハ其期	満得免ヲ申立テ能ハサレハナリ然レモ手形持主ノ怠慢若クハ自儘ヲ	以テ心ス承諾者ヲシテ五ヶ年ノ永期間嚴ナル義務ノ羈絆ヲ脱スルコ
-------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------











若シ本條ニ此明確ナル規則ノ定メナキハ則チ此ニ掲擧スル三ツノ  
 場合ニ於テ拂ノ拒ミヲ端式ノ証書ヲ以テ証スヘキ義務ヲ手形持主ニ  
 履行セシムルノ規則ハ枉屈セサルヘカラスト人々思考スルナラン然  
 レ氏既ニ此規則明示セラレタル上ハ早ヤ疑ノ容ルヘキナシ第一手形  
 持主既ニ承諾ヲ得サルニ付テノ要償ノ書ヲ作リタレハトテ拂ヲ得サ  
 ルニ付テノ要償ノ書ヲ作ルヘキノ務メヲ免カル、ヲ得ス是レ被振出  
 人ニ於テ承諾ヲナスヲ拒ミタル後チニ至リ「プロヴェンツ」ヲ領収シ而シ  
 其拂ヲナスハ能ハサルノ事ニ非サルカ故ナリ第二被振出人ノ死去モ  
 亦手形持主カ要償ノ書ヲ作ルヘキ務メヲ免カレシメス其故ハ遺物相  
 續人ニ於テ其拂ヲナスヲ得又若シ遺物相續人財産目録ヲ製シ而シ  
 相續ノ「」ニ付キ熟考スルタメ法律上ニ於テ許シ與フル期限ノ後ニ至  
 リタル上ニテ其拂ノ事ニ及ホスヘシト申立テナハ手形持主ハ此公言

司 法 省

ヲ以テ拂ノ拒ミト看做スカ故ナリ第三若シ被振出人為替手形ノ拂ヲ  
 為スニ定メタル期日前ニ分散シタル片ハ縦ヒ被振出人及ヒ其管財人  
 ハ法ニ適シテ其拂ヲナシ能ハサルモ拂ヲ得サルニ付テノ要償ノ書ヲ  
 作ルヲ緊要ナリトス何トナレハ手形ニ手署シタル人等ニ於テ其分散  
 ヲ知ラサルノ恐レアラサレハナリ○且ツ又余輩カ今説明シタル三ツ  
 ノ場合ニ於テ已ニ要償ノ訴ヲ受ケタル其手形ノ拂ヲナス為メ他人干  
 渉スル「」ヲ得ヘシ○若シ被振出人分散スル片ハ期限ノ利益ヲ失フ「民  
 法第百八十八條及ヒ高法第四百四十四條見合」カ故ニ斯時ハ手形持  
 主本條ニ從ヒ其拂期日前ニ拂ヲ得サルニ付テノ要償ノ書ヲ作リ被振  
 出人ニ於テ既ニ承諾ヲナシタルト否トヲ分メス直チニ取戻ノ訴ヲナ  
 ス「」ヲ得ヘシ  
 前第百六十二條ハ拂期日ノ翌日直ニ要償ノ書ヲ作ルヘキ「」ヲ令スル



一般ノ規則ナリ然ルニ二ツノ限外ノ場合アリ第一為替手形ニ此手形  
 ニ對シ要償ノ書ヲ作ルヘカラス或ハ費用ナク返スヘキ旨ヲ記入シ  
 ル時若シ此内ノ一ヶ條手形中ニ記入アル片ハ義務ヲ行フヘキ者及  
 ヒ其他ノ總テノ者ニ於テモ之ヲ履行セサルヘカラス何トナレハ此等  
 ノ人ハ皆テ其旨ヲ了知スレハナリ然ル片ハ手形持主ハ拂テ得サルノ  
 際要償ノ書ヲ作り而シテ十五日内ニ保証者等ヲ裁判所ニ呼出スヘキノ  
 務メテ免ルノミナラス尚ホ又拂テ得サル丁ヲ保証者等ニ報道スヘ  
 キ務メテモ行フニ及ハサルノ名代人ト看做サルハナリ若シ手形持主  
 要償ノ書ヲ作ラハ之ニ付テノ費用ハ足限ナク之ヲ一身上ニ擔當スヘ  
 シ又右ニ及シ一裏書人此ヶ條ヲ手形ニ記入シタル片ハ契約ヲナシタ  
 ル双方ノ者即チ裏書人ト讓受人ノ間ニ嚴ニ限レルノ効ヲ生スルナリ  
 (千八百十五年十二月六日破毀院ハ判決第二若シ手形持主抗拒スヘカ

司 法 省

ラサルカノ妨害ノ為メ法律上ニ定マレル期日ニ要償ノ書ヲ作ル丁ヲ  
 得サル片ハ其實際ノ情況實ニ然ルヤ否ヲ判定スルハ裁判所ニ在リ而  
 ノ諒裁判所ハ手形持主カ實ニ人カノ防禦シ難キ妨害ヲ被ムリ又ハ其  
 妨害止ム後チ敢テ怠慢ヲナシタルニアラサレハ要償ノ書報知呼出ノ  
 延引ノ為メ手形持主カ失フ所ノ權ヲ談人ニ帰復セシムヘカラス(千八  
 百十七年七月七日及ヒ千八百三十一年四月二十三日破毀院ノ判決)  
 第百六十四條註  
 為替手形ノ總テ手署者即チ振出人裏書人保証者及ヒ承諾ヲナシタル被  
 振出人ハ其拂ニ付キ連帶シテ義務ヲ負フヘキカ故ニ(商法第百四十條  
 見合)本條ノ規則ヲ以テ殊更ラニ確固ナラシメタル一般ノ原則(民法第  
 千二百三條及ヒ千二百四條)ヲ適用シ以テ要償ノ書ヲ作リタル手形ノ  
 持主ハ義務ヲ行フヘキ者ノ一人ノ居住地ノ商法裁判所ヘ其總負一同



共ニ或ハ各人別個ニ同時若クハ次ヲ逐ヒ取戻ノ訴ヲナシ得ルナリ若  
 シ手形他人ノ計策ノ為メニ振出タルモノナルハ其持主ハ手形ノ振  
 出ヲ命シタル者ヲ以テ我レニ對シ直接ニ義務ヲ負フモノトナサス何  
 トナレハ振出ヲ命シタルモノハ其手形ニ手署ヲナサハナリ是故  
 ニ手形持主カ要償ノ訴ヲナシ得ルハ振出ヲ命シタル者ニ對シテニ非  
 スレテ全ク計策ノ為メニ振出ヲナシタル振出人ニ對シテナリ然ルニ  
 既ニ拂ヲナシタル被振出人ヨリノ要償ノ訴ハ振出人ニ對シテナサス  
 シテ振出ヲ命シタル者ニ對シテナスカ故ニ此事ニ於テハ全ク手形持  
 主ニ異ナレリトス  
 振出人ハ為替手形ノ金高ヲ手形持主ニ拂フタル後已レヨリ裏書人等  
 ニ對シ又其保証人ニ對シ取戻ニ付キ決シテ訴フヘキトアラス何トナ  
 レハ渠レ自カラ此等ノ人ニ對シ保証ノ任ヲ負擔スレハナリ被振出人

司 法 省

ノ身分ニテ承諾ヲナシ而ル後チ好テ或ハ餘義ナク其拂ヲナシタル被  
 振出人ハ獨リ振出人ニ對シ取戻ノ訴ヲナスヘク若シ其手形他人ノ計  
 策ノ為メニ振出シタルモノナルハ振出ヲ命シタル者ニ對シ同様ノ  
 訴ヲナスヘシ然レ氏要償ノ訴ヲ受ケタル手形ニ付キ其拂ヲナシタル  
 裏書人ハ振出人已レヨリ前ノ裏書人等承諾ヲナシタル被振出人及ヒ  
 此等ノ内ノ一人カ立テタル保証者ニ對シテ償ヲ求ムルノ權利ヲ有ス  
 此裏書人ヨリナス取戻ノ訴ハ手形持主ヨリノ訴ノ如ク被告一同ヲ一  
 訴中ニ或ハ別々ニ訴出スルヲ得加之裏書人手形ノ拂ノトニ付キ手形  
 持主ヨリ裁判所ニ呼出サレタル上ハ該裏書人ヨリ我カ訴出ヤラレタ  
 ル裁判所へ餘ノ一同ヲ保証者トシテ呼出シ或ハ一同ニ對シ主タル訴  
 訟ヲナストヲ得ヘシ

第百六十五條註



ル	サ	シ	ナ	ニ	ヲ	氏	テ	其	對	ノ	法
ヘ	、	テ	レ	反	シ	之	ノ	後	シ	書	律
シ	ル	呼	若	シ	ヲ	ヲ	呼	尚	取	ヲ	上
	片	出	シ	且	實	呼	出	ホ	戻	作	ニ
	ハ	状	保	ツ	際	状	ト	拂	ノ	リ	定
	ニ	ヲ	証	理	ニ	ノ	二	ヲ	訴	タ	メ
	様	作	者	ニ	徴	二	様	得	ヲ	ル	タ
	ノ	ラ	直	適	ス	要	ノ	サ	ナ	手	ル
	書	サ	テ	ヤ	ル	償	書	ル	ス	形	期
	付	ル	ニ	ガ	ニ	ノ	付	キ	ト	持	限
	ヲ	片	拂	ル	要	書	ヲ	ハ	得	主	内
	作	ニ	ヲ	モ	償	ノ	手	要	ヘ	ハ	即
	ル	比	ナ	ノ	ノ	書	形	償	シ	本	チ
	ノ	シ	ス	ハ	ノ	送	持	ヲ	備	條	拂
	際	毫	片	其	慣	達	主	作	テ	ニ	期
	ニ	モ	ハ	費	習	ト	ニ	リ	本	掲	日
	比	加	其	用	ナ	拂	作	タ	條	ク	ノ
	セ	ハ	費	唯	リ	ニ	ラ	ル	ニ	ル	翌
	ハ	ル	用	要	ト	付	シ	ヨ	據	如	日
	其	ナ	要	償	ス	テ	ム	リ	レ	ク	拂
	費	ク	償	ノ	呼	ノ	ル	十	ハ	為	ヲ
	用	又	書	送	出	呼	モ	五	要	替	得
	ヲ	之	ノ	連	状	出	ノ	日	償	手	サ
	要	ニ	送	ノ	ト	状	ハ	内	ノ	形	ル
	ス	反	連	ミ	ハ	ト	使	ニ	書	ノ	ニ
	ル	シ	ノ	ニ	使	ハ	吏	拂	ノ	衆	付
	丁	拂	ミ	ル	吏	使	吏	ニ	送	手	テ
	寡	ヲ	ニ	ル	吏	吏	吏	付	達	署	ノ
	少	ナ	ニ	ル	吏	吏	吏	付	ト	者	要
	ナ	ナ	ニ	ル	吏	吏	吏	付	ト	ニ	償

司 法 省

出	據	カ	ツ	サ	ハ	手	法	五	ハ	リ	呼
ヲ	リ	管	ル	ル	更	形	律	日	該	此	出
ナ	期	轄	ト	保	ニ	持	上	ヲ	祭	場	ノ
ス	滿	ニ	ヲ	証	新	主	ニ	放	日	合	為
ノ	得	非	得	者	呼	ハ	定	過	ニ	ニ	メ
際	免	サ	ス	三	出	取	メ	セ	際	セ	定
要	ヲ	ル	若	々	ヲ	戻	ア	ハ	セ	ハ	メ
償	一	旨	シ	年	ナ	ノ	ル	取	ハ	手	タ
ノ	時	ヲ	償	内	ス	訴	期	戻	手	形	ル
書	停	公	ヲ	ニ	ヲ	ヲ	限	シ	持	主	期
ヲ	止	言	求	新	ナ	ナ	内	ノ	主	ハ	限
作	ス	ス	ム	呼	ノ	ノ	ニ	訴	裁	判	ノ
リ	ル	モ	ノ	出	而	推	呼	ヲ	判	役	末
タ	ノ	其	訴	ヲ	メ	ヲ	ヲ	ナ	ノ	ノ	日
ル	力	呼	ヲ	受	最	失	ナ	ノ	權	利	法
ヨ	ア	出	持	ク	初	フ	シ	權	ヲ	許	律
リ	リ	ハ	出	ル	ノ	ヤ	タ	利	可	ヲ	上
十	是	民	シ	片	呼	曰	タ	ヲ	然	レ	ニ
五	ヲ	法	タ	ハ	出	ク	タ	失	氏	手	定
日	以	第	ル	之	ニ	否	タ	フ	手	形	メ
ノ	テ	二	裁	ニ	於	ラ	タ	ヘ	形	持	タ
期	手	千	判	對	テ	ス	裁	シ	持	主	ル
限	形	二	所	シ	テ	斯	判	テ	主	若	祭
已	持	百	ニ	訴	缺	ル	ヲ	受	若	シ	日
ニ	主	四	於	ノ	席	場	受	ケ	シ	空	ニ
過	ハ	十	テ	拒	裁	合	ケ	サ	ク	十	當
キ	縱	六	テ	ミ	判	ニ	サ	ル	十	ア	ル
去	ヒ	條	申	テ	ヲ	於	所	所	十	ア	ル
ル	新	ニ	立	裁	受	テ	ノ	ノ	十	ア	ル
モ	呼				ケ				十	ア	ル



其訴訟ヲ適當ナル裁判所へ持出スノ權利ヲ有ス  
 爰ニ注目スヘキトアリ即チ手形持主ヲシテ拂期日ノ翌日要償ノ書ヲ  
 作ルヘキ務ヲ免カレシムル所ノ費用ナキ矣リノケ條或ハ其他之ニ同  
 様ナルケ條ハ又手形持主ヲシテ十五日内ニ取戻ノ訴ヲナスヘキノ務  
 ヲ免カレシムルト又抗拒スヘカラサルカノ妨害ニ遭遇シタルカ為メ  
 拂ヲ得サルニ付テノ要償ノ書ヲ作ルノ遲延ハ手形持主ヲシテ失權  
 ニ陥ラレシメサルカ如ク此妨害ノ為メニ要償ノ書ヲ作りタルヨリ十五  
 日内ニ取戻ノ訴ヲナスル者モ亦失權ニ至ラサルヘキト是レナリ  
 第百六十六條註  
 佛蘭西國內ニ於テ振出し而シ佛蘭西國內ニ於テ拂フヘキ手形ノ場合  
 ニ付キ豫設シタル前條ニ從ヘハ要償ノ訴ヲナシタル手形ノ持主カ保  
 証者ニ對シテ取戻ノ訴ヲナス期限ニハ距離ノ遠近ニ應シテ定メタル

司 法 省

モノト畫一ニ定メタルモノトアリ然ルニ佛蘭西ヨリ外國ニ向ケ振出  
 シ或ハ外國ヨリ佛蘭西ニ向ケテ振出しタル手形ニ付キ設ケタル本條  
 ニ據レハ手形持主ハ距離ノ遠近ニ應シテ異ナレル定マリアル期限ヲ  
 有スルノミナリ但シ此期限ハ多クノ點ニ於テ全ク訴訟法第七十三條  
 ニ於テ許シ與フル日延ノ期限ト異ナレリトス  
 第百六十七條註  
 手形持主ヨリ振出人及ヒ裏書人等一同ニ對シ共ニ訴フル片ノ期限ハ  
 手形持主ヨリ其直接ノ讓受人ニ對シ取戻ノ訴ヲナス場合ニ付キ前第  
 百六十五條及ヒ第百六十六條ニ於テ定メタル期限ニ同シ備テ本條ニ  
 於テ手形持主ハ振出人及ヒ裏書人ノ各々ニ對シテ前條ニ定メタル期  
 限ノ利ヲ享クヘシト記ス此言詞ハ解シテ手形持主ハ其保証者種々異  
 ナレルニ隨テ其訴ヲナスニモ亦異ナレル期限ヲ有スヘシトノ意トナ



スヘカラス何トナレハ手形持主カ是等ノ各人ニ對シテ訴出スルノ期  
 限ハ常ニ拂ヲ得サルニ付テノ要償ノ書ノ日附ヲ以テ起点トナス一ノ  
 期限ノ他アラサレハナリ距離ノ遠近ニ由テ十五日ノ期限ニ延伸ヲナ  
 スノトニ付テハ訴訟ヲナス者手形持主ナルハ拂ヲナスヘキ地ト保  
 証者ノ居住地トノ距離ヲ採リ又一裏書人ヨリ取戻ノ訴ヲナスハ該  
 裏書人ノ居住地ト其保証者ノ居住地トノ距離ヲ採ルナリ  
 拂ヲナシタル裏書人若クハ拂ヲナスヘキ為メニ呼出ヲ受ケタル裏書  
 人我カ保証者ニ對シ各人別々ニ或ハ一同共ニ取戻ノ訴ヲナスノ期限  
 ハ手形持主ノ出訴ノ期限ト其長短ヲ同フス尤モ裏書人ノ出訴期限ハ  
 自己ノ裁判所ニ呼出ヲ受ケタル翌日ヨリ起算スルナリ本條ニ於テハ  
 要償ノ書ヲ作リタルヨリ十五日内ニ裏書人呼出ヲ受ケルナクシテ  
 其拂ヲナセシ場合ニ方リ該裏書人ノ出訴期限ヲ豫設セスト雖モ此場

司 法 省

合ニ於テ裏書人ノ出訴期限ハ其拂ヲナシタル翌日ヨリ起算スル所ノ  
 十五日ノ期限ナリト決定セサルヘカラサルト明了ナリ  
 不完全ナル裏書ニテ為替手形ヲ讓受ケタル者モ亦其拂ヲナスヘキ為  
 メニ訴ヘラル、ヤ曰ク渠レ若シ完全ナル裏書ヲナシ他ニ讓渡ヲナシ  
 タルニ於テハ此訴ヲ受クルナリ何トナレハ此裏書ニ由リ以テ其コン  
 ミッセルトシテ取扱ヲナシタルトテ現明ナラシムレハナリ然レモ若  
 シ亦不完全ナル裏書ヲナシタルニ於テハ特ニ名代人ノ身分ニテ其取  
 扱ヲナシタルノミナルカ故ニ一身上ニ義務ヲ負擔スルトナク隨テ訴  
 出セラル、トナシトス  
 第百六十八條註  
 手形持主若シ要償ノ書ヲ作ラズ或ハ之ヲ作りタル後テ定規ノ期限内  
 ニ償ヲ要ムルノ訴ヲナサハ拒抗スヘカラサルカノ妨害ニ遭



遇スル場合ノ外ハ全ク裏書人等ニ對シ償ヲ要ムルノ權利ヲ失却ス若  
 シ此手形持主幼年者或ハ治産ノ禁ヲ受ケタル者ナルニ於テハ特ニ其  
 後見人ニ對シ損失ノ賠償ヲ求ムルノ訴ヲナシ得ルノミ然レモ手形持  
 主既ニ要償ノ書ノ効驗ナキ時ニ於テ一裏書人ヨリ為替手形ノ拂ヲ受  
 取リナハ其拂ヲナシタル裏書人ハ已レカ拂ヒシ物件取返シノ訴訟ヲ  
 ナス<sup>1</sup>得ス何トナレハ渠レハ拂フヘカラサルノ金高ヲ拂ヒシト省  
 做サンヨリハ寧口拂ヲナスヘキ限外ノ旨ヲ申立ツヘキ事ヲ放棄セシ  
 ト看做セハナリ(千八百十五年三月七日破毀院ノ判決) 借テ余輩カ前第  
 百三十條ニ掲載セシ千八百五十年六月五日ノ國幣法中ニ注目スヘキ  
 規則ヲ保有セリ即チ其第五條ニ於テ印紙ヲ用井ス若クハ印紙ニ付テ  
 ノ檢印ヲ受ケサル為替手形ノ持主ヨリ裏書人等ニ對シ總テノ償ヲ求  
 ムルノ訴ヲナスヲ許サハル<sup>1</sup>是レナリ

司 法 省

第百六十九條註  
 為替手形ノ拂ヲナシ或ハ拂ヲナスヘキ為メニ呼出ヲ受ケタル裏書人  
 ハ手形持主ノ義務先ニ其權利ニ代ハルヲ以テ該裏書人ハ前第百六十  
 七條ニ於テ定メアル期限内ニ已レヨリ先前ノ裏書人ニ對シ償ヲ求ム  
 ルノ訴ヲナス<sup>1</sup>ヲ怠ル<sup>1</sup>此レ等ノ人ヨリ償ヲ得ヘキ權利ヲ失フヘ  
 シ  
 第百七十條註  
 手形持主要償ノ書ヲ作ル<sup>1</sup>ヲ怠リ或ハ法律上ニ定メアル期限内ニ償  
 ヲ求ムルノ訴ヲナス<sup>1</sup>ヲ怠リタルノ際振出人ハ手形持主ニ對シ裏書  
 人等ト同一ノ利ヲ享クル<sup>1</sup>ヲ得ス元來裏書人等ニ於テハ手形ノ拂期  
 日ニ<sup>1</sup>ア<sup>1</sup>ロ<sup>1</sup>ヴ<sup>1</sup>キ<sup>1</sup>ン<sup>1</sup>ノ被振出人ノ手中ニ在ルト否ヲサルトヲ問ハス常ニ  
 全ク其義務ヲ免カ<sup>1</sup>ル<sup>1</sup>ナリ何トナレハ裏書人等ニ於テハ已レノ領收



至	得	ニ	ヲ	ス	ヲ	若	証	視	之	他	ナ	ク	以	ニ	人	ヲ	ノ	得	ノ	暴	レ	ノ	セ
リ	ヘ	掲	直	ヲ	立	シ	ヲ	サ	ヲ	ノ	リ	ハ	テ	當	ニ	利	、	ハ	訴	キ	ヲ	為	セ
タ	シ	ク	接	得	テ	通	立	ル	振	ノ	ナ	承	己	リ	對	ス	、	訴	ニ	キ	利	為	シ
ル	シ	ル	ニ	ス	タ	常	テ	、	出	計	リ	諾	レ	已	シ	一	如	ハ	ニ	手	メ	シ	物
中	被	規	訴	被	ル	ノ	能	ヲ	ヲ	ノ	リ	ヲ	ヲ	ニ	取	ハ	是	取	形	其	利	物	
ハ	振	則	へ	振	ル	振	ハ	以	命	為	リ	記	利	ゴ	戻	カ	ニ	ム	受	權	ヲ	齊	
全	出	ニ	又	出	ル	出	ス	テ	シ	メ	リ	シ	ヤ	ロ	ラ	サ	於	取	人	利	ヲ	キ	
ク	人	準	承	人	ル	人	ン	若	タ	ニ	リ	タル	サル	グ	ル	ル	テ	人	ヨ	ヲ	失	物	
手	手	據	ヲ	既	ル	又	ハ	シ	ル	振	リ	手	ル	ン	原	何	手	手	リ	フ	復	ヲ	
形	形	レ	ナ	ニ	ル	ハ	其	渠	者	出	リ	形	旨	ヲ	則	人	形	持	者	旨	々	他	
持	ノ	手	サ	其	持	他	手	レ	ノ	シ	リ	ノ	証	備	ノ	ヲ	主	主	領	ヲ	他	ノ	
主	拂	持	ル	承	主	ノ	形	ニ	方	ヲ	リ	金	明	ヘ	正	論	ニ	收	申	者	者	ニ	
自	期	主	ノ	ヲ	ハ	計	ノ	於	へ	ナ	リ	高	ス	タ	理	ヤ	損	シ	立	ニ	拂	ヒ	
己	日	振	場	ナ	被	ノ	高	テ	送	シ	リ	ヲ	ル	レ	二	ス	失	タ	ツ	二	ヒ	タ	
ノ	後	出	合	シ	振	為	ヲ	被	ル	タ	リ	拂	ニ	ハ	據	他	ヲ	ル	モ	モ	ル	ヲ	
急	ニ	ノ	ニ	ル	出	メ	ハ	振	ノ	人	リ	フ	非	隨	リ	人	被	於	テ	他	人	ヲ	
リ	至	權	於	ノ	人	ニ	サ	ハ	ノ	手	リ	ヘ	サ	テ	以	ニ	ム	テ	人	ニ	以	テ	
ヨ	リ	利	テ	場	對	振	ル	ノ	有	形	リ	キ	レ	又	急	損	ラ	ガ	損	テ	手	形	
リ	分	ニ	ハ	合	ス	出	ヘ	フ	セ	持	リ	義	ハ	他	情	失	シ	ロ	失	人	以	テ	
比	散	代	民	ニ	ル	ヲ	カ	ロ	ス	主	リ	務	承	人	ナ	被	メ	ッ	ヲ	損	手	形	
場	ニ	テ	法	於	ニ	ナ	ラ	グ	カ	ヨ	リ	ヲ	諾	ニ	ル	ム	以	テ	失	ヲ	手	形	
合	陥	之	第	テ	非	シ	ス	ン	ラ	リ	訴	免	ヲ	損	ラ	テ	フ	ハ	ヲ	失	持	主	
ニ	リ	ヲ	千	ハ	サ	タ	カ	ヲ	常	ヲ	受	カ	ナ	害	シ	ラ	旨	ス	被	ヲ	主	ニ	
値	若	訴	百	手	レ	ル	ラ	ヲ	ノ	ヲ	ク	ル	サ	ヲ	持	シ	ヲ	シ	ラ	以	對	シ	
遇	ク	ッ	六	形	ハ	人	ス	ヲ	振	ル	ル	、	ル	被	主	メ	ス	ハ	シ	テ	急	慢	
ス	ハ	ル	十	持	ハ	右	ス	確	出	ノ	リ	ヲ	シ	ム	ヨ	以	テ	ス	取	而	已	慢	
ル	衰	一	六	主	ナ	ノ	ス	セ	人	際	リ	得	メ	ラ	リ	テ	ル	戻	ノ	已	慢	慢	
モ	敗	ヲ	條	之	ナ	明	ス	シ	ト	際	ナ	サ	手	シ	振	ス	丁	取	而	已	慢	慢	
ノ	ニ	ヲ	條	之	ナ	証	ス	明	同	際	ナ	ル	形	メ	出	レ	ヲ	戻	而	已	慢	慢	
ナ													若	メ	日	レ	ヲ	戻	而	已	慢	慢	

司 法 省



レハ自カラ其損失ヲ負フヘシ○承諾者ニ付テハ該人ハ決シテ五年ノ  
期滿得免ニ非サレハ申立ツルヲ得ス

第百七十一條註

振出人或ハ裏書人中ノ一人ニ於テ萬々一為替手形ノ拂ノ為メニ備ヘ  
タル金高ヲ受取ルヲアリ實ニ斯ル想像ノ事アルノ場合ニ於テハ此金  
高ヲ受取タル者之ヲ自身ニ保有シ能ハサルヲ明亮ナリ何トナレハ渠  
レ若シ之ヲ保有セハ是ニ由リ以テ手形持主ニ損失ヲ被ムラシメ而シ  
己レヲ利スヘケレハナリ

第百七十二條註

為替手形ハ公正且ツ執行ノ証書ナラサルカ故ニ拂ヲ得サルニ付テノ  
要償ノ書ヲ記シタル手形ノ持主ニ於テ其保証者等ノ動産ヲ假リニ低  
償トシテ差押ルニハ商法裁判所へ願出テ其上席人ヨリ命令ヲ得タル

司 法 省

上ニアラサレハ之ヲ行フヲ得ス承諾ヲナサハル被振出人ハ手形持  
主ニ對シ直接ニ義務ヲ負ハス加之又手形ノ拂ニ付キ一モ義務ヲ負ハ  
サルヲアルヲ以テ手形持主ヨリ渠レニ對シ其動産ヲ假リニ差押フル  
ノ手續ニテ訴ヘ得ルハ唯其承諾ヲナシタル片ノミニ限レリトス(千八

百五十七年七月二十九日ボルドー裁判所ノ判決)

拂ヲ得サルニ付テノ要償ノ書成ルノ後チ手形持主ニ其拂ヲナシタル  
裏書人ハ全ク手形持主ノ權利ニ代ハルモノナレハ裏書人モ亦裁判所  
ノ上席人ノ命令ヲ得テ以テ振出人承諾ヲナシタル被振出人及ヒ已レヨ  
リ先前ノ裏書人等ノ動産ヲ假リニ低償トシテ差押フルヲ得ヘシ

第十二款

要償ノ書ノ下

注 解 要償ノ書ナル者ハ為替手形ノ持主ニ於テ被振出人ノ承諾若クハ  
拂ヲ拒ミタルヲ証スル所ノ裁判外端式且ツ公正ノ証書ナリ○此証



書ヲ「プロテ」ト稱スル所以ハ手形持主公ケノ官吏ニ籍リ其「プロテ」ト  
 トヲナス故ナリ之ヲ詳言セハ「プロテ」トスルニシテ羅証人語ニシテ蓋即テ証  
 人ノ立會ヲ以テ被振出人ノ承諾若クハ拂ノ拒ミヲ受ケタルニ付手形  
 ニ手署セル諸人ニ對シ其元高并ニ損失ノ償ヒ諸入費取戻ノ訴ヲナス  
 旨ヲ公言スル「ナリ」此証書ハ手形ノ作為裏書承諾ノ方ノ如ク或ルケ  
 條ヲ記載セサルヘカラスシテ若シ之ヲ記載セサルハ無効ニ帰スル  
 故ニ端式ノモノナリトス且ツ又此証書ハ一二ノ公ケノ官吏ノ手ニ  
 由ルニ非サレハ之ヲ作ルヘカラスルヲ以テ公正ノモノナリトス  
 第七十三條註  
 本條第一項ノ規則ハ千八百四十八年三月二十三日ノ法令ヲ以テ改良  
 シ「談法令第二條ニ掲ケテ云ク要償ノ書ハ今後証人ノ立會ヲ用井スシ  
 テ之ヲ作ル「ナリ」得ヘシト然レ「氏」之レハ承諾ヲ得サルニ付テノ要償ノ

司 法 省

書又ハ拂ヲ得サルニ付テノ要償ノ書ハ証人ノ立會ヲ用井ス一名ノ公  
 証人或ハ一名ノ使吏ニテ之ヲ作ル「ナリ」得ヘシト改正セサルヘカラス  
 呼出ハ被告人或ハ其住所ニ向ケテナス者ナリ「訴訟法第六十八條見合  
 然ルニ要償ノ書ハ常ニ振出人ノ公言シタル手形ノ拂ヒノ場所ニ宛テ  
 作ルヘキヲ以テ被振出人ノ干渉シテ承諾ヲナシタル者并ニ被振出人  
 拂ヲナサ「ル」時之ニ代テ拂フヘク手形ニ記シアル者ノ住所ニ宛テ、  
 之ヲ作ラサルヘカラス尤モ代テ拂フナスヘキ者ヲ手形ニ記入シタル  
 ハ振出人ニ非スレテ裏書人中ノ一人ナルハ代テ拂フナスヘキ者ノ  
 住所ニ宛テ作ルニ及ハサルカ如シ千八百五十年七月二十九日破毀  
 院ノ判決「借」テ何レノ人ニ對シテ償ヒヲ得ント求ムルニモ唯、一ノ同証  
 書再言セハ其本書ハ一通ニテ之ヲナスナリ若シ住所ノ記載ニ訛誤ア  
 リ或ハ被振出人ヲ指示スル「ナリ」不充分ナル時ハ要償ノ書ヲ作ル前「ツ



探索ノ書ヲ作ラサルヘカラス此書付ハ即チ調書ニシテ此書中ニ公証  
 人或ハ使吏カ聞知スル所ニテハ被振出人ノ住所又ハ本人ヲ捜出シ得  
 サル旨ヲ公言スル所ノモノナリ  
**第七十四條註**  
 本條ニ用井タルルコンマシヨナル語ハ被振出人闕欠ノ際代テ手  
 形ニ承諾ヲナシ或ハ其拂ヲナス者ト豫メタル人ノ記示ノ義ト解  
 スヘシ  
 立法官ハ要償ノ書ニ記スヘキケ條ノ一若クハ數多ク脱落セハ談書無  
 効ニ帰スヘキヤ否ノ問題ニ付テハ更ニ説明スル所ナキヲ以テ如何ナ  
 ルケ條ヲ脱落スル片ハ要償ノ書ヲ無効ニ帰セシムルヤノハ全ク裁  
 判所ノ評定ニ委シタルト決セサルヘカラス  
**第七十五條註**

司 法 省

為替手形ヲ紛失シタル持主ハアクト、ヅ、プロテスタメント呼フ端式且  
 ツ公正ノ証書ヲ以テ承諾又ハ拂ノ拒ミヲ証スヘキモノトス(高法第百  
 五十三條)此証書ハ要償ノ書ノ如ク手形ノ文面ヲ寫載セサルノミノ所  
 ヲ以テ之レト異ナレリトス  
 本條ノ無限ノ規則ニ由リ催促状或ハ呼出状ヲ以テ要償ノ書ニ代ヘ用  
 フヘカラスアルト生スルナリ此事ニ付テハ左ノ二件ヲ想起セサルヘ  
 カラス第一手形持主ハ振出人ノ手形面ニ記入シタル契約就中費用無  
 キ戻リナル附加ノケ條ニ由リ以テ要償ノ書ヲ作ルノ務ヲ免カル、事  
 但シ裏書人中ノ一人此ケ條ヲ記入シタル片ハ餘人ニ對シ其効驗ナキ  
 事第二手形持主抗拒スヘカラス力ノ妨碍ニ遭遇スル片ハ拂期日ノ  
 翌日要償ノ書ヲ作ルヘキ務ヲ免カル、事又茲ニ費用ナキ戻リノケ條  
 ニ關シテ夫ノ著明ナル千八百五十年六月五日ノ法第八條ノ規則ヲ想



起スヘシ該條ニ云ク印紙ヲ貼用セス或ハ印紙ニ付テノ捺印ナキ手形  
ニ於ケル費用無キ戻リノ記載或ハ契約ハ之ヲ証書面ニ附記スルモ又  
ハ別ニ之ヲナスモ全ク無効ニ帰スヘシト

第百七十六條註  
公証人及ク使吏ハ要償ノ書ヲ別段ニ設ケタル簿冊ニ騰記シ置カサル  
ヘカラス是レ手形持主ニ於テ要償ノ書ノ本書ヲ失フニ方リ其公正ノ  
寫ヲ得而シテ之ヲ以テ其權利ヲ保存スルヲ得ヘカラシムル為メナリ

第十三款 返シ為替ノ事  
註解 余輩ハ既ニ知ル拂ヲ得サルニ付キ要償ノ書ヲ作りタル為替手形  
ノ持主ハ甚々切要ナルニツノ權利即チ第一手形ニ手署シ或ハ承諾ヲ  
ナシ或ハ裏書ヲナシタル總員ニ對シ連帶上ニ償ヲ得ント訴フルノ權  
利(商法第百四十八條) 第二裁判役ノ許可ヲ得タル上其保証者等ノ動産

司 法 省

ヲ假リニ抵償トシテ差押ユルノ權利(商法第百七十二條)ヲ有スルヲ  
然ルニ立法官ハ尙ホ為替手形ノ保証及ク其價格ヲ増スニ甚々貴重ナ  
ル第三ノ權利ヲ手形持主ニ與ヘタリ手形持主タル者其拂ヲ豫算シ置  
キタルニ圖ラスモ其期日ニ至リ先方ニテ拂ヲナサハルノ故ヲ以テ甚  
々切迫シテ金ノ要用ナルヲアリ例ヘハ購求物ノ代價ノ拂ヒ或ハ取引  
ヲナスニ至急金ヲ要シ若シ之ヲ延日スルハ甚シキ損失ヲ受クル  
ヲ以テ保証者等ニ對シ處分ノ申渡ヲ得而シテ之ヲ行フニ要スル總テノ  
期限ノ間待テ難キヲ是レナリ斯ル場合ニ遭遇スルヲ屢々之レアリ若  
シ此ノ際ニ方テハ手形持主ハ返リ為替ヲ作ルヲ得詳言セハ手形持  
主其保証者ノ一人ニ宛テ、拂ヲ得サルニ付テ要償ノ書ヲ作りタル該  
手形ノ金高ニ均シキ金高ノ新形ヲ振出スヲ得ルナリ例ヘハ手形  
持主ハ此新形ヲ以テ我々居所ノ銀行者ニ賣却シ而シテ容易ニ且ツ速



（二）第十六号書  
式ノ雜形ヲ見ル  
ヘシ

カニ我カ事業ニ要スル所ノ金高ヲ得能フナリ是レヲ第三ノ權利トス	余輩カ此巻首ニ於テ「ジャンゲナル語ハ時有テ為替ノ契約ヲナス事又時	有テハ為替溢價ノ義ノ二様ニ用井ラル、旨ヲ述ヘタリ「ジャンゲナル	語モ亦之ニ齊ク時有テハ新為替ノ契約ヲナス「又時有テハ手形持主	他ノ地ヘ向ケ振出ス新し手形面ノ金高ヲ現ニ我カ居ル土地ニテ入手ス	ル為メニ拂フ所ノ價ノ義トナルナリ	第百七十七條註	本條ニ於テ用井ル所ノ「ジャンゲナル語ハ前ニ述ヘタル此語ノ用方第	一ノモノ詳言セハ新為替ノ契約ヲナス「ノ義ナリ然ルニ後第百七十	九條第百八十三條及ヒ第百八十五六ノ條ニ於テハ之ヲ第二ノ用方即	チ新為替ノ價ノ義ニ用井タリ爰ニ意ヲ注テ着目スヘキ「アリ手形持	主ハ返シ為替ノ手形ヲ作リタレハトテ其取戻ノ訴ヲナス權利ノ期滿	得免ヲ一時停止セサルカ故ニ隨テ又法律上ニ於テ手形持主ヲシテ其	保証者等ニ要價ノ書ヲ送達シ而シテ要價ノ書ノ日附ヨリ十五日内ニ拂	ニ付キ是等ノ人ヲ呼出サシムル所ノ要務ヲ免カラル、ヲ得ス而シテ若シ	之ヲ行ハサル片ハ其權ヲ失フニ至ル「即チ是レナリ	第百七十八條註	手形持主ハ返シ為替手形ノ手立ヲ以テ手形ノ元金（二）要價ノ書ヲ作リ	タル費用及ヒ返シ為替ノ價ヲ拂ハシメリ此返シ為替ノ手形若シ振出	人ニ宛テ「作リタル片ハ之ニ付テ「總テ「位置全ク顛倒シ返シ為替	ノ手形ニ於テハ要價ノ書ヲ作リタル手形ノ持主振出人トナリ前ノ振	出人ハ被振出人トナリ前ノ手形ノ金高ヲ拂フヘキ場所ハ返シ為替手	形ノ振出ノ場所トナリ前ノ手形振出ノ場所ハ返シ為替手形ノ拂ノ場	所トナルナリ
--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------	--------------------------------	---------------------------------	------------------	---------	---------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	-------------------------	---------	----------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------

司  
法  
省



返シ為替手形ノ手立ヲ以テ金ヲ得ントスル手形持主ハ新手形ノ振出  
 人トシテ之ヲ受取ルル人ニ對シ一身上ノ保証ヲナシ且ツ前ノ手形ヲ交  
 付シ以テ此手形ノ拂ヲ確實ナラシムル所ノ總テノ保証ヲモ該人ニ移  
 與スル程尚ホ一層容易ニ返シ為替手形ノ受取人ヲ得能フナリ  
 返シ為替手形ハ通例見タル時直チニ拂フヘキモノトス此手形ハ前ノ  
 手形ノ振出人ニ宛ツルト同様ニ裏書人中ノ一人ニ宛テ、作ルヲ得  
 何トナレハ此等ノ人ハ悉ク手形持主ニ對シ同等ニ且ツ連帶上ニ保証  
 ノ義務ヲ負擔スレハナリ返シ為替手形中ニハ第一前ノ手形ノ金高第  
 二正當ノ費用第三返シ為替手形ヲ作ル所ノ手形持主ニ於テ是非該  
 手形ノ受取人ニ拂ハサルヘカラサル價ノ三ツヲ合セタル高ニ等キ金  
 高ヲ記載ス  
 凡ソ返シ為替手形ヲ作ルノ能力ハ獨リ要償ノ書ヲ作りタル手形持主

司 法 省

ニ限ルニ非ス前ノ手形ニ付キ其拂ヲ受クヘキ權利ヲ有スル諸人モ亦  
 此能力ヲ有セリ是ヲ以テ干涉シテ拂フナシタル人裏書人及ヒ保証者  
 ハ各々手形持主ニ對シ其拂ヲナシタル後チ自分等ニ對シ保証ノ義務  
 ヲ負フ者ノ内ノ一人ニ宛テ、返シ為替手形ヲ作ルヲ得ヘシ  
 第百七十九條註  
 若シ要償ノ書ヲ作りタル手形持主返シ為替手形ヲ直チニ前ノ手形振  
 出人ニ宛テ、作りタル片ハ該手形ニ付テノ計筈ヲ整理スルノ方法毫  
 モ紛難アルナレ何トナレハ前ノ手形カ嘗テ賣買ヲ經タル所々ノ地ニ  
 關係スルヲナケレハナリ是故ニ今前ノ手形ヲ以テ巴里ヨリ馬耳寨ニ  
 宛テ、振出しタルモノト假定セヨ若シ此手形ノ持主其拂ヲ得サルニ  
 由リ振出人ニ宛テ、返シ為替手形ヲ作ル中ハ馬耳寨ヨリ巴里ニ向ケ  
 タル返シ為替ノ價ヲ請求スルモノトス



返シ為替手形ヲ裏書人中ノ一人ニ宛テ、作ル場合ニ関セル本條第二  
 項ハ不明瞭ニシテ且ツ不完全ナルカ如シ是ヲ以テ此場合ニ於ケル返  
 シ為替ノ計算ヲ整理スルノ方法ニ付キデルフンクイルフンサン及ヒ  
 ブラワルノ三氏各々其所見ヲ異ニセリ余輩若シ此所見及ヒ其由リ基  
 ク所ノ道理ヲ稱賛シ或ハ駁撃センカ為メ之ヲ爰ニ説述セハ返シ為替  
 ノ計算整理ノ方法ヲ説クノ外ニ馳驚スルヲ以テ余輩ハ唯々談事業實  
 地取扱ノ際出現スル種々ノ場合ノ規矩トシ用フヘキ一例ヲ掲記セサ  
 ルヘカラスト信スルナリ  
 甲人乙人ノ為メニ巴里ニ向ケタル為替手形ヲストラスブールニ於テ  
 振出し乙人ブザンソニ於テ此手形ヲ丙人ニ裏書ス丙人又里温ニ於  
 テ之ヲ丁人ニ裏書シタリ  
 右ノ手形拂ヲ得サルニ付キ要償ノ書ヲ巴里ニ於テ作ル中ハ多クノ返

司 法 省

シ為替手形出来ルモノナリ  
 第一 要償ノ書ヲ記シタル手形ノ持主ナル丁人已レニ直ニ讓渡ヲナ  
 シタル里温居住ノ丙人ニ宛テタル返シ為替手形ヲ巴里ニテ作り而シ  
 之ニ添付スルニ返シ為替ノ計算書并ニ巴里ヨリ里温ニ向ケタル為替  
 ノ相場ヲ証スル書面トバ里ヨリストラスブールニ向ケタル為替ノ相  
 場ヲ証スル書面トヲ以テス(商法第百八十一條見合) 儲テ巴里ヨリ里温  
 ニ向ケタル返シ為替ノ價ヲ前ノ手形ノ元金及ヒ正當ノ入費ニ合セタ  
 ル總額ヲ以テ返シ為替手形ノ金高トス然レモ若シ巴里ヨリ里温ニ向  
 ケタル返シ為替ノ相場巴里ヨリストラスブールニ向ケタル返シ為替  
 ノ相場ヨリ高昂ナル中ハ獨リ乙ノ地ニ向ケタル返シ為替ノ價ヲ以テ  
 ナリトス  
 前ノ手形ノ元金及ヒ費用ニ合セサルヘカラサルニ注目スルヲ緊要



第二 丙人丁人ヨリ已レニ宛テ、振出しタル返シ為替手形ノ金高ヲ  
 拂ヒタル後ハ已レモ亦其保証者中ノ一人ニ宛テ返シ為替手形ヲ作ル  
 得ルナリ丙人若シ直前ノ譲渡人ナルブザンソソ居住ノ乙ニ宛テ  
 返シ為替手形ヲ送ラハ我カ曩ニ拂ヒタル返シ為替手形ノ金高ノ他ニ  
 ハ乙人ニ對シ要求スルヲ得ス又裏書人數多アル場合ニ於テ一裏書人  
 直前ノ裏書人ヲ措テ他ノ者ニ宛テ返シ為替手形ヲ送ル片モ亦前ニ述  
 フルカ如ク其拂ヒタル高ノ他ニハ要求スルヲ得サルナリ實ニ一通ノ  
 為替手形ニ付キ返シ為替ノ計算書數通添フヘカラサルカ故ニ一裏書  
 人他ノ裏書人ニ宛テ返シ為替手形ヲ作ル片ハ常ニ為替ノ價ト之ニ付  
 テノ費用ヲ自カラ負擔スヘキノ理生シ来ルナリ前述ニ及シ丙人直テ  
 ニ前ノ手形ノ振出人ナルストラスブール居住ノ甲人ニ宛テ、返シ為  
 替手形ヲ送ル片ハ丙人ハ前ノ手形ノ元高及ビ正當ノ入費ノ外ニ返シ

司 法 省

為替ノ價ヲ扱メ得ヘシ但シ此價ハ丙人カ曩ニ拂ヒタル巴里ヨリ里温  
 ニ向ケテノ返シ為替ノ價ニ非スレテ巴里ヨリストラスブールニ向ケ  
 タル返シ為替ノ價ナリ  
 第三 乙人甲人ニ宛テ返シ為替手形ヲ作ル片ハ甲人ハ常ニ巴里ヨリ  
 ストラスブールニ向ケタル返シ為替ノ價ヲ拂フナリ  
 右ノ説明ハ專ラ之ヲ巴里法律大學校商法科ノ教授ブラワル氏ノ説ヨ  
 リ汲取セリ余輩ハ同氏ノ博識ニシテ雄辨ナル教授ヲ受ケ勉勵シタル  
 學生ナリ縦ヒ其説明中稍ヤ高シナル正理ノ原則ニ充分適合セサルノ  
 廉ナキ能ハスト雖モ他説中ニ於テ見難キ多クノ大利益ヲ含有セリ實  
 ニ此説ハ法律ノ原則ニ適シ且ツ實施上ニ甚々簡單ナリトス  
 第百八十條註  
 返シ為替ノ計算書ハ返シ為替手形ノ金高ヲ証スル所ノ巨細ノ内譯書



(二)第十二号書式  
ノ雛形ヲ首ルヘシ

ナリ次條ニ於テハ此書ニ記載スヘキ目ヲ舉示セリ

第百八十一條註

義務ヲ得ヘキ者ト之ヲ行フヘキ者ノ間ニ於テ返シ為替ノ手立ヲ以テ  
 争論ヲ開クノ機會トナサシメサランノ目的ニテ前ノ手形ノ持主ヲ  
 シテ其拂期日ニ拂ヲ得サルヨリ被ムル所ノ損失ノ高ヲ返シ為替手形  
 中ニ記入スルヲ許サハ本條ニ設定セル制限ノケ條ヨリ生シ来ル  
 事明白ナリトス若シ前ノ手形持主ニ於テ如何ナル托言ヲ以テ我カ受  
 クヘキヨリ多クノ金高ヲ返シ為替手形中ニ記入スルモ被振出人ニ於  
 テ之ヲ拂ハサルヲ得ヘシ是故ニ該手形ノ總費用ハ之ヲ作リタル者  
 ノ負擔タルヘシ  
 本條ノ末項ニ揭示スル証書ヲ返シ為替手形ニ添付スル所以ハ前ノ振  
 出人ニ其負擔スヘキ返シ為替ノ價幾許ナルカ又手形持主ヨリ返シ為

司 法 省

替手形ヲ向ケラレタル裏書人ニ渠レヨリ前ノ振出人ニ宛テ返シ為替

手形ヲ向クル時其為替ノ價幾許ヲ要求シ能フカラ正確ナル方法ニテ

告知スルノ目的ナリ (二)

第百八十二條註

本條ハ余輩カ前第百七十九條ノ下ニ記述セル説明及ヒ証例ヲ確固ナ  
 ラシメリ實ニ一通ノ為替手形ニ付テハ前ノ手形持主ヨリ宛シ而シ裏  
 書人ヨリ裏書人ヲ經終ニ前ノ振出人ニ及ホス所ノ一通ノ返シ為替ノ  
 計筭書ノ外ハアルヘカラサルカ故ニ左ノ二件ヲ生シ来ルナリ第一前  
 ノ手形持主ハ返シ為替手形ノ金高ヲ証明スル其計筭書中ニ前ノ手形  
 ノ振出人カ負擔スヘキ高ヨリ多クノ返シ為替ノ價ヲ記入スルヲ得ヘ  
 カラサル事第二返シ為替手形ヲ向ケラレタル一裏書人其拂ヲナシタ  
 ル後テ已レニ對シ保証ノ義務ヲ負フ餘ノ裏書人中ノ一人ニ宛テ返



シ為替手形ヲ振出ス片ハ該裏書人自分カ為替ヲ振出スニ付テノ費用ハ之ヲ一身上ニ擔當スヘキ事即チ是レナリ

第百八十三條註

本條ハ前條ト一般ニ前第百七十九條ノ下ニ記載シタル説明ヲ確固ナラシメリ實ニ拂ヲ得サルニ付テノ要償ノ書ヲ受ケタル手形ノ振出人ハ特ニ該手形ノ拂ヲナスヘキ場所ヨリ其振出しノ場所ヘ向ケタル一ノ返シ為替ノ價ヲ擔當スルモノナルカ故ニ前ノ手形持主ヨリ返シ為替手形ヲ向ケラレタル一裏書人其拂ヲナシタル後チ已レモ亦餘ノ裏書人中ノ一人ニ宛テ返シ為替手形ヲ振出しタル時ハ我カ作りタル返シ為替手形ノ價及ヒ之ニ付テノ費用ハ自カラ之ヲ擔當スルナリ抑モ一ノ手署者ニ數多ノ為替手形ノ價ヲ擔當セシムルヲ禁スルハ正當ニシテ殊ニ商業上ニ有益ナルノ制ナリトス

司法省

第百八十四條註

此規則ハ拂フヘキ金高ノ息銀ハ其契約ニ由ルカ又ハ裁判所ニ願出テタル時ノ後ニ非サレハ之ヲ拂ハサル旨ヲ掲ッル所ノ民法第千百五十三條ニ反則ナリトス然レモ要償ノ書ニ由リ息銀ヲ拂ハシムルハ唯々其手形ノ元高ニ付テノニシテ費用ノ息銀ニ至テハ次條ニ載示スルカ如ク民法第千百五十三條ニ準據ス是故ニ該息銀ヲ拂フヘキハ裁判所ヘ願出テタル日ヨリトス借テ又前ノ手形ノ元金元ニ費用ノ息銀ハ總テノ商業上ノ事ニ於ケル如ク一ヶ年百ニ付キ六ノ割合ト知ルヘシ第百八十五條註  
此規則ニ於テ費用ノ息銀ノ制ヲ民法第千百五十三條ノ規則ニ準セシムルモノハ手形持主ヲシテ實ニ避クヘカラサル費用ノ外ハ費ヘラナサハラシムルノ目的ナリ



第百八十六條註

返シ為替ノ價若シ低賤ナルハ要償ノ書ヲ作りタル手形ノ持主ニ利  
ナリトス其故ハ此場合ニ於テハ返シ為替ノ計算中ニ毫モ此事ヲ記載  
セサレハナリ

司  
法  
省



第二章

第百八十七條註

ホルトールル無記名手及マンダノ事

註解

ビエータルドルナル者ハ他人ノ命令ニ由リ定マリタル期限ニ

或ル金高ヲ拂フヘキ義務ヲ已レニ負擔スル者ノ作ル手形ナリ此手形

ヲ作ル者ヲスースクリポトールト呼ビ又此手形ヲ作為セシメタル所

ノ人ヲプロレヌール或ハベ子孫シエールト名稱セリ

第百八十七條註

承諾及ヒ拂フヘキ金高ノ供備ニ係ル為替手形ノ規則ハ本條ニ記載シ

アラス然ル所以ハスースクリポトールハ親躬カラ直接ニ其義務ヲ已

レニ履行セシムヘク約スルヲ以テ該規則ハ一モビエータルドルニ

適用スヘキモノヲサレハナリ是故ニ手形持主ニ於テ拂期限ノ翌日

要償ノ書ヲ記スルヲ急ルト雖モ持主ハスースクリポトールニ對シ

司法省

全ク已レノ權利ヲ保有シテ之ヲ失ナハサルハ世間一般ニ認許スル所

ナリ又返シ為替ニ付テノ規則ハ之ヲ本條内ニ記載セリ其故ハ元來

エータルドルハ為替ノ如ク決シテ手形ヲ作ル前為替ノ契約ナルモ

ノ有ルニ非スト雖モ若シビエータルドルヲ作リシ地ノ外ニ於テ之

ニ裏書セシ片又ハ手形持主ヨリ裏書人ニ宛テ返レシ為替ヲ作ル片ニ方

テハ返レシ為替ノ規則此手形ニ適用スヘキモノトナルナリ

元來ビエータルドルハ其性質ニ由テ論スル片ハ商業上ノ証書ニ非

ス何トナレハ高法第六百三十六條ニ據ル中ハ斯ル手形ヲ作ル人及ヒ

裏書人ハ決シテ其拂方ニ関シ高法裁判所ニ訴出セラルヘキモノナラ

サレハナリ然リト雖モ若シ商人之ヲ作リ又ハ商業上ノ事ニ付キ之ヲ

作ル中ハ則チ商業上ノ証書ノ地位ヲ占ムルナリ高法第六百三十六條

及ヒ六百三十八條見合斯ル場合ニ於テハ高法裁判所ノ管轄内ニ入ル



(二) 第二十一号 雜形  
ノ書式第一ヲ省ル

(三) 第二十一号 雜形  
ノ書式第二ヲ省ル

(二) 第二十二号 雜形  
ノ書式ヲ省ル

モノトス	保証ノ契約ハ保証セラレタル人ノ契約ト同性質ノ約束ナリトス是ヲ	以テ其契約ハ保証セラレタル人ノ契約ノ如ク之ニ付テノ訴訟ハ時有	テ民事上ノモノトナリ又時有テ商法上ノモノトナルナリ	第百八十八條註	ビエータルドルヲ作リ以テ自身ニ義務ヲ負フ所ノモノハ該手形ニ	自カラ其姓名ヲ手署スヘキハ立法官カ故ラニ之ヲ法律ニ掲載シ置カ	サルヘカラスト思惟セサリシ程主要ノ項件ナルヲ明白ナリ(二) 若シ手	形ヲ作ル所ノ人商人ナラサルニ於テハ手形ノ全文ヲ自カラ手記セサ	ル片ハ其姓名及ヒ拂フヘキ金高ヲ數字ヲ用ヰルナク盡ク綴字ヲ以	テ手記シ而シテ其手署ノ上ニボシス渡ル方ノヲ意ナル語ヲ手記セサルヘカラ	ス(民法第百三十二條見合)	若シ本條ニ揭示シタル項件ノ一ヲ缺クハビエータルドルハ其價	位特ニ通常ノ約束ノ如クナルニ過キス若シ此手形ニ命令ノ箇條記入	シアラサル片ハ之ニ掲記セル貸金ノ權ヲ他人ニ譲リ移スニハ普通法	ノ手續ニ由ラサルヘカラスト詳言セハ手形ニ付キ義務ヲ盡スヘキ者ニ	他人ヘ其權利ヲ讓渡シタル旨ヲ通スル所ノ報知ヲナシ又義務ヲ盡ス	ヘキ者ヨリ公正ノ証書ヲ以テ其讓渡シノ承諾ヲ得サルヘカラスト(民法	第百六十九條見合)	本條ニ於テ記入ヲ要スル所ノ總テノ項件ヲ包含スルビエータルドル	ルハ為替手形ニ類似スル所ノモノ多シ然レビエータルドルハ重	大ナル三ツノ標點ニ於テ為替手形ニ異ナル所アリ第一為替手形ハ本	來為替契約ナル者有テ先成テ而シテ一ノ場所ヨリ他ノ場所ヘ金	錢ヲ移送スル為メノモトスビエータルドルハ全ク之ニ異ナリテ
------	--------------------------------	--------------------------------	---------------------------	---------	-------------------------------	--------------------------------	-----------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	------------------------------------	---------------	------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	---------------------------------	--------------------------------	----------------------------------	-----------	--------------------------------	------------------------------	--------------------------------	------------------------------	------------------------------

司 法 省



司法省

ナリ是故ニ商法第六百三十二條ニ據リ之ヲ商業上ノ契約ナリトス是	其計筭ヲ為スヘキノ義務ヲ約スルヲ以テ是レ即チ為替ノ事業ナレハ	場所ニ於テ手形ノ金高ヲ受取リ而シ拂ヒ期日ニ至リ他ノ場所ニ於テ	其手形作為人ニ取テハ幾許カノ益ナラン其故ハ手形作為人ハ一ツノ	ルニ過キサルカ否ナ若シ通常ノビエ、タルド、ニ過キサルトセハ	ノ説ハ左ニ舉示スル所ノ如シ此手形ハ唯通常ノビエ、タルド、ニ過キサルトセハ	上ノ証書トナルナリ此論辨討議ヲ経タル問題ニ関シ就中ホルソン氏	場所ヨリ他ノ場所ニ金錢ヲ移送スルノ目的ニ原因スルハ則チ商業	ニ於テ民事ニ屬スル証書ナリト雖モ若シ之レニ反シ住所ノ擇ミ一ノ	ビエ、タルド、ニ過キサルカ否ナ若シ通常ノビエ、タルド、ニ過キサルトセハ	所ノモノハ其拂方此手形ヲ作リタル土地ノ外ニ於テ為スニ在リ若シ	人ナキヲ以テ為替手形ニ異ナレリトス又ビエ、タルド、ニ過キサルトセハ	ク第一ビエ、タルド、ニ過キサルカ否ナ若シ通常ノビエ、タルド、ニ過キサルトセハ	是レナリ	ノ手形アリ即チビエ、タルド、ニ過キサルカ否ナ若シ通常ノビエ、タルド、ニ過キサルトセハ	モノニ非ス為替手形及ビビエ、タルド、ニ過キサルカ否ナ若シ通常ノビエ、タルド、ニ過キサルトセハ	ハ商業上ノ事ニ付キ之ヲ作ルニ非サレハ商業上ノ証書ノ列次ニ入ル	然ルニビエ、タルド、ニ過キサルカ否ナ若シ通常ノビエ、タルド、ニ過キサルトセハ	子ヲケールノ二個人アルノミ第三為替手形ハ商業上ノ証書ナリトス	被振出人トノ西務ヲ兼ヌル所ノ手形作為人及ビビエ、タルド、ニ過キサルトセハ	名ヲ包含ス(前)第百十條見合然ルニビエ、タルド、ニ過キサルカ否ナ若シ通常ノビエ、タルド、ニ過キサルトセハ	形ハ必ス其券票中ニ振出人被振出人及ビビエ、タルド、ニ過キサルカ否ナ若シ通常ノビエ、タルド、ニ過キサルトセハ	殆ト常ニ此手形ヲ作りタル土地ニテ其拂ヲナスモノトス第二為替手
--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------	-----------------------------------	--	------	--	--	--------------------------------	--	--------------------------------	--------------------------------------	--	---	--------------------------------







替手形若クハ「ビエ」タルドルニ付テ生スル義務ニ関シテノ期滿  
 得免ヲ以テ三十年トナスハ其時限甚々久シキニ過クルト思考セリ何  
 トナレハ此義務ノ為メ禁錮ノ罰ナル嚴重ノ處置ヲ蒙ムル「アレハナ  
 リ是故ニ立法官ハ此種類ノ義務ノ期滿得免ヲ格段ニ五年ト定メタリ  
 備テ此期滿得免ハ其時限ヲ經過セハ既ニ其拂ヒヲ支銷シ了リシトノ  
 思料ニ基ク所ノモノニシテ全ク前第百六十二條及ヒ百六十五條ニ列  
 記セル場合ニ其為スヘキ「ヲ急リタル手形持主ノ被ムル失權トハ異  
 ナルモノナリ」  
 第百八十九條註  
 本條ニ於テ左ノ三問題ヲ解釋ス  
 第一五年ノ期滿得免ニ屬スルモノハ如何ナル訴訟ナルヤ云ク「大價滿  
 估若クハ銀行主ノ姓名ヲ手署シタル為替手形及ヒ「ビエ」タルドル

司 法 省

又ハ商業上ニ関セル事ノ為メ姓名ヲ手署シタル為替手形及ヒ「ビエ」  
 タタルドルニ関スル總テノ訴訟是レナリ本條ニ記載セル限内ニ入ラ  
 サル所ノ「ビエ」タルドルニ係ハリタル訴訟ハ普通法ノ範圍内ニ止  
 マリ之レカ為メ三十年ヲ過クルニ非サレハ期滿得免トナラサルノ理  
 ヲ生ス「ビエ」タルドルニ付テノ訴訟ハ五年ノ期限内ニ短縮スヘカ  
 ラス何トナレハ該訟ハ民事ノ性質ノモノヨリ起リ又負債者ヲシテ禁  
 錮ノ罰ヲ受ケシムルノ手立ヲ債主ニ與ヘサレハナリ商業上ノ性質ヲ  
 有シ而シテ之レカ為メ負債者禁錮ノ罰ヲ受クル所ノ「ビエ」タルド  
 ルニ付キ起ル訴訟ニ関シテハ余輩ハ法律ノ主義ニ從ヒ五年ヲ以テ期  
 滿得免トスヘシト思惟セリ  
 第二何レノ時ヲ以テ五年ノ期滿得免ノ起点トナスヤ曰ク此レニニツ  
 ノ場合アリ若シ商業上ニ関スル手形ノ持主其拂期日ニ拂ヲ得サルニ



方リ其翌日直チニ要償ノ書ヲ作ラサルハ即チ該期日ノ翌日ヨリ起  
 始シ又之ニ及シテ手形ノ持主法律上ニ定マレル期限ニ要償ノ書ヲ作  
 リタルハ此書ヲ作リタル翌日ヨリ起ス縦ヒ手形ノ持主拂期日ノ  
 翌日要償ノ書ヲ作ルトテ急リ或ハ要償ノ書ヲ作リシ日ヨリ十五日  
 ニ裏書人ニ對シ保証ノ訴訟ヲ為ストテ急リシカ為メ此人等ニ對シ要  
 償ノ訴ヲ為スヲ得スト雖モ該持主ハ尙ホ為替手形ノ振出人又ハ承諾  
 人及ヒ商業ノ性質ヲ有スルビエ一々タルノ作為人ニ對シテハ五  
 ケ年ノ間其拂ヒヲ得ント訴フルノ權ヲ保有スト余輩ハ認知スルナリ  
 然レモ若シ又逢延シテ作リタル要償ノ書詳言セハ拂期日ノ翌日後ニ  
 作リタル要償ノ書ハ五年ノ期滿得免ヲ中止スルヤ曰ク否ナ然ラス何  
 トナレハ業ニ既ニ該要償ノ書ハ單ニ通常ノ催促状ノ性質ヲ有スルノ  
 ミナレハナリ是レ屢々破毀院ニ行ハレタル決定殊ニ千八百四十六年

司 法 省

四月二十八日ノ該院ノ決定ニ由リ斯ク定マレルナリ  
 五年ノ期滿得免ハガールシテハ特ニ呼出状及ヒ之レニ續ク裁判上ノ  
 此ガールシテハト、ジェリクハ特ニ呼出状及ヒ之レニ續ク裁判上ノ  
 總テノ所為ノ謂ヒノミナラス其他前第七十二條ニ於テ許ス所ノ負  
 債者ノ動産假リ差押ヘノ義ヲモ含蓄セリ借テ此期滿得免ヲ中止スル  
 所為ノ一ヲ行ヒシ片ヨリ又五年ノ期滿得免後々ヒ初マルナリ然レモ  
 若シ債主處罰ノ裁判申渡書ヲ得タル片或ハ負債者已レノ負債ヲ承認  
 セシ片ハ貸金ノ權ニ對シ員ノ所ノ義務恰モ更新レ而シテ該貸金ノ權ハ  
 三十年ニ非サレハ期滿得免タラサルナリ然レモ若シ該貸金ノ權ハ  
 ハ之ヲ得タル日ヨリ六ヶ月内ニ其申渡ノ如ク執行セサルハ之レカ  
 為メ該申渡書ハ虚無ニ帰ス(訴訟法第百五十六條見合)  
 今爰ニ問題トナリシ所ノ五年ノ期滿得免ハ能力者ニ於ケル如ク幼年



者及ヒ不能力者ニ對シテモ同様ニ行ハル、  
第三債主ハ五年ノ後ニ至リ拂ヒテ得サル旨ヲ証據立ル  
ル、ヤ曰ク否ナ此場合ニ於テハ負債者ノ為メニ既ニ拂ヒ  
法律上ノ思料成存シ為メニ反對ノ証據許容セラル、  
債者ハ唯最早義務ヲ負ハサル旨ヲ誓フヘク要求セラレ又代  
唯其良心ニ於テ負債既ニ消滅セリト思フ旨ヲ誓フヘク要求  
ノミナリトス

同法省



第二編

海上貿易ノ事

夫レ航海ハ遠隔シタル土地人民ノ間ニ接シ數多通商ノ便利ヲ得ル者ナレハ此ニ殊別ノ規則ヲ設ケテ自餘ノ通商ト其方法ヲ異ニセリ抑モ此書ノ趣意ナル概要ノ規則ハ千六百八十一年ノ航海ノ布告書ヨリ此法律ヲ編纂シタル者ハ立法官ノ抜粹セシ海律ニテ乃テ海上貿易律ナリ

此ノ編ヲ分ツテ十四卷トス

第一卷 海船ノ事

第二卷 船ヲ抵償トシテ差押エ之ヲ賣拂フ事

第三卷 船ノ持主ノ事

第四卷 船長ノ事

司法省

第五卷

水夫及ヒ乗組人雇入レノ事

第六卷

船借入契約ノ事

第七卷

積荷目録ノ事

第八卷

船借入貨ノ事

第九卷

船又ハ荷物ヲ引當品トシテ金高借入ル契約ノ事

第十卷

海上受合ノ事

第十一卷

意外ノ損失ノ事

第十二卷

投荷ノ事及ヒ投荷ニ付テノ損失ヲ擔當スル割合ノ事

第十三卷

期滿免許ノ事

第十四卷

訴ヲ拒ム事

第一卷

海船ノ事

本文略ス



**註解** 商船(ナウネル)ト云フ字義ハ總テ海船ヲ云フト雖モ此卷ニ於テハ然  
 ラスウソト稱スル所ノ官船ニ區別ヲナサンカ為メニ專ラ商船ノミ  
 ヲ指シテナウネルト云ヘリ  
 此卷ニ指名スル處ノ商船ナウネル及ヒ海船ト記載スル所以ハ一般ノ通  
 語ニテハ專ラ大船ヲ指シテナウネルト云ヒブリツクシヤルプルグ  
 ルキヲテ一等ノ舸艇ヲ云ハサルヲ以テ立法官ハ各種ノ船舶適當ノ法  
 則ヲ設置スルニ當リテ明瞭ニ其區別ヲ表スルヲ注意シタリキ  
 船ノ大小ハ其物品ヲ積荷スル所ノ場所ノ廣狹ニ因ル者ニテ乃チ入量  
 ノ高ハ量目シヨージヤリシユヲ以テ之ヲ定メ其起數ハ四十二ビエ  
 一尺ニ寸立法ヲ以テ計ル所ノ噸數ナリ故ニ船ノ大小ヲ語ル此船ハ  
 二十五噸五十噸或ハ五百噸等アリト云フ者ハ乃チ四十二ビエ立法  
 ノ二十五倍五十倍等ノ場所ヲ有スル船ト云フ義ナリ

司 法 省

第百九十條  
 本文畧ス  
**註解** 法律上ニ於テ此地ヨリ彼ノ地ニ運搬スルヲ得ル所ノ物體ヲ動  
 産ト定メタリ(民法第二百五アリニ)其他本條ニ於テ商船ヲ以テ動産ト稱シタ  
 ルハ則チ民法第五百三十一條ノ事項ニ符合セリ然レトモ海船ハ一般  
 ニ重大ナル者ナレハ定例ノ外ニ設ケタル別段ノ規則ニ循フ者トセリ  
 就中民法二千二百七十九條ノ動産ノ一ニ就テハ現ニ之ヲ有スル時ハ  
 其所有ノ權ノ證書ヲ有スルト齊シキ功驗アリト見做スヘシトセリ是  
 ニ因ル時ハ實ニ船ヲ買入レ己ノ所有トナシタル人ハ何様ナル事件  
 アリト雖モ其賣主ノ債主ノ為メニ決シテ妨害セラルハナシ然レモ  
 本條ハ海船ヲ以テ持主ノ債主ノ抵當品ト定メタルヲ以テ動産ノ規則  
 ト著シキ差異ヲ為セリ併シナカラ此抵當品ハ一種特別ノ者ニシテ書



司法省

入質ノ權ナシ但シ書入質ノ權ハ唯々不動産ノミニテ動産ニ至テハ出	来スル能ハサルナリ又此抵當品アルヲ以テ債主ノ特權アリトセス如	何トナレハ此抵當品ハ同シク海船ノ賣主ノ通常債主ト利潤ヲ同クス	ルヲ以テナリ其他定例ニ基キ通常ノ動産上ニ特權ヲ有スル債主ハ現	時之ヲ有スル人ニ對シテ之ヲ取戻スノ權ナシト雖モ自己ノ海船ヲ隨	意ニ賣却スル所ノ持主ノ債主ハ負債主ノ遺物財産上ニ質物ノ權ヲ保	有セリ是則チ通常ノ法則ト差異ヲ生ス所ナリ	第百九十一條	本文畧ス	註解 民法二千九十五條ニ掲載シタル債主ノ特權トハ義務ニ依テ返却	ヲ得ヘキ人其義務ノ旨趣ニ因リテハ書入質ノ權ヲ有スル者ヨリ得ヘ	キ權利ヲ有スルヲ云フ斯ノ如キ債主ノ特權ヲ確定シ義務ノ種類ニ因
--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	----------------------	--------	------	------------------------------------	--------------------------------	--------------------------------

リテ債主ノ特權ノ順序ヲ調理スル事ハ獨リ立法官ノ職務トセリ	本條ニ於テ確定シタル特權ハ左ノ記例ノ如シ	註解 裁判所ノ費用ト云フハ債主等低償トシテ差押エタル船ヲ保護シ	及ヒ之ヲ賣拂フテ代金ト為シ總テ債主等各自ノ義務ヲ得ル片ハ之ヲ	裁判所ニ收納ス可シ	第二本文畧ス	註解 水先案内税トハ港内ニ出入スル商船ヲ案内スル為メ政府ヨリ命	シタル水先案内者ノ謝金ヲ云フ噸税トハ船舶税ノ一種類ニシテ商船	ノ大小ニ順ヒ課税スル者ヲ云フ	第三本文畧	註解 船ヲ預リシ者ノ謝金及ヒ其他ヲ預ルニ付テノ費用ト云フハ民法
------------------------------	----------------------	------------------------------------	--------------------------------	-----------	--------	------------------------------------	--------------------------------	----------------	-------	------------------------------------



第二百二條ニ於テ他人ノ物品ヲ保全スル為メ費用ヲ出シタル者ハ  
 其物品ニ付キ特權ヲ與エタル費用ニ齊シカルヘシ  
**第四本文畧**  
**註解** 此特權ハ土地ニ備ヘ置キタル動産上ニ預リタル貸主ノ倉庫ハ其  
 利潤ノ為メニ民法第二百二條ニ因テ決定セシ所ノ特權ト齊シキ者  
 多シト雖モ其異ナル所ノ者ハ船ニ備エタル諸器具ハ船ト一体ト見做  
 ス可キトハ其船ノ全部ニ特權アルヲ以テナリ  
**第五本文畧**  
**註解** 此特權ハ第三ノ如ク民法第二百二條ニ於テ義務特權中ニ記列シ  
 タル保全ノ費用ニ同シカル可シ  
**第六本文畧**  
**註解** 定例ニ因ルルハ船ニ使用ヤラレシ船長其他乗組人ノ給料ハ其負

司 法 省

債主總テノ動産上ニ特權アル可シ民法第二百一條又々道理上ニ於  
 テモ其乗組人ノ給料及々雇賃ノ拂方ヲ定ムル特權アルトテ明證スル  
 ニ足ルト雖モ本條ノ題目ノ如キハ商船及々最終ノ航海ヲ為スニ非サ  
 レハ特權ヲ允許セサルヲ緊要ナルト注意シタリキ  
**第七本文畧**  
**註解** 最終ノ航海中其船ノ引續ビタル入用ノ為メ船長ニ金高ヲ貸シタ  
 ル者數人アル時ハ最終ノ債主其以前ノ債主ヨリ先ニ元利共ニ貸高ヲ  
 取返スノ權ヲ有ス(千八百四十年二月廿日大審院ノ決定書但シ最終ノ  
 債主ハ一般債主ノ質物ヲ保全シタル者ト見做サルヲ以テノ故ナリ  
**第八本文畧**  
**註解** 蓋シ船ノ賣主船ニ具フル諸品ヲ供給シタル者及々船ノ造立ニ使  
 用ヲ受ケシ工丁ノ得ヘキ金高ニ付テ船ノ出帆前ニ訴訟ヲ申出テサル



時ハ其特權ヲ失却スヘシ

第九本文畧

註解 船並ニ其器具ヲ引當トシテ金高ヲ借入ル契約ハ商法第三百十一

條以下ヲ見合ス可レコル及ヒキリユナル語ハ船並ニ附属品ヲ合セ

船ノ全艀ヲ云フ等クテユアイフナル語ハ船中乗組人ノ食用ヲ云フア

ルムマシ及ヒエキフマンナル語ハ大砲武器火薬及ヒ他ノ器具ヲ云フ

第十本文畧

註解 海上受合ノ利金ト云ハ船ノ諸器具ノ損害ヲ自己ノ責トシテ之ヲ

引請ケル人ニ與ユル代價ナリ(条第百三十二) 請合人ハ利金ノ拂方ニ付

テ公訴スヘシ然ラスンハ前章ニ示シタルカ如ク其特權ヲ失スル故ナ

第十一本文畧

司 法 省

註解 船ノ借主ハ即荷物ヲ積ムリ人テ貸船證書ニテ船ヲ貸ス所ノ持主ヲ云フ蓋シ

貸主ハ物即荷物ヲ送ス貸ル人テ荷貸船證書ニテ船ヲ貸ス所ノ持主ヲ云フ蓋シ

船長及ヒ乗組人ノ過失ニ因リ其高品ニ損害ヲ及ス時ハ借主ニ償フヘ

キ高ハ貸主ノ責任トス 此條ノ結末ニ從ヒ同項ニ記列スル所ノ債主數人ハ皆ナ互ニ同一ノ特

權ヲ有シ船ノ賣拂金高ノ不足ナル時ハ其各々得ヘキ高ノ割合ヲ以テ

平等ニ其還償ヲ得ルヘシ

第一百九十二條本文畧

註解 本條ニ掲示スルカ如ク船ニ付テ已レ特權ヲ有スル權利アリト企

望スル債主ハ一ツノ疑團ナキ為メ之ニ関シタル左ノ方法ヲ以テ證ト

スヘシ然ラサレハ船ニ付テ特權ヲ有スル債主ノ為メニ拒妨セラレ到

底其負債主ノ總テ通常債主ノ義務ヲ得ヘキ規則ニ從ハサルヲ得ス



第百九十三條本文畧

ヲ	モ	ナ	取	取	前	債	出	主	ナ	註	第
抵	其	カ	リ	ル	條	主	テ	裁	レ	解	百
當	債	ラ	シ	ヘ	百	等	来	判	ハ	總	九
ト	主	定	後	キ	九	ハ	ラ	ノ	只	テ	十
シ	等	例	ナ	權	十	其	サ	手	々	債	三
タ	特	=	其	アリ	一	代	ル	續	附	主	條
ル	權	拘	餘	故	條	金	時	キ	屬	ノ	本
一	ヲ	ハ	金	=	=	ヲ	モ	ヲ	證	特	文
ハ	有	ラ	ヲ	於	於	請	亦	經	=	權	畧
依	ス	ス	各	テ	テ	取	其	ル	シ	ノ	
然	ル	負	自	掲	掲	ル	持	後	テ	消	
ト	ト	債	貸	ナ	載	ヘ	權	其	己	散	
シ	有	主	シ	キ	シ	キ	ヲ	船	=	ハ	
テ	セ	抵	高	債	タル	權	消	ヲ	其	契	
敢	サ	當	ノ	主	順	利	散	抵	義	約	
テ	ル	=	割	ハ	序	アリ	ス	償	務	上	
消	ト	出	合	特	=	之	可	ト	ヲ	ノ	
散	ニ	シ	ヲ	權	因	付	シ	レ	能	權	
ス	関	タル	以	アル	テ	テ	レ	テ	ハ	利	
ル	セ	船	テ	債	他	特	此	賣	サ	ノ	
者	ス	ヲ	平	主	ノ	權	際	拂	ル	消	
=	義	隨	等	ノ	債	ヲ	=	フ	故	散	
非	務	=	=	相	主	有	當	中	ナ	=	
尚	ヲ	賣	分	當	=	ス	テ	ニ	リ	據	
ホ	得	拂	派	ノ	先	ル	其	臨	其	ル	
各	ヘ	ト	ス	金	テ	債	賣	テ	他	可	
自	キ	ト	ヘ	高	之	主	主	債	負	シ	
其	為	ト	シ	ヲ	ヲ	ハ	ノ	主	債	何	
權	メ	雖	併	受	受		ノ	ノ	ト	ト	

司法省

利	件	抵	如	テ	第	註	等	メ	見	々	第
ヲ	引	當	何	公	百	解	ハ	過	做	負	百
保	受	品	ト	訴	九	義	買	分	シ	債	九
存	テ	ハ	ナ	ス	十	務	主	ノ	總	主	十
ス	航	勿	レ	ル	四	ヲ	=	期	テ	ニ	五
ヘ	海	論	ハ	一	條	得	對	限	其	對	條
キ	ス	特	船	ヲ		ヘ	シ	ヲ	特	シ	
者	ル	權	ノ	急		キ	出	延	權	出	
ナ	一	及	出	ル		為	訴	ス	及	訴	
リ	判	レ	帆	ヲ		メ	ス	可	レ	ス	
然	然	買	ス	以		ニ	ラ	ス	債	ノ	
レ	シ	=	前	テ		抵	蓋	蓋	主	ノ	
氏	タル	對	=	ナ		當	シ	シ	ノ	權	
買	以上	シ	使	リ		ト	其	其	買	ル	
主	ハ	テ	吏			シ	期	期	主	ク	
既	其	之			タル	限	限	=	子		
=	賣	ヲ	呼			船	ヲ	過	對	レ	
自	主	差	出			ヲ	賣	キ	シ	ン	
己	ノ	押	状			賣	拂	タル	タル	ベ	
ノ	名	エ	=			拂	フ	權	權	ヲ	
名	前	可	據			フ	タル	利	ハ	有	
前	=	キ	リ			タル	ル	ハ	消	ス	
ニ	テ	特	船			ル	負	消	散	ル	
テ	船	權	ノ			負	債	散	セ	ノ	
船	ヲ	ヲ	買			主	主	セ	リ	ニ	
ヲ	艤	消	=			ノ	ノ	リ	已	=	
艤	裝	散	對			債	債	其	二	只	
シ	シ	セ	シ			主	主	他	只		
諸	諸	リ	シ			ノ	ノ	負	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ	シ			ノ	ノ	債	只		
		リ	シ			債	債	債	只		
		リ	シ			主	主	債	只		
		リ									



註解	船ノ全部又ハ一部ニテモ之ヲ隨意ニ賣買スル時ハ公正ノ書又ハ私ノ書ヲ以テスルハ隨意タル可シ然シナカラ本條ノ旨ニ於テハ其賣買ニ付テ契約ノ保存ノ書面ヲ要セルモ唯々賣買シタル證據ト見受ル	文ケノ書面ヲ認置クヘシ然ルハ此書面ハ必ス之ヲ誓約トシテ相手方ニ對シ裁判所ニ訴エ出ルヲ得ルヘシ故ニ若シ證據ノ端緒トス可キ書面アル時之ヲ證據ト見做ス者トセリ然レモ口上ノ賣買ノミニテハ雙方ニ付テ更ニ其徴ナキ者トス	第九十六條	註解	航海中若シ船ノ持主隨意ニ船ヲ賣拂ビ書面ヲ以テ之ヲ證シタル以上ハ百九十三條及ヒ百九十四條ニ記載シタルカ如ク買主ハ入港ノ後チ船中ノ諸件ヲ擔當シ自己ノ名前ニテ再ヒ出帆スルニ非サレハ其賣主ノ債主ノ特權及ビ持主ノ買主ニ對シテ品物ヲ引戻ス債主ノ權
----	--	---	-------	----	---

司 法 省

第九十七條	本條ノ買主ハ公正ノ書又ハ私ノ書ヲ以テスルハ隨意タル可シ然シナカラ本條ノ旨ニ於テハ其賣買ニ付テ契約ノ保存ノ書面ヲ要セルモ唯々賣買シタル證據ト見受ル	然レモ口上ノ賣買ノミニテハ雙方ニ付テ更ニ其徴ナキ者トス	第九十六條	註解	航海中若シ船ノ持主隨意ニ船ヲ賣拂ビ書面ヲ以テ之ヲ證シタル以上ハ百九十三條及ヒ百九十四條ニ記載シタルカ如ク買主ハ入港ノ後チ船中ノ諸件ヲ擔當シ自己ノ名前ニテ再ヒ出帆スルニ非サレハ其賣主ノ債主ノ特權及ビ持主ノ買主ニ對シテ品物ヲ引戻ス債主ノ權	第九十七條	本條ノ買主ハ公正ノ書又ハ私ノ書ヲ以テスルハ隨意タル可シ然シナカラ本條ノ旨ニ於テハ其賣買ニ付テ契約ノ保存ノ書面ヲ要セルモ唯々賣買シタル證據ト見受ル	然レモ口上ノ賣買ノミニテハ雙方ニ付テ更ニ其徴ナキ者トス	第九十六條	註解	航海中若シ船ノ持主隨意ニ船ヲ賣拂ビ書面ヲ以テ之ヲ證シタル以上ハ百九十三條及ヒ百九十四條ニ記載シタルカ如ク買主ハ入港ノ後チ船中ノ諸件ヲ擔當シ自己ノ名前ニテ再ヒ出帆スルニ非サレハ其賣主ノ債主ノ特權及ビ持主ノ買主ニ對シテ品物ヲ引戻ス債主ノ權
-------	--	-----------------------------	-------	----	---	-------	--	-----------------------------	-------	----	---



司 法 省

人又ハ船長ノ代人ニ呼出書ヲ送達スルヲ得ヘシ然ルニ立法官其呼出	差押エル場所ノ管轄内ニ負債主ノ住所ナケレハ船長或ハ負債主ノ代	長或ハ名代人ノ一人ニ送達スレバ消散スヘシ船ヲ	註解差押調書ノ呼出状ノ送達ハ本條ヲ確定シタル期限内中負債者 <sup>主持</sup> 船	第二百一條	裁判所所在地ハ其船ノ碇泊スル地ナリ	債主ノ撰ンタル箇ノ場所ヲ記載スヘシ一ハ船ヲ差押エルヲ訴ル	ニ訴出ツヘシ此調書ハ總テ差押ルニ付テ緊要ナル丁ヲ記載スルノ外	限ヲ過ル時ハ債主ハ船差押調書ヲ以テ船ヲ差押エルトテ使吏ノ官署	註解負債主要決書ヲ請取リシ後其義務ヲ行フナク二十四時間ノ期	第二百條	ニ因リテ要決ノ書ヲ送ルヘシ	ノ者ハ其負債主ノ遠隔ノ地ニ在リテ償還スヘキ為メニ抵當トシタル船	ハラス前條第九十一條ニ記列シタル特權ノ一行フヘキ債主ト云	セサル <sup>原語</sup> フエトランハストップ <sup>プ</sup> 債主ハ本條ノ規則ニ循フ可シ然レモ定例ニ拘	利ヲ有スル債主即チ特權ナキ他ノ債主ニ先チ義務ヲ行フヘキ權ヲ有	註解定例ニ循ヒ要決書ハ常ニ負債主又ハ其住所ニ送ルヘシ通常ノ權	第百九十九條	フナカラ使ンテ要ス	何トナレハ負債主ニ其情ヲ報告シ務メテ其義務ヲ行ハシメ差押ニ逢	シ船ヲ差押エント欲セハ二十四時間以前ニ此要決書ヲ差送ルヘシ如	ノ呼出状ニ據テ負債主ニ貸シ付ケタル金高ノ償還ヲ促ス書面ナリ若	註解要決書トハ裁判所ノ申渡シ通り施行スル證書ヲ得タル債主使吏
--------------------------------	--------------------------------	------------------------	---	-------	-------------------	------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	------	---------------	---------------------------------	------------------------------	--	--------------------------------	--------------------------------	--------	-----------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------



期限ヲ延期シタルハ甚々理會シ難シ備シナカラ此延期ニ付テ本文  
 ノ規則十分備具スルニ於テハ立法官ノ之ニ注意シタルハ毫モ此間ニ  
 疑ビナキ者トス  
 若シ船ノ持主外國人ナル時ハ訴訟法第七十九條第九項ニ照シ調書並  
 ニ呼出狀ノ寫ヲ差押ル場所ノ檢察官ニ配達スヘシ同人之ヲ正本ト參  
 觀セシ後テ又此寫ヲ海軍卿或ハ外務卿工届達スヘシ  
 差押調書ノ寫及々呼出狀ハ使吏ノ任所ヲ書添エ千八百九年五月十七  
 日參議院ノ決定ノ旨ニ循ヒ商法裁判所ニ非スレテ之ヲ民法裁判所工  
 届達スヘシ抑モ差押ニ関係シタル事件ハ通常民法裁判所ニテ保護ス  
 ル所ノ者ナレハナリ  
 第二百二條  
 註解  
 法律上ニ差押賣拂フ丁ニ関シタル船ハ左ノ二級ニ區別セリ第一

司 法 省

ハ十噸以上ノ船トシ第二十噸以下ノ船トス第一ノ船ヲ賣拂フ時ハ  
 本條及々次條ニ因リテ之ヲ取り計ルヘシ而シテ之ヲ賣拂フニ付テ其法  
 式及々布告ハ次ノ二百七條ニ掲載シタル第二ノ船ヲ賣拂フ時ヨリ其  
 手續ノ多キヲ要セサルヲ得ス  
 船ヲ賣拂フ時諸條件ノ目錄ヲ三度々高聲ニテ讀上ケ之ヲ公ニスル丁  
 ハ使吏ヲ司リ又之ヲ新聞ニ記載シ又次條ニ揭示シタル通り貼附書ヲ  
 為スモ同シク使吏ノ職務ナリトス此目的ヲタテタル所以ノ者ハ之ヲ  
 布告シ買者ヲシテ多ク來ラ使シカ為メナリ  
 第二百三條  
 註解  
 此ノ貼附書ハ差押タル船ヲ賣捌ク迄遍ク衆庶ニ知ラシメンカ為  
 ナリ  
 第二百四條



註解	本條ニ揭示シタル者ノ外左ノ件々ヲ記入セリ	註解	本條ニ揭示シタル者ノ外左ノ件々ヲ記入セリ
第一	繫場 <small>（即場ヲ港内ノ船）</small> 碇泊場 <small>（即ルテ港所ヲ碇泊云）</small>	註解	本條ニ揭示シタル者ノ外左ノ件々ヲ記入セリ
第二	差押ノ手續ヲ為ス債主ノ代書師ノ姓名	註解	本條ニ揭示シタル者ノ外左ノ件々ヲ記入セリ
第三	債主ノ附直段	註解	本條ニ揭示シタル者ノ外左ノ件々ヲ記入セリ
第四	糶賣ヲ為スヘキ期日	註解	本條ニ揭示シタル者ノ外左ノ件々ヲ記入セリ
右ノ箇條ハ緊要ニシテ欠ク可カラサル者ナリ		註解	本條ニ揭示シタル者ノ外左ノ件々ヲ記入セリ
第二百五條		註解	本條ニ揭示シタル者ノ外左ノ件々ヲ記入セリ
註解	此條ニテ賣渡及ヒ糶賣ヲ支配スル其掛裁判官ハ則チ此事件ヲ擔	註解	本條ニ揭示シタル者ノ外左ノ件々ヲ記入セリ
當シタル民法裁判所ノ官員ナリ		註解	本條ニ揭示シタル者ノ外左ノ件々ヲ記入セリ
第二百六條		註解	本條ニ揭示シタル者ノ外左ノ件々ヲ記入セリ
註解	第三次ノ讀上ノ後蠟燭燃工盡タル片ハ最モ高價ヲ付ケシ者ニ賣	註解	本條ニ揭示シタル者ノ外左ノ件々ヲ記入セリ

司法省

渡スヘキ場合ニ於テ裁判官ハ特別ノ譯ヲ以テ定例ニ準ヤス更ニ八日	又ハ其上猶八日ノ間糶賣ヲ延ス	價ヲ付ケル人相互ニ協議シ低價ニテ船ヲ買入ントスル情ヲ察セシ時	ハ又其期日ヲ延ハス	第二百七條	註解	蓋シ十噸以上ノ船ヲ賣拂フ迄ノ法式ハ前條ニ於テ已ニ示シタル	カ如ク其手順ノ多キヲ要スト雖モ十噸以下ノ船ヲ賣拂フニハ其法式	極メテ簡略ナルヲ以テ裁判ニ於テ之ヲ賣渡シ又ハ其掛り裁判官ノ出	會スル	ル等ノ	第二百八條	註解	船長ヲ任スヘキ權理ハ獨り船ノ持主ニ限ル者ナレハ之ヲ賣拂フ
--------------------------------	----------------	--------------------------------	-----------	-------	----	------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	-----	-----	-------	----	------------------------------



時ハ買主ノ選用スル人ニ名代人ノ職ヲ讓ランカ為メ賣主ノ命セシ船長其職ヲ去ル下ハ當然ナルヘシ故ニ暇ヲ得タル船長ハ賣主ニ對シテ損失ヲ得ン下ヲ訴ルニ付テハ商法第二百十八條ニ基ツキ損失ヲ償ハサル迄ハ暇ヲ與ヘサル旨正確ニ記認タル契約ノ書面アルヲ要ス可シ此規則ハ謝金ノ約束ラマリンエタサニ付テ其定例ニ因ル者ナレハナリ

第二百九條

註解 總テ糶賣ニテ船ヲ買入レタル者ハ買主ノ船ヲ差押エ之賣拂ハシメタル債主ニ其代金ヲ拂フ下ニ於テモ或ハ又差押タル債主ノ外他ノ債主船代金ノ一部分ヲ已レニ得ン下ヲ訟エ出ル時ハ糶賣ヲ為シタル場所ノ民法裁判所ニ非スレテ商法裁判所ノ書記局ニ預ケルニ於テモ必ス總カ二十四時間ニ其義務ヲ行フヘシ但シ書記官ハ千八百十六年二月三日ノ布告ニ循ヒ金預所デケホリスニ於テ此代金ヲ拂入ルヘシ

司 法 省

若シ買主二十四時間ニ其義務ヲ行ハサル時ハ更ニ其船ヲ糶賣スヘシ若シ附直段最前ノ糶賣ノ時ヨリ高直ナル時ハ其過余金ハ船ヲ差押エラレタル者ノ債主ノ利潤トスハフ余ラハルト氏ノ屬スニ之ニ反シテ低價ナル時ハ最前禁錮サレシ買主ヨリ其不足ヲ補フヘキ者トセリ若シ之ヲ償ハサル時ハ更ニ禁錮ヲ受クヘシ

差押ヲ為シタル日他ノ債主ハ賣渡ヨリ三日間ニ買主ノ拂フ可キ船代金ノ一部分ヲ已ニ得ント訴フルヲ得ヘシ若シ船代金ヲ得ン下ノ訴狀ヲ送達セシ時買主已ニ其代金ヲ糶賣ヲ為サシメタル債主ニ渡シタル以上ハ訴ヘタル債主ハ已ニ代金ヲ受取タル債主ニ對シテノミ訴フル下ヲ得ヘシ

第二百十條

註解 船ヲ差押タル債主時アリテ其調書中ニ假令ハ小艇及ヒ網具類ノ



如キ	負債主ノ	所有ニ	アラサル	船ノ	附属品ヲ	記入スル	トアリ	就テ	之ヲ
糶賣スル	前ニ	布告シタル	時ハ	其附属品ノ	持主船ノ	賣渡シ	前ニ	右物品	
ヲ差止メ	ンカ	為メ	訴状ヲ	名ケテ	トマシ	トア	レテ	スト	ラク
タル物品中ニ	混入シタル	私有	ト云フ	若シ	船及ヒ	其附属品ヲ	糶賣セシ		
後ヲ	同上ノ	件ヲ	訴へ	出ル	時ハ	其附属品ノ	持主糶賣代金	一部分ヲ	買主
ヨリ	賣主ニ	渡ス	ニ付テ	故障ヲ	述ル	トテ	得ヘシ	但シ	船ノ
權アリ	ト雖モ	其期ヲ	違延セシ	以上ハ	其代金ヲ	得ヘキ	權アル	ノミ	
第百十一條									
註解	若シ	船ニ	附属シタル	物品	(網具大砲等)	ノ	持主	己ノ	物品ヲ
スヘキ	訴或ハ	己ニ	糶賣ノ	後	代金ノ	償還ヲ	訴フル	トニ	付テハ
ス	如ク	總カ	三日ノ	期限ヲ	與ヘシ	ハ	其裁判	ノ	速ニ
故ナリ									

司法省

第百十二條									
註解	附属品ノ	持主及ヒ	船差押	エラ	レタル	人ノ	債主	(特權)	ノ有無ニ
ラ	ス	糶賣シタル	日ヨリ	三日内	ニ非サ	レハ	物品	並ニ	船代金ノ
己レ	ニ	得ン	トテ	訴出ル	ヲ	得ス	其期限	後ニ	至ツテハ
ト	ノ	出訴或ハ	其代金	ノ	一部分ヲ	己ニ	得ン	ト	出訴スル
ナル者	ナリ	然レ	氏	猶	其	負債主	差押	ラ	レタル
ト	得ヘシ								
第百十三條									
註解	前條	第百十一條	ニ	因テ	船ト	附属品ト	分別スル	ノ	出訴或ハ
品	ノ	代金ヲ	得ン	ト	出訴スル	者ハ	船賣渡	前	三日内
シ	又	船代金	ヲ	得ン	ト	訴	ナス	債主	モ
ス	ヘシ	然レ	氏	此	期限	ハ	差押	ヲ	ナス



出スヘキヲ要ムル	書ヲ受取リタル以後ノ日限トス	第百十四條	註解	賣渡ヨリ三日ノ期限後ハ或ハ又紛議ヲ生シタル時ハ其事ノ決シ	タル後前條百九十一條ニ於テ確定シタル分派法 <small>(原語)</small> トスレフノ順序ニ	循々特權ヲ有スル債主ハ船代金ヲ分派スヘシ次ニ通常ノ債主 <small>(特權者ナ</small>	フ云	其餘金ヲ各義務ノ割合ヲ以テ平等ニ分派スヘシ	第百十五條	註解	船ハ債主ノ他ノ動産ト同シク債主ノ質物ナレハ航海ノ為ノ必	要ナル書類即チ出港免狀乗込人ノ姓名簿及ヒ掛リ官吏ノ見分ノ調書	ノ拔書ヲ受取タル時ハ之ヲ差押フ可ラス此特別ナル規則ハ航海並ニ	商法一般ノ利益及ビ船ノ貸主並ニ其借主 <small>(物船)</small> 積込人 <small>(荷)</small> 格段ノ利益ノ	為メ施行シタル者ナリ然レモ若シ航海ヲ為サントスルニ付員ヲタル	受取ラサレハ出帆ノ用意ヲ為シタル之ヲ差押エルヲ得ヘシ	ハ此例ニ非ス其際ニ當テ債主ハ負債主ヨリ債ヲ拂フ可キノ保證書ヲ	債ノ為メナル時即チ商法第九十一條ニ記列シタル特權ノ一ヲ行フ片	第百三卷	船ノ持主	註解	新造ノ船ヲ以テ航海ヤント欲スル片ハ法式ヲ遵行スルヲ要ス	ル故ニ先ツ稅局ニ於テ船ノ量目ヲ檢査シタル上其全体ノ目錄及ビ噸	數ヲ確定シタル量目ノ證書ヲ船ノ持主ニ渡ス持主ハ其船名及ビ自己	一人ノ所有物或ハ他人ト共有スル書面ヲ差出シ誓約ヲ為スヘシ之ニ	於テ稅局ヨリ其持主ニ船ノ目錄ヲ渡ス但此船ハ佛國ニテ造立シ而	ノ該國船舶ノ中ニ加算スレハナリ又外國人ト共有スル佛船ハ其過半	佛人ノ所有トスヘシ其他持主船ヲ他人ニ讓リ渡ス方法ハ他人ノ動
----------	----------------	-------	----	------------------------------	--	--	----	-----------------------	-------	----	-----------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--	--------------------------------	----------------------------	--------------------------------	--------------------------------	------	------	----	-----------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	-------------------------------

司 法 省



産ノ譲リ渡シ方法ト概畧其趣ヲ同セリ

第二百十六條

註解 船又ハ艀送ノ為メ艀長ノ結ビタル契約及ヒ其所為ノ理不理ヲ問

ハス総テ艀ノ持主ハ之ヲ己レニ擔當シ相手方ニ對シテ其義務ヲ執行

フヘシ但シ艀ノ持主一般ノ義務ヲ全ク擔當スル條理ハ持主自ラ艀送

者アルマトウルヲ兼ヌルヲ以テナリ實ニ持主自ラ謝金ヲ受取ル名代

人乃チ艀長ヲ命シタル片ハ民法千三百八十四條ノ三節ニ照シ其艀長

ノ所為ヲ己ニ擔當シ又民法第九百九十八條ニ照シ同人ノ結ビタル

契約ノ義務ヲ執行スヘシ是ニ於テ若シ持主ニ非サル者艀ヲ艀送シ其

艀長ヲ命シタル片ハ艀ノ持主ハ其義務ヲ免ルハ得ルカ如シト虽モ

本條ノ規則ニ於テハ決シテ然ラヌ假令持主自ラ艀送者ト成ルト成ラ

司 法 省

持主ハ罰スヘキ艀長並ニ艀送者ニ對シテ損失ヲ償ハサルノ外債主ニ

向テ一切義務ヲ行ハサルヲ得ヌ其上前ノ割合ヲ以テ擔當スヘキハ法律ノ

送ノ為メ負タル債ハ各々其分前ノ割合ヲ以テ擔當スヘキハ法律ノ

本意ニ符合セリ

若シ艀ノ持主取締ナキ負債ノ為メ義務ノ免レ難キ時縱令高法ノ利益

ニ於テ艀送スルトモ夫レニ付テ義務ヲ行フ目論見立サレハ到底夫レ

カ為メ議送ヲ差止メサルヲ得ニ依テ立法官ハ本條ニ掲シタルカ

如ク負債ノ為メ艀ト艀貸トヲ拋棄スルニ因テ艀長ノ所為並ニ契約ヲ

ナシタル義務ヲ免ルヘキ許允セリ此規則ノ持典ハ艀長ヲ兼有セサ

ル艀ノ持主ノミニ屬スル者ナリ民法第二千九十二條ニ掲載シタルカ

如ク艀長ヲ兼タル持主ハ現今所有シ又ハ後ニ所有ト為スアルヘキ

總テノ動産及ヒ不動産ヲ以テ其義務ヲ盡スヘキ者トセリ然レモ若シ



船長持主中ノ一人ナル時ハ船及ビ負フタル債ノ償ヲ其分前ノ割合ヲ	以テ擔當スヘシ尤モ船長ハ負フタル債其分前ヨリ過余ナルキハ已レ	ノ義務ヲ要セサルヘシ如何トナレハ最早已レハ持主ニ非スレテ他ノ	持主ノ名代人タルハナリ	第百十七條	註解此條ハ千八百五十六年ニ廢止セリ戰鬪ノ為メ艦送シタル船ハ	戰ニ臨ンテ敵人ノ隊ニ屬シタル船或ハ高岳ヲ掠奪スル為メ艦送スル	船ナリ <small>(ルッス)</small> 巴利府ノ條約ヲ調印シタル各國全權公使ハ千八百五十六	年二月十六日ノ布告ニ依リ商法上ニ害アル及ビ人民ノ所有物ニ對シ	テ此法外ナル慣習ノ規則ヲ廢止セシムルヲ冀望シタリキ因テ同年二月	二十六日皇帝詔告ニ因リ <small>(クールス)</small> ノ法ヲ廢セリ此ニ於テ總テ沿海諸	國ハ此廢止ノ同意ヲナセリ
--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	-------------	-------	-------------------------------	--------------------------------	--	--------------------------------	---------------------------------	---	--------------

司 法 省

第百十八條	註解民法第百二十四條ノ規則ニ因リ本人ハ已レノ隨意ニ其名代ヲ	退クルヲ得ヘシ故ニ此一般ノ規則ニ循ヒ船ノ持主モ亦タ船長ニ暇	ヲ與フルノ權利アリ但シ之ヲ退クルニ付テ已レノ趣意ノ如何ヲ證ス	ルニ及ハス抑モ此權利ハ一般ノ安寧ノ基トナリ及ビ船長ヨリ契約ア	ルヲ以テ此權利ヲ消散セシメント訴出ルトモ全ク之ヲ取消シ採用ナ	キヲハ <small>(千八百四十年一月廿世)</small> 航海及ビ高法ノ為メ便宜ヲ與ヘタル者	ナリ其上船長ハ已テ退ケタル持主ニ對シテ契約書ナキ時ハ縱令損失	ノ償ヲ受取ル權利ナシト雖モ若シ他方ニ於テ暇ヲ得タル時ハ常ニ最	前約束ヲ取結ビタル場所迄ノ路費ノ割合高ク受取ルヘキ權ヲ有ス船	ノ持主ハ船長ノ過失ヲ原由トシ暇ヲ與ヘタルノ外其損失ノ義務ヲ免	カルヲ得サルナリ
-------	-------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	---	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	----------



第二百十九條

註解	船長ハ司令ノ職ヲ受ケ而シテ保有スルニ非サレハ唯船ノ一部
分ノ持主トナルトハ承諾セサル者トセリ就テ法律上ニ船長他ノ持主	
ヨリ司令ノ職ヲ放免サル、時ハ其分前ノ金高ヲ他ノ持主ヨリ受取ラ	
ントヲ要ムルヲ得ヘシ	
第百二十條	
註解	海上貿易ニ便益ヲ與フル目的ニテ本條ハ定例ニ係ハラス格段ニ
二箇ノ規則ヲ設クル左ノ如シ	
第一一般ニ多數トハ評議ニテ發言者ノ多數ヲ云フト雖モ本條ニ於	
テハ船ノ持主數人ノ中其分前高ノ多數ヲ以テ云フ若シ發言者ノ中	
一名船ノ總テ分前高ノ半以上ヲ有スル持主ナルハ其說ヲ多數	
トシ持主ノ全員ニ関シ或ハ船ノ賣拂ニ関シタルトニ付テ他ノ持主	

司法省

ヲ一致セムルトノ權利ヲ有スヘシ	
第ニ通常ノ法ニ隨テ物件ヲ共有スル所ノ各々ハ隨意ニ之ヲ分派ス	
ルヲ得ルト雖モ民法第八百十五條見合前ニ解明シタルカ如ク本條	
ニ於テハ多數ノ持主ハ他ノ持主ノ說ヲ用ヒス常ニ社中ノ事務ヲ專	
決ス	
第百四卷	
船長ノ事	
註解	船長ハ船ヲ指揮支配スル者ニシテ其職送者アルマトウールヨリ
已ノ任ヲ受ル者ナリ然レモ職送者船長ヲ選擇スルニ付テハ豫テ其人	
ノ識力ヲ検査スル為メ設ケタル規則ヲ昇級シタル後テ海軍卿ヨリ船	
長ノ位階ヲ與ラレタル人ニ非サレハ能ハサルナリ又一般ノ規則ニ於	
テ船長ハ船ノ職送ヲ成就シ其船及ヒ高賣品ヲ保全スルトニ付テ緊要	



ナル用意ヲナスノ權利及ビ義務ヲ有ス

第二百二十一條

註解 船長 (イカニシテ) ナル語ハ普通ノ意味ニ於テハ孰レノ船ヲ問ハス之ヲ

指揮スル為メ任セラレタル人ヲ云フ區別ヲナシタル意味ニ於テノ名

目ハ全シ東西印度大平海カナダ等ノ遠路ヲ航海スル船ノ指揮者ヲ稱

スル者ナリ而沿海ノ通商船乃チ佛國ノ一港ヨリ其他ノ各港及ビ近國

ノ沿海ニ航海スル船ヲ指揮スル者ハメイトル或ハバトロント稱ス然

レモ本條ニ於テ船長ト稱スル者ハメイトル及ビバトロント兼テ云フ

如何トナレハ總テノ權利並ニ義務ニ至テハ等シク之ヲ執行スルヲ以

テナリ

船長ハ謝金ヲ受取ル名代人トナリ及ビ其本人ヨリ遠サカリ船中ノ全

權ヲ握リ多人數ノ財産並ニ生命ヲ預ル者ナレハ嚴格ニ其責ニ任スヘ

司法省

シ本條ニ於テ船長ハ其職務ヲ行フニ當リ些少ノ過失ト雖モ其責ニ任

スヘキトナリ解明シタル趣旨ハ右ノ條理ニ照會シタル者ナリ

第二百二十二條

註解 船長ヨリ借主 (船物積) ヲ借込リ人荷ニ渡ス積荷目録ト名ケル商品ヲ認メ

タル書面ハ次條第二百八十一條ニ記載シタル諸件ヲ記入スヘシ若シ

船長之ヲ記入セス或ハ全ク之ヲ渡サハル時ハ商法上ニ付テ證トナル

可キ總テ憑據ニ因リ之ヲ積荷ノ確證トナシ船長ニ對シテ訴フルトナリ

得ルヘシ (千八百四十年一月八日大審院決定)

第二百二十三條

註解 本條ニ於テ船長ニ免許シタル權利ヲ分テニツト為ス

第一船長固有ノ義務第二船中ニ使用スル人ノ才能アリテ且勉強及

ビ従順ナル者ヲ擢用スルニ付テハ他人ヨリ多ク其權ヲ有ス然レモ



持主並ニ職送者ハ乗組人ノ所為ヲ己レニ擔當シ及ヒ船長ノ結ビタ	ル契約ノ義務ヲ執行スル者ナレハ若シ持主或ハ職送者ノ住居ノ地	ニ於テ水夫ヲ撰ビ雇賃ヲ定ムル時ハ必ス船長ハ持主或ハ職送者ト	相談スルハ當然ノ事ナル可シ	第百二十四條	註解船長ノ船中ニ設ケ置ク可キ簿冊ヲ名ケ航海簿冊(ドリ)ボイラルル或ハ航	海日誌(ドリ)ボイラルト云フ但シ此ノ簿冊ハ職送者(ラアル)トニ對シ船長	ノ支配シタル諸事ヲ一々明瞭ナラシムルニ在ルヲ以テ算計上及ヒ許	訟ヲ為スノ理由タル諸件ハ之ニ記載スルヲ緊要ノ者トセリ	第百二十五條	註解若シ船ノ航海ヲナスニ差支ル損所ナリ及ヒ出帆スルニ付テ必要	ノ諸事整ハル時ハ外國船ト雖モ佛國ノ港ニ在ル者ハ荷物ヲ積ミ込ム
-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	---------------	--------	-------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------	----------------------------	--------	--------------------------------	--------------------------------

司 法 省

前ニ取締ノ法律及ヒ國中安全ノ事ニ管スル法律ニ定メタルカ如ク船	中ノ事件ヲ訂スルヲ掌ル官吏ノ見分ヲ受ク可シ	第百二十六條	註解船中ニ備エ置ク所ノ書類ヲ一々義解シタル左ノ如シ	第一船所ノ證トハ持主タル所以ヲ保證シタル書面ナリ此持主タ	ル所以トハ自ラ製造セシメ他ヨリ買入レ或ハ糶賣ニテ買入タル者	ヲ云	第ニ船目録ト云ハ此船ハ佛國ニ於テ製造シタルヲ證シ並ニ其目	録噸數船號及ヒ持主ノ姓名住所ヲ記シタル書面ナリ	第三乗組人姓名簿トハ船客ノ姓名總テノ船乗組人ノ姓名約束ノ取	結ビ船乗人船中ノ職掌及ヒ其謝金ノ高並ニ其分ヶ前高ヲ記載シタ	ル書面ヲ云
--------------------------------	-----------------------	--------	---------------------------	------------------------------	-------------------------------	----	------------------------------	-------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------







同	受	註	第	ム	ハ	雖	キ	レ	註	第	般	、	制	得	積	註	第	明	ヲ	何	註	第	ヲ
シ	ル	解	二	ト	總	モ	災	ハ	解	二	終	ト	ハ	ル	込	解	二	證	以	ト	解	二	務
キ	ナ	本	百	ア	テ	裁	害	若	船	百	ノ	ナ	海	ナ	ミ	甲	百	ヤ	テ	ナ	船	二	ム
別	カ	條	三	リ	船	判	ニ	シ	長	十	時	ク	岸	ケ	置	版	二	ハ	ナ	レ	長	十	ヘ
段	ル	ノ	十		長	所	逢	功	ハ	條	間	海	往	レ	ク	ツ	十	此	然	ハ	規	八	シ
ノ	ヘ	規	一		ノ	ノ	フ	驗	及		ニ	岸	還	ハ	片	チ	九	思	レ	此	則	條	
規	シ	則			過	賢	タ	ナ	々		於	ヲ	ス	ハ	ハ	ク	條	量	氏	損	二		
則	ト	ハ			失	明	ル	キ	荷		テ	返	ル	危	大	ハ		ノ	不	害	違		
ニ	掲	前			ヲ	ナ	事	片	物		為	ス	小	難	二	船		責	測	ハ	々		
基	載	條			放	ル	ヲ	ハ	ノ		ス	ル	船	ナ	損	ノ		ヲ	ノ	船	損		
ケ	シ	第			免	見	明	最	保		以	者	ニ	場	害	上		免	災	長	害		
リ	タ	二			シ	込	證	シ	全		テ	ナ	通	所	危	面		ル	害	ノ	生		
若	ル	百			及	ヲ	ス	ク	並		ナ	レ	シ	ニ	難	ヲ		ヲ	二	働	ス		
シ	者	十			レ	以	ル	其	二		リ	ハ	用	荷	ア	フ		得	逢	キ	ル		
船	ニ	五			不	テ	際	責	乗			或	ユ	物	ル	荷		其	フ	ニ	ア		
出	符	條			意	船	ニ	ヲ	組			ハ	ヘ	ヲ	可	物		損	タ	無	ル		
帆	合	二			ノ	長	非	受	人			甲	カ	積	シ	ヲ		害	ル	キ	時		
ノ	セ	出			損	乃	サ	ク	ノ			版	ラ	ミ	故	晴		ヲ	時	様	ハ		
用	リ	帆			害	為	レ	可	安			ナ	ス	置	二	雨		擔	ハ	仕	自		
意	此	ノ			ニ	ノ	ハ	キ	全			キ	但	ク	船	怒		當	己	課	ラ		
ヲ	規	用			付	効	縦	者	ヲ			者	シ	ト	長	濤		ス	レ	ス	其		
為	則	意			テ	蹟	令	ナ	注			ア	小	ヲ	ハ	二		ル	ノ	者	責		
シ	ハ	ヲ			ノ	ヲ	其	リ	意			リ	船	得	荷	暴		ニ	罪	ト	ニ		
己	同	為			責	見	責	然	ス			又	ハ	ス	主	露		及	ニ	思	任		
二	シ	ス			任	認	ヲ	レ	ル			其	怒	然	承	シ		ハ	非	量	ス		
船	條	船			セ	メ	免	抗	ヘ			航	濤	レ	諾	甲		ス	サ	ス	ヘ		
中	理	ハ			サ	タル	カ	拒	キ			海	ニ	此	ノ	版			ル	事	シ		
ニ	及	差			ラ	時	レ	シ	任			ハ	觸	禁	書	上			事	キ	如		
在	ヒ	押			シ		ス	難	ナ			一	ル	ヲ	面	ニ			ヲ				
ル		ヲ					ト								ヲ								

司 法 省



船長及	乗組人	ヲ	債主	禁錮	セント	欲	スト	雖	モ	千八百六十七年七月十日
三日ニ	決定	シ	タル	民法	及	ヒ	商法	ニ	因	リ
之ヲ	差留	ム	ル	能	ハ	ス	如何	ト	ナ	レ
持主及	ト	荷主	ノ	權利	ニ	阻	斷	ス	ル	ヲ
為ス	ニ	付	キ	員	フ	タル	所	ノ	債	ノ
シタル	特權	ノ	一	ナル	片	ハ	此	例	ニ	非
忱後	債主	ニ	拂	フ	ヘ	キ	ト	ニ	付	テ
得ル	ヘ	シ								
本條	ハ	人民	相	互	ノ	契約	或	ハ	貿易	上
ル	負	債	ノ	ミ	ヲ	論	及	シ	タル	故
モ	若	シ	輕	重	罪	或	ハ	註	誤	ノ
對	シ	テ	之	ヲ	禁	錮	ス	可	キ	ト

司 法 省

第百三十二條	註解	船長	其	持主	或	ハ	名	代	人	ノ
ヲ	買	入	レ	船	ヲ	貸	借	シ	及	ビ
ヤ	サ	ル	ヲ	得	サ	ル	片	ハ	容	易
テ	必	ス	其	承	諾	ヲ	請	フ	ヲ	為
キ	過	失	ナ	リ	ト	ス	然	レ	氏	船
外	高	法	第	三	百	條	之	ヲ	持	主
ノ	取	結	ビ	タル	契	約	ノ	義	務	ヲ
持	主	ノ	立	會	ニ	テ	モ	又	ハ	其
キ	者	ナ	リ							
第	二	百	三	十	三	條				
註	解	船	ノ	持	主	中	ノ	一	名	借
主	中	ノ	一	名	借	主	ニ	向	テ	義
務	ヲ	行	フ	ト	承	諾	セ	サ	レ	ハ
間	接	ハ	間	接	ハ	間	接	ハ	間	接



自 得 へ キ 義 務 ノ 總 高 或 ハ 一 部 分 ヲ 失 却 セ ン ト ラ 恐 レ 其 荷 却 ヲ 需 メ	ル ヲ 得 へ キ 權 利 ヲ 與 へ タ リ 故 ニ 又 荷 主 ハ 船 ト 船 賃 ト ノ 拋 棄 ニ 就 テ 各	シ 船 主 ハ 船 長 ノ 契 約 シ タ ル 義 務 ヲ 免 ン ト 欲 セ ハ 船 ト 船 賃 ト ヲ 拋 棄 ス	へ シ 然 レ モ 千 八 百 四 十 一 年 ニ 於 テ 立 法 官 ハ 前 條 第 二 百 十 六 條 ヲ 訂 正	到 着 シ タ ル 時 其 相 場 ニ テ 賣 拂 フ タ ル 商 品 ノ 代 價 ヲ 其 船 主 ニ 求 ル ヲ 得	利 ヲ 有 ス ル ト ハ 著 シ ク 定 例 ヨ リ 除 却 セ リ 此 場 合 ニ 於 テ 其 荷 主 ハ 船 ノ	船 長 ハ 委 任 サ レ タ ル 商 品 ヲ 船 及 ビ 乗 組 人 ノ 便 宜 ノ 為 メ 賣 拂 フ 可 キ 權	代 人 タル 義 務 ヲ 嚴 格 ニ 表 示 ス ヘ シ	ク 四 十 五 年 七 月 九 日 大 審 院 ノ 決 議 然 レ モ 此 場 合 ニ 於 テ 船 長 ハ 己 レ 名	ハ 職 送 者 ノ 責 ニ 任 セ シ ム ル ト ラ 得 ル ヘ シ 千 八 百 四 十 一 年 一 月 七 日 同	ノ 一 ツ ニ 依 リ 得 タ ル 金 高 ヲ 其 債 主 ニ 賠 還 ス ル ト ハ 正 實 ニ 船 ノ 持 主 或	ハ 本 條 ニ 記 載 シ タ ル 法 式 ヲ 盡 ク 履 行 セ ス ト 雖 モ 右 ニ 掲 示 シ タ ル 方 法	手 形 ヲ 持 主 ニ 差 立 テ 同 上 ノ 金 高 ヲ 辨 用 ス ル ト ラ 得 ヘ シ 其 上 假 設 船 長	ホ ル ド ノ 議 院 ニ 於 テ 決 議 シ タ ル 通 船 ノ 入 用 ノ 為 メ 製 シ タ ル 為 替	ニ 充 ツ ル 丈 ク ノ 金 ヲ 借 入 ル ト ラ 得 ヘ シ 又 ハ 千 八 百 四 十 四 年 四 月 二 日	ト 器 具 ヲ 抵 當 ト シ 又 ハ 商 品 ヲ 賣 拂 ト 或 ハ 之 ヲ 質 物 ト シ テ 其 必 要 ノ 高	者 ヲ シ テ 姓 名 ヲ 手 署 セ シ メ 而 テ 裁 判 所 ノ 許 允 ヲ 得 タ ル 後 船 長 ハ 船 及	料 ヲ 買 入 ル ト ラ 必 要 ナル 中 ハ 其 旨 ヲ 調 書 ニ 記 シ 乗 組 人 ノ 重 立 タ ル	議 ノ 上 タ ル ヘ シ 然 レ モ 若 シ 航 海 中 ナ ラ ハ 本 條 ニ 循 ビ 船 ノ 修 復 又 ハ 食	居 ノ 地 ニ 在 ル 片 ハ 船 ノ 修 復 又 ハ 食 料 ヲ 買 入 ル ト ラ 付 テ 其 持 主 ト 協	註 解 前 條 第 二 百 三 十 二 條 ニ 於 テ 掲 載 セ シ 通 リ ニ 船 長 ハ 船 ノ 持 主 ノ 任	第 二 百 三 十 四 條	長 ニ 與 ヘ タ ル 者 ナ リ	ニ 其 義 務 ヲ 盡 シ メ タ ル ハ 出 帆 ノ 際 ニ 於 テ 必 要 ナル 迅 速 ノ 方 法 ヲ 船
---	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	---	--	---------------------------------	---	---

司  
法  
省



サ	又	ニ	經	循	フ	損	註	第	罪	ヲ	ヲ
ル	ハ	定	及	ヒ	ノ	所	解	二	アル	償	取
判	領	メ	ヒ	其	ノ	ノ	若	百	ル	還	扱
然	事	ラ	船	地	ノ	部	シ	三	ハ	ス	フ
シ	官	レ	長	ノ	船	分	船	十	重	ヘ	タル
タル	在	タ	並	裁	長	アル	破	七	罪	キ	船
片	ラ	ル	乗	判	ニ	片	損	條	或	務	長
ハ	サ	者	組	官	與	ハ	シ		ハ	ヲ	ハ
其	ル	ナ	人	ヨ	エ	其	テ		輕	己	船
船	片	リ	ノ	リ	タル	船	航		罪	ニ	ヲ
ヲ	ハ	就	重	評	ノ	ノ	海		ニ	擔	載
賣	其	テ	立	價	ハ	航	ニ		處	當	セ
拂	他	高	タル	人	テ	海	難		ラ	ヘ	シ
フ	官	法	人	テ	命	ニ	ク		ル	シ	者
ノ	吏	裁	ノ	テ	シ	堪	又		ヘ	若	乃
允	此	判	手	命	タル	エ	ハ		シ	シ	チ
許	調	所	署	タル	老	サ	其		窃	盜	賊
ヲ	書	又	シ	ル	練	ル	本		或	ハ	送
言	ヲ	ハ	タル	老	ノ	ト	体		ハ	詐	者
渡	調	テ	調	練	ノ	ス	ノ		詐	偽	ト
ス	査	ハ	書	ノ	航	ヘ	修		ノ	ノ	ル
ヘ	シ	佛	ニ	航	海	シ	棧		如	キ	マ
シ	ル	蘭	因	者	者	而	ス		キ	背	ニ
	上	西	リ	ノ	ノ	ノ	ヘ		背	信	對
	航	領	テ	指	法	船	カ		ノ	テ	シ
	海	事	法	揮	令	ヲ	ラ		ノ	損	テ
	ニ	官	律	ヲ	ニ	賣	サ			害	損
	堪		上			拂	ル				害

司 法 省

註	第	ル	明	註	第	ク	中	ヲ	ル	リ	又
解	二	一	細	解	二	最	ノ	需	一	テ	荷
食	百	就	報	船	百	前	一	ム	名	之	物
料	三	中	告	長	三	取	途	ル	途	ヲ	ノ
ト	十	高	ス	ヨ	十	極	中	一	中	允	賣
ハ	六	品	ル	リ	五	メ	ニ	ヲ	テ	許	拂
船	條	ヲ	ニ	計	條	タル	テ	協	荷	ス	及
中		窃	在	算		地	荷	議	卸	可	ヒ
ニ		カ	リ	書		迄	卸	一	ヲ	キ	質
貯		ニ	且	ヲ		ノ	ヲ	致	肯	事	入
ユ		他	ッ	送		貨	肯	ヤ	ン	項	ヲ
ル		ニ	又	ル		銀	ヤ	ハ	セ	ハ	差
食		取	途	趣		ヲ	サ	荷	レ	中	留
料		替	中	意		拂	レ	物	ハ	ニ	メ
ヲ		ル	ニ	ハ		フ	ハ	到	他	テ	ン
云		一	テ	名		ヘ	ノ	達	ノ	船	ト
フ		ヲ	損	代		シ	地	ノ	迄	貨	欲
本		禁	害	人			迄	地	ノ	ヲ	ス
條		止	ニ	指			荷	迄	運	抛	ル
ニ		ス	逢	船			主	ノ	貨	棄	ヲ
掲		ル	タル	長			ハ	運	ヲ	ス	以
示		ニ	一	ヲ			其	貨	拂	ル	テ
シ		在	ヲ	船			荷	ヲ	フ	際	立
タル		リ	船	ノ			物	ヘ	シ	其	法
諸			持	持			ヲ	シ	又	荷	官
件			主	主			到	又	荷	主	ハ
ノ			ニ	ニ			達	可	主	ハ	條
一			詐	詐			ス		可	荷	理
ツ							可			卸	ニ



第二百三十八條

註解若シ船ノ出帆シタル港ニ再々歸着スルハ航海ヲ終ヘタル者ト	見做スヘシ尤モ本條ハ己ニ航海ヲ始メタルハ破ルモ亦費用損失ヲ	然レモ未タ航海ヲ始メサル前ニ船長其契約ヲ破ルモ亦費用損失ヲ	償フヘキ者トセリ	第百二十九條	註解船長船ノ積荷ニ付荷主ノ仲間ニ加ハラサルハ慣習ニ因リ己レ	一人ノ利益ノ為メ此少ノ荷物ヲ積込テ得ヘシ然レモ若シ船長其仲	間ナル時乃チ本條ニ明解シタルカ如ク積荷ヨリ得ル所ノ利益ヲ分ツ	ヘキ契約アルハ其權利ヲ有マス但シ荷主一般ノ利益ト己レ一人ノ	利益ト支障ナキテノ緊要ナルニ依リテ己レ一人ノ利益タル總テ積	並ニ賣買ヲ停止セリ如何トナレハ會社ノ費用ヲ以テ己レ一人ノ利益
-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	----------	--------	-------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	--------------------------------

司 法 省

ノ為メ最大ノ利益ヲ生ル賣買ヲナシ己レ一人ヲ留サンテノ恐レアリ	又己レ一人ノ事ノミニ注意シテ會社一般ノ公務ヲ怠ランテノ恐レアリ	ルヲ以テナリ此旨趣ニ因リ及ヒ本條ノ一般ニ基キ其道理上ニトクト	リ又定メタル者ハ假設ヒ船長ハ高岳ヲ他ノ船ニ因リテ會社ノ商品ヲ	届達スヘキ場所ニ輸送スルモ既ニ會社ノ	仲間ナル時ハ己レ一人ノ利益ノ為メ之ヲ買入ルテ得ス但シ此禁	制ハ每事公利ト私利トノ間ニ紛議ノ生ヤンテ豫防シタル者ナリ	第百四十條	註解荷物ヲ取上ルハ裁判所ノ言渡シニ因ルヘシ此所為タルヤ全ク	荷主ノ為メナレハ規則ヲ違背シタル船長ハ敢テ其分前ヲ得ヘカラス	第百四十一條	註解船長ハ己レニ擔任シタル船ヲ保全スルテハ百方配慮スヘ
--------------------------------	---------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------	------------------------------	------------------------------	-------	-------------------------------	--------------------------------	--------	-----------------------------



キ	ヲ	要	ス	ル	者	ナ	レ	ハ	航	海	中	如	何	ナ	ル	危	難	ニ	處	ス	ル	ト	雖	モ	船	ノ	役	員	
シ	ヲ	及	ビ	衆	組	人	ノ	中	重	立	タル	者	ニ	相	談	シ	タル	上	ニ	非	サ	レ	ハ	船	ヲ	去	ル		
ト	ヲ	得	ス	尤	モ	此	等	ノ	者	ノ	承	諾	ヲ	得	タル	上	船	長	ハ	務	メ	テ	船	客	及	ビ	衆	組	
人	ヲ	輔	佐	シ	又	必	要	ナ	ル	書	類	簿	冊	或	ハ	積	荷	中	最	モ	貴	重	ス	ヘ	キ	物	品	ヲ	運
ト	出	ス	ヘ	シ	斯	ノ	如	キ	危	難	ノ	際	ニ	當	リ	船	長	ハ	些	少	ノ	怠	惰	ノ	為	ノ	損	失	等
ヲ	為	ス	ト	アレ	ハ	其	責	ヲ	免	レ	サル	ノ	ミ	ナ	ラ	ス	己	レ	ノ	面	目	ヲ	害	ス	ル	者	ナ		
第	二	百	四	十	二	條																							
註	解	船	長	ハ	取	究	メ	タル	地	ニ	着	港	シ	タル	後	チ	二	十	四	時	間	内	ニ	左	ノ	二	箇		
ノ	義	務	ヲ	取	行	フ	ヘ	シ																					
第	一	船	ノ	簿	冊	ニ	檢	印	ヲ	為	サ	シ	ム	ル	ト	ノ	為	メ	商	法	裁	判	所	ノ	上	席	人	若	
シ	之	レ	ナ	キ	片	ハ	治	安	裁	判	所	ノ	上	席	人	ニ	之	ヲ	差	出	ス	ヘ	シ						

司 法 省

第	二	船	長	ハ	右	ノ	裁	判	官	ニ	申	立	書	ヲ	差	出	ス	可	シ	此	申	立	書	ハ	本	條	ニ	掲	
載	シ	タル	諸	件	ヲ	登	記	シ	タル	ヲ	以	テ	艦	送	者	ノ	為	メ	船	長	ノ	尽	シ	タル					
所	行	並	ニ	義	務	ヲ	酌	量	ス	ル	ト	ニ	付	テ	容	易	ナ	ル	方	法	ナ	レ	ハ	獨	リ	航	海		
ノ	便	利	ナ	ル	ノ	ミ	ナ	ラ	ス	艦	送	者	ノ	便	利	ナ	ル	者	ナ	リ	如	何	ト	ナ	レ	ハ	其		
申	立	書	ハ	危	難	及	ビ	航	海	中	ノ	著	シ	キ	ト	就	中	小	島	或	ハ	暗	礁	等	ノ	ト	ヲ		
記	載	ス	ヘ	シ																									
但	シ	外	國	船	ノ	船	長	佛	蘭	西	ノ	港	内	ニ	到	着	シ	タル	片	ハ	該	國	ノ	領	事	官	ニ	申	
立	書	ヲ	差	出	ス	ヘ	シ	廿	十	八	百	四	十	七	年	十	一	月											
第	二	百	四	十	三	條																							
註	解	若	シ	船	ノ	到	着	シ	タル	地	ニ	於	テ	商	法	裁	判	所	及	ビ	治	安	裁	判	所	ナ	キ	片	
ハ	其	申	立	書	ヲ	該	地	ノ	邑	長	又	ハ	其	補	助	官	ニ	差	出	ス	ヘ	シ	邑	長	又	ハ	其	補	助
官	之	ヲ	請	取	タル	片	ハ	治	安	裁	判	所	ノ	通	り	違	延	ナ	ク	商	法	裁	判	所	ノ	上	席	人	



ニ送致スヘシ	第百四十四條	註解船長ハ外國ノ港ニ到着シタルハ佛蘭西ノ領事官ニ航海ノ簿冊	ドリ ボール	シ若シ船長領事官ナキ外國ノ港ニ着シタルハ次條ノ末章ノ規則ニ	循々其地ノ官吏ニ申立書ヲ差出スヘシ	第百四十五條	註解船長ハ船並ニ荷物ノ損失ノ義務ヲ己ニ擔當シ及ヒ一般ノ損失ノ	償ヲ拂フニ非サレハ取極メサル港ニ立寄ル	ニ逢ヒ颶風或ハ敵船ノ為メ困迫セラレ己トテ得スレテ立寄リタル	片ハ其地方所在ノ官署ニ其事情ヲ申述フヘシ	第百四十六條
--------	--------	-------------------------------	-----------	-------------------------------	-------------------	--------	--------------------------------	---------------------	-------------------------------	----------------------	--------

司 法 省

ハ全ク船長ノ過失ニ因ルカ或ハ拒防ス能ハサル天災ニ因ルカ船中ノ	力シタル人々ヲ判然セシムル為メ各種ノ方法ヲ以テ穿探シ就中破船	ヘキ事アルニ於テハ亦之ヲ取ル可シ此解明ハ船ヲ保全スル為メ協	ニ從ヒ乗組人及ヒ旅客ヲ呼出シ之ヲ取ル可シ但シ其他證據トナス	ノミヲ取上ル	註解船長ノ申立書ヲ檢査スル裁判所ハ船ノ乗組人及ヒ旅客ノ申出テ	第百四十七條	ニ百方着手シタルカ領承セシム可キヲ以テナリ	長ノ職務ヲ誠實ニ盡シタルカ或ハ荷物及ヒ破船ノ一部ヲ保有スル	シ如何トナレハ此申立書ニ因リテ船ノ持主職送者荷主及ヒ借主ハ船	差出スヘシ此申立書ハ危難ノ原由及ヒ破船ノ模様ヲ正確ニ記載スヘ	註解破船シタルハ其事實ヲ證スル為メ船長成丈ケ至急ニ申立書ヲ
--------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	--------	--------------------------------	--------	-----------------------	-------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	-------------------------------



調書ヲ以テ穿探スル丁ヲ要スヘシ	船長ノ證シタル申立書ニ反對シタル證據ナケレハ之ヲ確定シタル哉	判ノ證據トナスヘシ若シ證據ト為ス可キ申立書ニ反對ノ證據アルキ	ハ其申立書ヲ以テ船長ノ義務ヲ解除スル丁ヲ許允ス可カラス	第二百四十八條	註解此刑法ノ保護ヲ受ル丁ニ付テ三ツノ利益アル左ノ如シ	第一荷主ノ利益但シ其商賣品ノ押領ニ預カラサル丁ノ為メ	第二稅局ノ利益但シ稅官課稅スルニ當ツテ欺カレサル為メ	第三一般ノ利益但シ時ニ因リ檢病時限ニ循フヘキ船ノ衛生律 <small>(ロサワ)</small>	第二十九條	註解物品ニ於テ持主ノ最上ノ權ニ反對シタル此規則ハ <small>(シデヨロガ)</small> 危難ノ
-----------------	--------------------------------	--------------------------------	-----------------------------	---------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	--	-------	---

司 法 省

際ニ人命ヲ保護スル為メ必要ナル者ニシテ實ニ性法上ニテ證シタル	者ナリ然レモ船長ハ食料ノ必要ナル丁及ヒ食料ヲ所持スル者ヲシテ	一般ノ為メ出サシメタル食料ノ性質種類並ニ分量ヲ船中ノ簿冊ニ記	載ス可シ
--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	------







右ト全様ナル道理ニ於テ立法官ハ航海ノ便利ヲ為シカク水夫雇	貸主ハ借賃ノ全部ヲ受取ヘキ權ヲ有ス	ラ已レニ擔當スヘシ是ニ反シテ借主ノ過失ニ因リ互解シタルハ貸	シ賃賃主ノ過失ニ因リ互解シタルハ借主ノ過失ニ對シテ損害償ヒノ義務	テタル日教ニ准シテノ賃銀ヲ受取ル可キ權ヲ有ス	依リ或ハ已レノ過失ニヨリテ賃賃ノ契約ヲ互解スルハ其義務ヲ充	タル丈ニ非ラサレハ賃賃主ハ借主ニ權利ヲ有セス故ニ賃賃主ハ意外ノ事ニ	註解 定例ニ基キ賃賃主ハ借主ニ賃賃ノ渡シタル物件ニ付借主ノ所得シ	第百五十二條	ヤレメタリ	所有テ水夫等ヲレテ各自ノ利益ノ為メ高品ヲ其荷物中ニ置クヲ得	如ク嚴格ニ取定メタル本意ハ舊來ノ慣習ニ因リ些ト寛容ヲ與エタル	且又初取極タル謝金上ニ非ラサレハ他ニ權利ヲ有セサル者トス此ノ	註解 水夫等ハ已レニ必要ナル荷物ニ非ラサレハ船ニ積込ムヲ得ス	第百五十一條本文略ス	スルヲ緊要トス	ヲ得ス故ニ契約ニ在テ尚ヲ未夕其記載ナケレハ其地ノ慣習ニ從テ記	レ但シ別段ノ契約書ニ之ヲ記セサルハ此事件ニ付テ保證トスル	ケ條ニ付テ確證トナル者ナリ又此契約ハ全ク別段ノ契約書ニ記スヘ	士召募批り官吏(ドマケン)スツセルノ姓名ヲ予署シタル者ナレハ契約ノ	ル所ノ小冊ニ之ヲ登録スヘキ者ナリ抑モ此小冊ニハ船長及ヒ海軍兵	註解 此契約ハ乗組人姓名簿ニ記入シ又水夫等各其心得ノ為メ所持ス	第百五十五條本文略ス	及ヒ等級ヲ記載シタル者ニ非サレハ能ハサルナリ
------------------------------	-------------------	-------------------------------	----------------------------------	------------------------	-------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------	--------	-------	-------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	------------	---------	--------------------------------	------------------------------	--------------------------------	-----------------------------------	--------------------------------	---------------------------------	------------	------------------------

司 法 省



入レノ契約ニ付テ別段ノ規則ヲ設ケリ	本條ハ船ノ出帆前或ハ出帆後持主ノ所為ニ因リ航海ヲ止ルヲアラハ	航海中雇入或ハ月雇入ノ契約ヲ為シタル水夫等ニ償ヒテ拂フヲ辨	セリ第百五十七條ニ於テハ水夫等荷物賣買ノ利得ノ一部ヲ得ヘキ	契約又ハ船ノ賃賃ノ一部ヲ得ヘキ契約ノ場合ニ於テ賃金ノ事件ヲ定	メタリ	第一若シ出帆前航海ヲ止メタル日ハ航海中ノ雇入或ハ月雇入ノ契	約ヲ為シタル水夫等ハ其日給ノ外ニ償ヒトシテ其先拂ヲ得タル	雇賃ヲ保有スルヲ得ヘシ或ハ若シ先拂ヲ得サル日ハ契約シタ	ル一ヶ月分ノ雇賃ヲ償トシテ要ムルヲ得ベシ但シ一ヶ月分ノ	雇賃ハ航海中雇入ノ水夫ニ係ル此航海ヲ豫定シタル日限及ヒ其	航海中ノ契約シタル雇賃トヲ参考シ一ヶ月ノ割合ニ算當スヘキ
-------------------	--------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	-----	-------------------------------	------------------------------	-----------------------------	-----------------------------	------------------------------	------------------------------

司 法 省

者ナリ	第二若シ己ニ船ノ出帆シタル後航海ヲ止ムル日ハ航海中雇入ノ契	約ヲ為シタル水夫ハ約シタル雇賃ノ總高ヲ受取ルヘキ權アルノ	シナラス更ニ其出帆シタル港ニ歸ル迄必要ナル金高ヲ受取ノ權	アリ然ト雖モ月雇ノ契約ヲ為シタル水夫等ハ航海ノ見積リ日數	ノ中航海ヲ止メタル以後ノ時間ノ半ヲ償トシテ受取ルヲ得ル	ノニ	第百五十三條	註解 船ヲ差向ケニト欲スル地方ト商賣禁止ノ令アル下及ヒ官令ニテ	船ヲ差留メル下ハ所謂抗拒ス可カラサル力ヲノ所為ニシテ之レカ	為メ些少モ償ヒテ得サル者ナリ故ニ船末夕航海ヲ始メサル日ハ水夫	等其船ノ出帆用意ノ為メ使役ヲ受ケタル日數ノ雇賃ヲ受取ノ權ヲ有
-----	-------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	-----------------------------	----	--------	---------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	--------------------------------



スルノミ抑モ商賣禁止ノ令アルハ戰爭或ハ敵ノ奪掠或ハ傳染病ノ事  
 故アリテ湊ニ因リテハ之レト賣買スルヲ禁スルキアリ官令ニテ船  
 ヲ差留ムルヲアルハ通例アレトプランス或ハアニバルゴトニ差  
 味ノ意呼フ者ニシテ官ヨリ船ノ其湊ニ在ル者ノ出帆ヲ禁スル時ヲ云フ  
 ナリ敵ハ通スルノ妨ケ或ハ自國ノ王使ノ命ニ因リテ出帆ヲ禁スル  
 フラ云

第二百五十四條

註鮮本條ハ前條ト異ツテ航海中商賣禁止ノ令及ヒ不意ニ着シタル船  
 差留ノ下ヲ豫メ慮カリ揭示シタル者ナリ航海ヲ妨碍等風難波スル抗  
 拒ス可カラサル力ヲノ所為ニ因ルカ如ク官令ニテ商賣ヲ禁止スル時  
 ハ些少モ其償々キヲ以テ航海中或ハ月雇入ノ水夫等ハ使役ヲ受ケ  
 タル日數ニ准ニシテ雇賃ヲ受取ル權アリ之レニ反シテ若シ不意ノ船

司 法 省

差留メノ為メ航海ヲ暫時支エラレタルキハ月雇ニ契約シタル水夫等  
 ハ差留メノ時間ノ雇賃ノ半ヲ受取ル權アリ然ルニ航海中雇入レノ契約  
 ヲナシタル水夫等ハ雇賃ノ増加ニ付更ニ之ヲ要ルヲ得スナセナレ  
 ハ航海中雇入ノ賃銀ハ定價ニテ或ル物或ハ事ヲ為スヘキ請合契約ノ  
 種類ニシテ已ニ一箇ノ定リタル金高ナレハ航海ノ日數ノ増加スヘキ  
 總テ偶生ノ事ヲ水夫等ノ任ト見做ス故ナリ

第二百五十五條

註鮮月雇入ノ契約ヲ為シタル水夫等ハ縦令ヒ何様ナル原因ニテ航海  
 ノ期日永引タルトモ常ニ使役ヲ受ケタル時間ニ付テ契約シテ定メタ  
 ル雇賃ヲ受取ルヘキ權ヲ有ス本條ニ付テ見ルキハ右ト齊シク航海中  
 雇入ノ契約ヲナシタル水夫等ノ契約ニ定メタル雇賃ノ增高ヲ  
 常ニ與フルヲ決シタルカ如シト雖モ此增高ト云フ者ハ船長ノ任意



ヲ以テ期日ヲ引延ヘタル場合ニ於テノ一一般ニ允許セリ

第百五十六條

註解 本條ノ場合ニ因レハ航海中雇入ノ契約ヲ為シタル水夫等ハ契約

シテ定メタル雇賃ノ省減ヲ受ス實ニ借主乃チ持主或ハ船長ハ自己隨

意ノ所為ヲ以テ其義務ニ背クヲ得ス

第百五十七條

註解 本條ハ航海ヲ止メ又航海期日ノ永引キニ付テ荷物賣買ノ一部ヲ

得ヘキ契約ヲナシ又ハ船ノ賃賃ノ一部ヲ得ヘキ契約ヲ為シタル水夫

等ノ權利上ニ關スル事件ヲ解明セリ仍テ三ツノ考定ヲ記列スル左ノ

如シ

第一右ニ指示シタル所為拒スヘカラサルカニ因リテ到着スル

アラハ水夫等ハ償ヒラ要ムル下ニ付テ毫モ其權ヲ有セス如何ト

司 法 省

ナレハ全シ商人仲間ナルヲ以テ其仲間ト齊シク換得運賃ニ循フ

ヘキ故ナリ

第百五十八條

第百五十八條

第百五十八條

第百五十八條

第百五十八條

第百五十八條

第百五十八條

第百五十八條

第百五十八條

第百五十八條

第百五十八條

第百五十八條

第百五十八條

第百五十八條

第百五十八條



少水夫等ト利益ヲ共有スル者ナリ	若シ船ノ岩礁ニ衝突シテ破壊シ又ハ颶風ノ為メ沈没シ或ハ破裂シテ	全ク荷物ヲ失タルキハ水夫等ハ假令ト如何ナル契約アルトモ其雇賃	ヲ得ント求ムルヲ得ス	若シ航海ノ帰途ニテ破船シタルキ水夫等ハ往路ノ雇賃ヲ得ント許フ	片裁判官ハ其相手方ノ所存ニ隨ヒ往來ヲ以テ一ト航海ト定メタルカ	否ヲ審判シタル上水夫等ノ願ヒテ元許スルヲ又ハ允許セサルヲアル	ヘシ其他破船ノ場合ニ於テモ水夫等ハ先拂トシテ既ニ受取タル雇賃	ハ決シテ還スニ及ハス如何トナレハ此先拂雇賃ハ既ニ受取タルキヨ	リ挽回スルヲ能ハサル諸員科ノ類ト見做ス故ナリ	茅二百五十九條本文畧ス	註解水夫等ハ月毎ニ雇入レラレタルト航海中雇入レラレタルト又問
-----------------	--------------------------------	--------------------------------	------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	------------------------	-------------	--------------------------------

司 法 省

ハス船ノ存在シタル一部ノ賣拂代金中及ヒ積荷ノ船賃中ヨリ其雇賃	ヲ請取ルヲ得ヘシ但シ月雇入ノ水夫等ハ船ノ出港乃至破壊迄使役	ヲ受ケタル日数ノ割合ニテ航海中雇入ノ水夫等ハ破壊シタル船ノ進	行シタル距離ノ割合ヲ以テ請取ル可シ	茅二百六十條	註解船賃ノ一部ヲ得ベキ契約ニテ雇入レラレタル船長ハ危難ニ際シ	保存シタル荷物ノ分量及ヒ船ノ進行シタル距離ノ割合ヲ以テ荷主ヨ	リ謝金ヲ受取ル可シ故ニ假令ヒハ船借入賃ヲ八千ヲ定メ然ル	ニ危難ノ際共積荷ノ半ヲ保存シ及ヒ其船ノ航海シタル距離ハ半途ニ	及フキハ船長ハ八千ヲ二ノ四分ノ一ノ金高即チ二千ヲ二ヨリ尋	教ノ謝金ヲ受取ルヲ得ス而シテ存在シタル船ノ一部ニ付テ賣拂代	金ヲ些少モ要ムルヲ得ス是以テ船賃ノ一部ヲ得ヘキ契約ニテ雇
--------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	-------------------	--------	--------------------------------	--------------------------------	-----------------------------	--------------------------------	------------------------------	-------------------------------	------------------------------



ト	ノ	二	千	ヲ	キ	ル	註	茅	ノ	全	入	並	タ	註	茅	賃	以	ス	ル	レ	賃	賃	入		
ス	為	百	八	受	創	定	解	二	雇	シ	ノ	二	ル	解	百	等	テ	故	ヘ	保	買	賃	入		
	メ	六	百	取	傷	例	此	百	賃	タ	水	荷	總	抗	六	=	之	=	キ	存	ノ	ヲ	ラ		
	設	十	五	リ	ヲ	=	規	六	ノ	ル	夫	物	テ	拒	十	付	ヲ	若	レ	シ	受	受	レ		
	ケ	二	十	且	被	反	則	十	外	物	=	保	ノ	ス	一	テ	シ	シ	タ	利	取	取	タ		
	タル	條	二	ツ	リ	對	ハ	二	=	品	非	全	契	ヘ	條	全	賣	危	ル	得	ル	水	ル		
	者	全	年	船	タル	ヲ	人	條	尽	上	ラ	ノ	約	カ	三	拂	難	二	船	ノ	權	夫	等		
	ナル	ク	三	ノ	水	ナ	情		カ	=	ス	為	ヲ	ラ	タ	=	處	一	ノ	部	ノ	モ	均		
	カ	三	月	持	夫	セ	ノ		レ	有	テ	メ	破	サ	ル	ク	シ	部	ヲ	得	レ	ト	レ		
	故	條	四	主	等	リ	己		タ	ス	乃	尽	解	ル	キ	權	タル	レ	部	ヘ	キ	ク	船		
	ニ	全	日	ノ	ハ	=	ム		ル	ル	チ	カ	ス	者	者	非	際	専	ノ	契	長	ノ	受		
	之	五	ノ	費	當	疾	ヲ		日	特	通	ス	ル	ト	セ	サ	商	ラ	代	約	ノ	取	取		
	ヲ	條	甚	用	分	病	得		教	權	常	ル	場	破	レ	品	存	金	及	=	入	ル	所		
	遵	及	々	=	使	=	サ		=	=	ノ	合	=	於	ノ	在	荷	七	テ	産	レ	ノ	金		
	守	七	著	テ	役	罹	所		應	因	備	テ	於	船	レ	利	物	荷	物	ノ	入	レ	所		
	レ	十	明	治	ヲ	リ	ヨ		レ	里	夫	最	テ	レ	テ	得	ノ	利	得	ノ	入	レ	所		
	決	二	告	療	受	又	リ		債	法	ト	早	水	水	一	部	存	在	シ	入	レ	所	金		
	シ	百	告	ヲ	ク	ハ	編		銀	千	見	己	夫	夫	部	=	シ	タ	ル	レ	タ	ル	高		
	テ	七	令	受	ル	船	製		ヲ	百	做	=	等	ト	持	合	ル	片	及	付	些	水	夫		
	變	十	ノ	ク	客	中	シ		受	二	レ	航	ハ	主	ノ	場	片	及	付	少	モ	等	ハ		
	更	條	第	ヘ	條	=	タル		取	條	波	海	破	ト	合	=	於	七	付	モ	服	ハ	危		
	ス	ノ	一	キ	條	使	者		ル	ノ	浪	中	壞	ノ	於	テ	過	分	キ	其	分	ヲ	受		
	ヘ	規	ヶ	者	則	ヲ	ナ		ヘ	三	中	ヨ	レ	間	水	分	ノ	利	益	ヲ	取	際	際		
	カ	ハ	條	ナ	一	受	レ		シ	第	ヨ	リ	タル	=	夫	利	益	ヲ	有	レ	取	際	際		
	ラ	般	十		凡	ク	ハ			ヲ	引	揚	ノ	一	等	ハ	船							各	
	サル	ノ	商		其	ル	嚴			見	揚	ケ	部	一	ハ	危	難							自	
	者	安	法		雇	=	格			合	ケ	保	取	部	難	=	際							ノ	
		全	第		賃	付	十			約				取	際										雇
										定				結											
														ヒ											

司 法 省







港	夫ノ	本條ニ	百六十二	如ク	第百六十六	註解	損害ヲ	規則ハ	第百六十七	註解	其水夫
セ	ノ	於テ	條ニ	此規	十六條	水夫	受クル	ハ水	六十七	若シ	一人
サ	死	テ示	記載	則ニ	本文	舩中	者ナ	水夫	條	舩長	ヲ
ル	去	シタル	シタル	反對	略	ニテ	レハ	各	本	ノ	レ
場	ニ	ル迄	ル規	スル		テ海	贖金	自	文	用向	テ
合	至	ノ規	ハ一	フ		賊ノ	等ヲ	ヲ保	畧	向ニ	全
ニ	ル	則ハ	般	ヲ允		為ノ	要ル	護ス		テ水	ク
於	迄	ハ一	安	許セ		ノ虜	ノ	ル為		夫ヲ	格
テ	ノ	般	寧	サル		護セ	要	メ		海	段
ハ	雇	安	ス	者		レ	ル	勇		上ニ	ノ
本	賃	寧	ル	トセ		其	ノ	戰		趣	危
條	ス	為	リ		奴	權	奮		カ	難	
ノ	ミ	ル	メ	セ		隸	ナ	閉		レ	ニ
第	ヲ	為	ナ	リ		ト	シ	セ		メ	置
一	其	メ	リ	者		ナ	ム	シ		タル	キ
項	相	ナ	リ	ト		ス	ル	ム		片	タ
ノ	續	リ	故	云		但	ニ	ニ		ハ	リ
規	人	為	ニ	フ		此	アリ	アリ		乃	ト
則	ハ	メ	前	者		嚴				千	云
ニ	受	取	條	ナ		格				船	フ
解	取	ル	第	リ		ナ				長	者
明	ル	得	二	タ		ル				長	ナ
シ	ヲ	ル	カ	ル		カ				長	リ
タル	得	ル		カ		ル				長	ケ
通	ル	ル		カ		ル				長	操
リ	ル	ル		カ		ル				長	ナ
水	ル	ル		カ		ル				長	ル

司 法 省

場	ス	次	第	註	二	若	遣	若	夕	此
合	ト	條	二	解	百	シ	レ	シ	差	ノ
ニ	雖	第	百	前	六	專	タル	タル	別	差
於	モ	六	十	條	十	ラ	片	片	ス	別
テ	衆	八	八	ニ	八	ハ	ハ	ハ		ニ
水	寡	條	條	指	條	ハ	ハ	ハ		左
夫	敵	條	條	示	條	ハ	ハ	ハ		ノ
ハ	セ	九	條	シ	條	ハ	ハ	ハ		件
舩	ス	條	ニ	タル	條	主	主	主		ヲ
或	遂	條	確	場	條	其	其	其		増
ハ	ニ	條	定	合	條	贖	贖	贖		補
衆	虜	確	レ	ニ	條	金	金	金		入
組	護	定	然	於	條	ノ	ノ	ノ		假
仲	ト	レ	レ	テ	條	總	總	總		令
間	ナ	ル	氏	水	條	高	高	高		ハ
ヨ	ル	ノ	僱	夫	條	ヲ	ヲ	ヲ		該
リ	ノ	ノ	金	等	條	擔	擔	擔		國
遠	ノ	ノ	ニ	ニ	條	當	當	當		於
サ	ノ	ノ	關	拂	條	ス	ス	ス		テ
カ	ノ	ノ	レ	フ	條	可	可	可		何
リ	ノ	ノ	テ	ヘ	條	シ	シ	シ		ノ
一	ノ	ノ	ハ	キ	條	荷	荷	荷		物
人	ノ	ノ	本	キ	條	卸	卸	卸		品
ヲ	ノ	ノ	條	キ	條	ノ	ノ	ノ		ヲ
以	ノ	ノ	ニ	キ	條	為	為	為		賣
テ	ノ	ノ	於	キ	條	メ	メ	メ		捌
卒	ノ	ノ	テ	キ	條	水	水	水		ケ
然	全	全	左	テ	條	夫	夫	夫		ハ
防	部	部	ノ	ハ	條	ヲ	ヲ	ヲ		利
戰	且	且	如	常	條	差	差	差		潤
	ツ	ツ			條	遣	遣	遣		



姓	法	レ	註	第	レ	何	註	第	レ	歟
名	=	ト	解	二	タ	十	解	二	ル	或
其	適	難	法	百	ル	ル	敵	百	時	ハ
他	シ	モ	=	七	金	高	ノ	六	ハ	何
契	タル	船	適	十	ナル	ナル	収	九	其	ノ
約	原	中	シ	條	ト	ト	隸	條	用	物
等	由	=	タル	本	モ	モ	ト	本	向	品
ヲ	ト	使	ル	文	求	求	ナ	文	專	ヲ
慥	ハ	用	原	畧	贖	贖	リ	畧	ラ	誅
=	繼	ヲ	由		金	金	タ		荷	國
記	令	受	ア		ハ	ハ	ル		物	=
載	ハ	ケ	リ		常	常	水		ノ	テ
シ	水	タ	テ		=	=	夫		為	買
タル	夫	ル	暇		六	六	等		メ	入
上	等	日	ヲ		百	百	如		ナ	ヘ
=	密	教	得		フ	フ	何		レ	キ
暇	盜	=	タ		ラ	ラ	十		ハ	カ
ヲ	違	准	ル		ニ	ニ	等		荷	心
興	背	シ	水		ト	ト	級		主	得
工	等	テ	夫		定	定	ア		其	ノ
タル	ノ	雇	等		メ	メ	ル		贖	為
時	所	ヲ	ハ		タ	タ	ト		金	メ
ハ	業	受	其		リ	リ	モ		ヲ	水
水	アル	取	償		本	本	其		擔	夫
夫	片	ル	ヲ		條	條	贖		當	ヲ
等	ヲ	ノ	得		=	=	金		也	陸
ハ	云	權	ル		記	記	ノ		可	地
出	フ	アリ	ノ		載	載	如		シ	=

司 法 省

帆	要	本	付	罪	知	第	註	並	更	第	註
前	ム	條	テ	無	ル	二	解	=	=	二	解
ナ	ル	ノ	觀	キ	可	百	前	船	航	百	前
レ	ノ	法	ル	者	シ	七	條	賃	海	七	條
ハ	權	=	ハ	ハ		十	茅	或	ヲ	十	九
雇	ヲ	適	暇	其		一	百	ハ	為	條	十
ノ	旨	セ	ヲ	證		條	九	水	ス	本	一
三	ス	ス	與	據		本	十	夫	=	文	條
分		レ	フ	立		文	一	等	付	畧	條
一		テ	ル	ル		畧	條	ノ	テ		二
出		暇	ハ	為			符	雇	消		符
帆		ヲ	條	メ			合	賃	散		レ
後		得	理	其			レ	上	ス		タ
ナ		レ	=	償			ル	=	ル		ル
レ		ノ	適	ヲ			タ	付	者		ル
ハ		證	レ	得			ル	テ	十		本
其		ヲ	タ	ニ			本	特	商		條
總		立	ル	ト			條	權	三		=
高		テ	上	要			=	ヲ	法		於
ヲ		タ	ト	ム			於	興	條		テ
償		ル	知	ル			テ	ハ	百		立
ト		水	ル	權			立	タ	九		法
シ		夫	水	利			法	リ	條		官
テ		等	夫	水			官	然	九		ハ
船		=	等	夫			ハ	レ	條		水
長		ア	=	等			夫	氏	百		夫
=		ル	ア	一			等	此	九		等
對		ノ	リ	丁			=	特	條		=
シ		義	リ				船	權	八		船



但し右ノ場合ニ於テ旅客ノ義務ヲ得可キ權利アル時ハ定例ノ規則ニ	循フ可シ	第六卷	船借入契約ノ事	船借入契約(ビヤル)ナル語ハ二義ヲ含有セリ第一義ハ船借入契約ト	訓ス之ヲ約言スレハ船ノ持主其船ノ全部或ハ一部ヲ他人ニ貸貸スル	ニ於テ借主ヨリ拂フ可キ船賃ニ付持主ト借主トノ間ニ取結ヒタル契	約ナリ第ニ義ハ船借入契約ヲ證スル為ノ書記シタル契約書ト訓ス	右ノ契約ヲ名ケテシヤルトパールキ(船借入)ト云フハ昔時上下ニ羊載	ス可キ紙ニ書記シタル故ナリ但シ雙方ノ契約人各羊載シタル紙ノ一	部分ヲ有シ若シ契約ヲ明證セント欲スルキハ其二部ヲ合セテ符合ス	ルカ否ヲ検査セリト云	船借入契約ニ於テ船ヲ借ス人ヲアレトウルト名ケ之ヲ借入ル人ヲア	口レトウルト名ケリ大洋ノ港ニ於テハ船借入契約ヲアレトマ	ント云ヒ其賃銀ヲアレト云フ地中海ノ港ニ於テハ船借入契約ヲ	ハリスマニト云ヒ其賃銀ヲハリト云ヒ	第ニ百七十三條本文畧	註解本條ノ規則ニ因レハ船ヲ借入ル為メノ契約ハ之ヲ證書ニ記スヘ	レ此規則ハ物呂ヲ借入ルニ關シタル民法第千七百十五條ニ全ク符合	レ前條第百九條ニ掲載シタル商法上ニ允許セル契約ノ方法ニ及對テ	為セリ本條ノ規則ニ付テノ證書ハ證書人又ハ船借入世話人ノ筆記若	レクハ私ノ證書筆記タルヲ得ヘシ而シテ此契約書ハ適宜ニ積荷日	録ト引換工得ヘシ如何トナレハ義務ヲ執行フニ付テ證書トナスヘキ	箇様ナル證書ハ義務ヲ生レタル契約ノ保存ヲ謹スルニ用テラル故ナ
--------------------------------	------	-----	---------	---------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	----------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	------------	--------------------------------	-----------------------------	------------------------------	-------------------	------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	--------------------------------

司 法 省



然レ	換	因	註	第	船	云	レ	到	註	第	荷	長	ナ	例	註	第	ル	契	以	據	タ	其	リ
レ	失	リ	解	二	未	所	商	着	解	二	物	ハ	リ	有	解	二	ノ	約	テ	ト	リ	他	リ
モ	ラ	テ	此	百	夕	フ	事	ノ	船	百	ノ	荷	若	リ	荷	百	權	ヲ	其	為	而	船	
船	受	生	貿易	七	航	=	故	港	ヲ	七	貨	主	是	物	七	有	為	證	サ	シ	借		
ノ	ケ	シ	禁	十	海	差	ア	=	月	十	銀	主	乃	ノ	十		レ	ヲ	ニ	テ	入		
到	荷	タル	制	六	ヲ	留	ツ	於	借	五	ヲ	常	今	積	四		タル	為	ウ	契	約		
ラ	主	不	ノ	條	終	メ	テ	テ	=	條	受	例	世	入	條		ト	ス	欲	約	ハ		
ント	ハ	意	令	本	ヘ	ラ	船	己	為	本	取	=	二	レ	本		ナ	レ	ス	書	一		
ト	荷	ノ	ハ	文	カ	ル	ヲ	=	レ	文	ル	因	二	畧			レ	ハ	ハ	二	般		
飲	物	損	償	畧	ル	片	別	荷	タ	畧	ト	リ	エ				ト	ス	ナ	記	二		
ス	ノ	害	ヲ		故	モ	段	即	ル		ヲ	テ	一				速	二	二	載	方		
ル	積	ナ	受		ナ	齊	ノ	ヲ	片		要	定	ル				フ	ハ	ス	一	一		
國	入	リ	取			シ	礎	為	ハ		求	メ	ト				ル	ハ	一	ル	致		
ノ	並	故	ル			ク	泊	タ	船		ル	タ	ア				者	一	ツ	ハ	ノ		
降	=	=	ト			其	場	ル	ノ		ト	ル	ラ				=	ハ	ハ	契	契		
國	積	船	ヲ			船	病	時	出		ヲ	期	レ				對	存	二	約	存		
ト	卸	主	得			賃	等	ハ	帆		得	限	シ				シ	在	二	在	在		
貿	=	ハ	サ			ヲ	=	最	レ		可	内	二				テ	在	ハ	同	存		
易	付	船	ル			拂	関	早	タ		シ	=	荷				誓	ヲ	同	様	在		
禁	テ	ノ	抗			フ	ラ	之	ル		シ	二	積				ヲ	確	様	ノ	為		
制	無	出	拒			可	レ	ヲ	日		シ	尚	公				為	証	ノ	人	ニ		
ノ	益	帆	入			レ	ル	拂	ヨ		ル	ホ	積	積			サ	ス	契	人	ニ		
令	ノ	ヲ	一			如	船	フ	リ		又	又	ヲ				シ	ル	=	ハ	エ		
下	費用	為	カ			何	ヲ	ト	其		タ	タ	終				ム	一	付	テ	ラ		
ル	ヲ	サル	ラ			ト	差	ヲ	貨		積	積	ラ				可	方	テ	ハ	ス		
氏	擔	ニ	カ			ナ	留	要	銀		残	残	サ				ク	ノ	ハ	證	ラ		
ハ	當	因	力			レ	メ	セ	ヲ		シ	シ	ル				要	者	證	人	其		
假	セ	リ	=			ハ	ル	ス	拂		タ	タ	ハ				求	ハ	人	ヲ	證		
令	リ					其	場	若	ト		ル	ル	船				ス	其	ヲ	證	レ		
ニ									ト														

司 法 省



船及	七荷物ノ為メ海上愈々險難トナルトハ雖モ双方ノ義務ハ夫レテ
消散スル者ニ非サルナリ次ノ芽二百九十九條ハ船ノ出帆後ニ於テ不	
意ノ貿易禁制ノ令アル時ニ於テ設ケタル規則ナリ	
芽二百七十七條本文畧	
註解若シ抗拒ス可カラサルカヲノ為メ一時航海ヲ遲延シ或ハ差留メ	
ラレ假令ハ若シ船ノ入港或ハ出港スルトテ敵船ノ為メニ沮遏セラレ	
或ハ國王ノ命ニ因テ差留メラル、ト有リト雖モ船借入契約ノ義務ヲ	
解ク可カラス且ツ双方共ニ其償ヲ得ニト要ム可ラス然レモ若シ航海	
中國王ノ命ニ因リテ船ヲ差留メラルタル時ハ水夫等ノ雇賃ノ增高及	
ヒ其食料ハ荷主モ齊シク出合金 <small>三商百法條芽</small> ヲ為ス可キ双方ニテ擔當スヘ	
キ意外ノ損費ナリトス <small>商法第六百</small>	
芽二百七十八條	

司 法 省

註解若シ抗拒スヘカラサルカヲ、為メ船ノ途中港ニ駐コリタル間荷主
ハ海上ノ不意損害又ハ盜難ノ恐レアル片ハ其荷物ヲ船ヨリ卸ストノ
權ヲ有ス然レ船借入契約ハ解ク可カラサルヲ以テ再々之ヲ積入ルヘ
シ如何トナレハ若シ然ラサル片ハ已航海ヲ始メタル外或ハ未タ之ヲ
始メサルトニ因リ船賃ノ總高或ハ羊高ヲ償トシテ船長ニ拂フ可キ者
トスル故ナリ
第百七十九條
註解此規則ハ甚ク法律ノ意ニ適シタル者ナリ但シ抗拒スヘカラサル
力ニ因リテ船借入契約ノ如ク精密ニ執行フ註ハサルトアルヲ以テ右
ノ景状ニ因リテハ他ノ港ニ荷物ヲ運搬スルトテ允許レサクトモ總テ
此契約ノ事件ヲ執行フトテ得ルハ一般ニ荷主ノ利益トナル者ナリ
第百八十條



取	積		ヲ	ハ	船	ル	時	リ	テ	註
リ	荷	積	見	船	主	地	限	ノ	船	解
タ	目	荷	義	主	ハ	=	=	高	主	總
ル	録	目	務	=	船	於	於	品	ハ	テ
證	ト	録	又	對	並	テ	テ	ヲ	第	船
ト	ハ	ノ	其	レ	=	荷	出	認	一	ノ
ナ	船	事	荷	テ	諸	卸	帆	メ	=	貸
ス	長		物	重	具	ス	ス	タ	積	主
ヘ	自		ヲ	=	ヲ	ル	ヲ	ル	荷	(
キ	己		以	債	以	時	ヲ	書	=	船
書	ノ		テ	銀	テ	ハ	要	面	妨	主
面	義		義	ヲ	總	深	入	ヲ	碍	(
ナ	務		務	拂	テ	ク	第	其	ナ	荷
リ	ト		ヲ	フ	其	注	四	荷	キ	主
此	レ		執	ノ	義	意	=	主	ヲ	=
目	テ		行	責	務	ス	荷	=	要	其
録	運		フ	=	ヲ	ル	物	渡	ス	船
ハ	搬		ノ	任	執	ヲ	ノ	ス	第	ヲ
海	ス		保	レ	行	要	保	ヲ	二	貸
路	ヘ		證	條	フ	全	及	要	=	与
運	キ		=	第	ノ	々	到	ス	積	フ
輸	荷		充	八	保	々	ラ	第	荷	ル
ノ	物		ツ	卷	證	々	ニ	三	目	ヲ
為	ヲ		可	ノ	=	々	取	二	録	ヲ
ノ	其		レ	第	充	々	極	取	ト	要
ナ	荷			二	テ	々	メ	極	名	ス
レ	主			百	荷	々	タ	メ	ケ	ル
ハ	ヨ			十	主	々	ル	タ	ル	ヲ
陸	リ			六	ヨ	々	シ	ル	以	以
路	請			此	リ	々	ク	テ	テ	テ

司 法 省

第	第	又	二	レ	註	第	テ	リ	主	ル	ノ
二	一	夕	百	氏	解	二	一	契	備	ナ	運
受	積	其	七	船	積	百	方	約	主	リ	送
取	入	目	十	ノ	荷	八	ヨ	ヲ	相	抑	状
人	タ	録	三	到	目	十	リ	為	互	モ	ト
ノ	ル	=	條	着	録	一	契	レ	ノ	船	同
姓	荷	ハ	見	遅	=	條	約	タ	義	借	様
名	物	二	全	延	ハ		ノ	ル	務	入	ナ
及	ノ	ツ		シ	船		契	日	ノ	契	者
心	記	拾		タ	借		約	ヨ	契	書	=
住	号	段		ル	入		ヲ	リ	ノ	ハ	シ
所	及	ナ		片	契		保	後	保	其	テ
	心	ル		出	約		証	=	ス	借	高
	番	事		ス	書		ス	為	ル	入	一
	号	件		ヘ	=		者	ス	者	契	條
		ヲ		キ	記		=	レ	ナ	ノ	船
		記		償	レ		テ	テ	リ	存	借
		ス		高	タ		船	然	レ	在	入
		可		ノ	ル		中	レ	氏	ヲ	契
		レ		一	諸		=	氏	積	保	約
				箇	件		荷	積	荷	證	書
				條	ヲ		物	目	目	シ	ト
				ヲ	總		ヲ	録	ハ	テ	ハ
				省	テ		積	ハ	船	又	差
				ク	記		込	船	借	夕	異
				ヘ	入		ム	借	入	貸	ア
				レ	ス		=	入			
				商	ヘ						
				法	レ						
				第	然						







レ	債	ノ	註	第	但	註		タ	へ	渡	若	註	第	一	互	持	空	テ	註	第	ノ	レ
就	ヲ	港	解	二	レ	解	船	ル	キ	レ	レ	解	二	層	ニ	ス	隙	其	解	二	契	ム
于	定	=	船	百	本	本	借	積	權	タ	約	船	百	双	差	ル	ハ	種	船	百	約	ル
此	ム	於	ノ	八	本	卷	入	荷	ヲ	ル	レ	長	八	方	違	屜	類	長	八	消	モ	
借	ル	テ	借	十	ノ	ハ	賃	目	有	上	タ	ハ	十	ノ	ス	々	ヲ	及	十	散	ノ	
入	船	ハ	主	六	首	又	ノ	録	而	ハ	ル	五	場	ル	名	代	記	七	四	レ	罪	
レ	借	リ	ノ	條	趣	夕	事	ヲ	レ	契	場	條	合	録	代	入	人	條	得	科	ト	
ハ	入	リ	重		ハ	前		取	テ	ノ	所		=	ノ	コ	ハ			可	ト	ナ	
船	證	ト	ナル		借	卷		戻	又	如	=	於	於	ニ	ニ	積			レ	ナ	ル	
ノ	書	ト	義		主	ト		ス	裏	ク	テ	テ	テ	者	因	荷				レ	ハ	
全	ハ	呼	務		主	同		可	書	執	テ	其	ト	見	テ	目					キ	
部	其	フ	ハ		ヲ	ク		キ	テ	行	テ	荷	見	做	録	ヲ					詐	
又	義	所	大		ノ	船		權	ナ	フ	仲	物	サ	ル	目	ル					偽	
ハ	務	ノ	洋		權	借		ヲ	シ	タ	買	ヲ	ル	目	録	積					ノ	
只	ノ	約	ノ		利	入		有	タ	ル	人	積	正	目	荷	荷					記	
夕	原	定	港		=	契		ス	ル	一	又	目	本	録	主	目					載	
其	由	レ	=		義	ノ			ヲ	明	ハ	ヲ	ト	ヲ	=	目					ア	
一	即	タル	於		務	解			或	證	荷	荷	ス	渡	レ	録					ル	
部	テ	債	テ		ヲ	明			ハ	ス	物	主	レ	レ	タル	ヲ					ヲ	
タ	借	銀	ハ		明	ヲ			寫	ル	ヲ	=	若	レ	為	受					看	
ル	入	ヲ	ハ		知	擴			ヲ	為	受	渡	レ	船	ノ	取					出	
一	レ	拂	レ		マ	充			所	ノ	書	レ	長	ヲ	受	ヲ					シ	
ヲ	ノ	フ	ト		シ	レ			何	受	得	タル	或	所	ル	者					タ	
得	物	ナ	呼		ム	タ			ト	者	レ	ハ	ハ	持	氏	=					ル	
可	件	リ	と		ル	者			ナ	=	ハ	尚	目	ス	ハ	因					氏	
レ	ヲ	又	地		ニ	十			レ	宛	者	示	録	但	ハ	リ					ハ	
	徵	夕	申		ア	リ			ハ	テ	者		ノ	レ	所						受	
	證	船	海		リ				尚	レ	ニ		所	此							合	
	ス								示	得												
	可									ル												

司 法 省







註解	若し契約ニ於テ借入タル船ノ全部ノ所得(サニ)又方今荷主ニ屬スル時ハ荷主ハ隨意ニ其船ヲ取扱フノ權アリ又タ均シク其又貸ヲ承諾シ及ク運賃ヲ自己ノ得分トナスノ權アリ其他此規則ハ貸賃ノ契約ニ於ケル定例ノ主意ニ全ク符合セリ	第百八十八條	註解本條ハ船ニ積入タル荷物ノ分量及ク其賃銀ノ高ヲ積荷目録ニ定メル所ノ考定ニ於テ次ノ三件ヲ指示シタリ	第一 荷主契約通ヨリ荷物ノ分量ヲ少ク積入レルトモ其運賃ノ總高ヲ拂フヘシ然レ氏若シ船長約シタル積荷ノ不足シタル場所ニ於テ最前ノ賃銀ヨリ過分ノ賃銀ニテ或ハ全價ノ賃銀ニテ自己ノ荷物ヲ積入レ得ルキハ法律上テエキニ於テ人ノ費用ニテ自己ノ富ヲ為ス下ハ允許セサルヲ以テ積荷ノ不足シタル部分ノ賃銀ニ
----	---	--------	---	---

司 法 省

付荷主ニ對シテ些少モ要ムルヲ得ス	第二 荷主全ク積荷ナキヲ以テ航海ヲ止メルキハ法律ノ正確ナル主意ニ循フテ契約通り運賃ノ總高ヲ拂フヘキ者ナリ如何トナレハ荷主ハ其約契ヲ執行フヘキ義務ヲ免ルノ權ナキ故ナリ然レ立法官情理ヲ以テ之ヲ斟酌シ運賃ノ半高ヲ拂フヘキ者ト定メリル所以ノ者ハ船長其半高ヲ以テ十分ノ償ヲ得タル者ト見做セリ但シ如何ナル賃賃ノ方法ニテモ又タ航海ヲ止メルトニ付テ如何ナル事情アルトモ及ビ不足シタル積荷ヲ替リニ船長他人ノ荷物ヲ積入ルアルトモ荷主ハ其運賃ノ半高ヲ拂ハサルヲ得サルノ量ヨリ過分ノ荷物ハ船長ノ承諾ヲ得テ積荷目録ニ定メタル荷物ノ分
------------------	---



外ニ其過分ノ貸銀ヲ拂フ可シ

第二百八十九條

註解 船長二百五十噸ノ船ヲ三百噸トシ二万アラニニテ貸シタル時事

實判然シテ其貸銀ヲ省減スルトアリ又夕屢々荷主ニ對シテ損失ヲ償

トアリ就中償ヲ出ストハ荷物ノ全部ヲ積入ルト能ハサルキニアリ

第二百九十條

註解 最早ノ場合ニ於テ船ノ噸數ノ誤算ハ些少ニシテ損失ノ償ヲ拂フ

ニ足ラサル者トス第二ノ場合ニ於テハ全ク船長ノ過失ニ非ラサル誤

算ハ敢テ船長ノ責任トスヘキ者ニ非ラス

第二百九十一條

註解 定期内ニ幾許ノ荷物ヲ積入ルトアラハ出帆スヘキ約束ニテ船ノ

司 法 省

權利ヲ有スル契約ナリ故ニ此契約ヲ為シタル毎ニ荷主ハ出帆前船賃

ノ半高ヲ拂ヒ已ニ積入レタル荷物ヲ自分ヨリ引取ルトテ得可シ是即

チ船長ノ有スル權利ト平均セシムルノ類ナリ故ニ船長ハ荷物ヲ引取

ラレタル後直ニ他ノ荷物ヲ積入ルトテ得ルトモ荷物ヲ引取りタル

方ヨリ契約ヲ破解シタル償トシテ其貸銀ノ半ヲ受取ルトテ得ヘシ

定期内ニ幾許ノ荷物ヲ積入ルトテアラハ出帆ス可キ約束ニ非サル船

借入契約ニ於テハ若シ船ノ一部ノ借主其荷物ヲ引取ル時ハ其貸銀ノ

総高ヲ拂フ可シ

第二百九十二條

註解 船中ニ届ケナクシテ積入レタル荷物アルキハ船長共同種類ノ荷

物中最モ貴キ價ニ於テ船賃ヲ拂ハシムヘキ權ヲ有ス若シ船長尙ホ荷

物積入ノ場所ニ在ルキ之ヲ見出シタル片ハ荷主ニ其荷物ヲ引取ルヘ



夕通達シタル上商法裁判所ニ出訴シテ直ニ其荷物ヲ陸揚ケシ邑長又  
 ハ補助官ニ之ヲ預ケ置クヲ得ヘシ  
 若シ又夕荷物ヲ隠密ニ積入タルヲ以テ漸ク出帆後ニ之ヲ見出シタル  
 氏船長ハ積荷過分ニシテ危キ場合ニ非サレハ之ヲ陸揚シ又夕之ヲ海  
 中ニ投スルヲ得ス  
 第二百九十三條  
 註解航海中ト雖モ荷主ハ其荷物ヲ卸スヲ得ヘシ俟シテナカラ契約シ  
 タル貸銀ノ総高ヲ拂フベシ且ツ其荷物ヲ卸スニ付キ航海中遅延ヲ為  
 ス損失ノ償ヲ拂フベシカ、ル場合ニ於テハ卸シタル荷物ノ替リニ於  
 テ他ノ荷物ヲ積込ムトハ期ス可ラサル者ナリ若シ此荷卸ハ船長ノ所  
 為或ハ其過失ノ假令ハ海路云々原由ニ於テ生スルキハ船長ハ貸銀ヲ要  
 ムルヲ得サルハ勿論其損失ノ償ヲ己レニ擔當スベシ

司 法 省

第二百九十四條  
 註解借主ノ義務ヲ執行ハサルト及ヒ之ヲ執行フトノ遅延トニ依テ債  
 主ニ損害ヲ生スルトノ毎事借主其償ヲ出スヘシ本條ニ記載シタル二  
 箇ノ事件ハ右ノ本意ヲ適用シタルノミ  
 第一 假令ハ荷主禁制ノ荷物ヲ船中ニ積入レタル所為ニ因リ航海  
 ノ遅延ヲ生スルト有テハ持主其遅延ノ償ヲ受取ル權アリ但シ此  
 事件ニ就テ契約ナキ片ハ裁判所ニ於テ定メラレタル損害ノ償ヲ  
 受取ルノ權アル者ナリ  
 第二 荷主航海ノ往返共ニ船ヲ借入レ荷物ヲ積込ムトナク又ハ些  
 少ノ荷物ヲ積込ミテ帰帆スルト或ハ之レアラニ然レ氏荷主ヨリ  
 往還ノ借入貸銀ノ總高ヲ拂フヘシ前條第百八十八條ニ於テ荷  
 物ヲ積込サル荷主ハ船賃ノ半高ヲ拂フヘシト定メタリト雖モ本



司 法 省

延引ヲ為スアル時ハ船長他ノ船ヲ借入ル、可シ如何トナレハ	第二ノ船ノ修復スルトニ堪エ可キ体裁ナキ時又ハ修復ノ為メ永キ	復ノ為ノ必要ナル荷積或ハ荷卸ヲ為シタル費用ヲ出ス可シ	工可キ迄待ツヲ得ヘシ但シ未訖ノ場合ニ於テハ荷主ハ船ノ修	ル賃銀ノ總高ヲ拂フテ荷物ヲ卸シ或又船ノ航海ニ引續クテ	第一ノ若シ航海中船ヲ修復スル時ハ荷主之ニ拒抗シ或ハ契約シタ	ヲ立ル左ノ如シ	可ヲサルカニ依リテ出未シタル者ト思慮セリ其故ニ此ニ二ツノ勘定	途中ニテ劇シキ損害ニ逢フタル片ハ船長ノ過失ニ因ラスレテ抗拒ス	註解本條ハ次條ト異ツテ船ノ航海ニ堪エキヲ以テ出帆シタル後ナ	第二百九十六條	以テナリ	條ノ場合ニ於テ此規則ヲ適用スルヲ得ヌ如何トナレハ船ノ出	帆前ニ船ヲ貸附ケ得ルヨリ帰路ニ於テ積荷ヲ得ルトハ船長ノ為	メ却テ難波ナル故ナリ然シナカラ船長不足シタル積荷ノ替リニ	他ノ荷物ヲ積入レタル貸運ハ本條ニ於テ荷主ノ拂フヲ要シタ	ル船借入賃ノ總高ヨリ之ヲ減スルトハ言ヲ待タスレテ判然タル	ヘシ併シ總テノ場合ニ於テ荷主ハ遅延ニ因リテ生シタル損害ヲ	償ハサルヲ得ヌ	第二百九十五條	註解船長ハ自己ノ所為ニ因リ船ノ出帆又ハ到着期限ヲ遅延セシメタ	ル片ハ荷主ニ對シテ常ニ鑿定人ニ因リ定メタル損失ノ償ヲ拂フ者ト	セリ然ルニ前條ニ於テ荷主ヨリ損失ヲ償フ場合ニ於テハ其償ノ高ヲ	直ニ裁判所ニテ定メラル、者ハ其損失ノ事件ニ於テ繁雜ノ少ナキヲ
-----------------------------	-------------------------------	----------------------------	-----------------------------	----------------------------	-------------------------------	---------	--------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	---------	------	-----------------------------	------------------------------	------------------------------	-----------------------------	------------------------------	------------------------------	---------	---------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------



船長ハ荷主ノ名代人タル各目ヲ以テ委任セラレタル荷物ヲ荷主ノ届ケント欲スル地ニ運搬スルトニ付キ總テノ事件ヲ擔當ス可キヲ以テナリ若シ船長ノ借入タルノ債銀ヲ荷主ヨリ受取ル所ノ債銀ニ准シ廉價ヲ以テ拂フタル片ハ其差ヲ自己ノ利得ト為ス	トヲ得ヘ是ニ及シテ高價ヲ以テ拂フタル時ハ其差ヲ荷主ヨリ出サシムルトヲ得可シ如何トナレハ此終リノ場合ニ於テ船長ハ荷主ノ名代トシテ此契約ヲ為ストヲ要スレハナリ若シ又船長船ヲ借入ル、トヲ得サル中ハ荷主ト取結ヒタル契約ハ抗拒ス可ラサル力ニ依リ破解スル者ナレハ荷主ハ其途中迄ノ割合ヲ以テ約シタル債銀ヲ拂フ可シ	第百九十七條	註解
---	---	--------	----

司 法 省

時ニ臨ニテ船長ハ自己ノ過失ヲ非ラサルトヲ證セシカ為メ船ノ航海ニ堪ユヘキ實否ニ付テ熟知セサルトヲ辨解スルトモ其切結ナカル可シケ様ナル場合ニ於テハ船長其船賃ヲ得ヘカラヌ且ツ荷主ニ其損失ヲ償フヘシ尤モ出帆前掛官吏ノ見分ヲ受ケタル船ハ航海ニ堪ユヘキ	トヲ受合書ニ詳細ニ認メアル故ニ之ニ反對ヲ申立ル荷主ハ其船ノ航海ニ堪ユヘキカラサルヲサレトハ如何トナレハ此受合書ハ固リ荷主ヲ立合セテ記ノ見分ヲ為シタル受合書アルヲ以テ荷主ノ申立ヲ採用シ難キ者ト做レ之ヲ拒ムヘカラス如何トナレハ此受合書ハ固リ荷主ヲ立合セテ記載シタル者ニ非サレハ荷主若シ航海ニ堪ユヘキカラサル確乎タル證據ヲ申立ル片ハ官吏ノ見分ハ錯誤ナシトテ必シモ此受合ヲ固執シ難ク	第百九十八條
--	---	--------



船賃ノ總高ヲ拂フ可シ	アルハ本條ニ於テ明瞭ニ掲載シタル通り荷主ハ契約シテ定メタル	シテ荷主ハ無益ニ往路ノ船賃ヲ拂フ若シ往路ノ船賃ヲ借入ル、契約	可ラサル力ヲ所為ニ因ル損害ナリ故ニ船長ハ帰路ノ船賃ヲ失ヒ而	註解 航海中不意ニ貿易禁止ノ令發行アルハ双方ノ引受可キ拒ス	第百九十九條	示シタル荷物ノ價ニ付平等ニ分派ス可シ	レテ荷主等ノ間ニ服分ス可シ但シ此損失ノ割付け方法ハ右ニ掲	下ヲ得タル荷物ト破損後幸ニレテ存スル下ヲ得タル荷物トニ准	荷物修費ノ費用ヲ云フメ	人ノ利益ノ為メ賣拂フタル荷物ハ取極メ海上ノ災難ニ達スル後得	ル、下或ハ之レアラニ箇撮ナル場合ニ於テハ船長向キニ荷主款	許シタル權利ヲ行ヒ船ト船賃トヲ抛棄スルニ因テ其義務ヲ免カ	名代人トシタル船ノ持主若シ前條第百十六條ニ於テ持主ニ允	貨ノ全部ヲ受取ル可キ權有リ	第二 若シ之ニ及レテ其船ヲ損失シタルキハ船長ヨリ捕賣フタル	品物或ハ賃入シタル品物ノ代價ヲ荷主ニ償フ可シ然レモ船長ヲ	レトモ其差引ヲ為ス下ヲ得サルヘシ然ル上ハ船長荷主ヨリ其運	ニ償フヘシ但シ該港ニテ賣拂フベキ價ヨリ廉價ニテ最前賣拂ヒ	到着ノ港ニテ賣拂ヒ得ヘキ價ニ準シ賣拂フタル品物ノ價ヲ荷主	第一 船長商品ヲ賣拂タル後テ其船長ニ到着シタル其品物ヲ	ハキ償ニ付キ其緊要ナル差別ヲ為ス左ノ如シ	ヲ賃入スル下ノ權利ヲ有ス商法第百三十四條 其商品ノ荷主ニ拂フ	註解 船長其船ノ已ム下ヲ得サル費ヲ要スル片ハ商品ヲ賣拂ヒ或ハ之
------------	-------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	--------	--------------------	------------------------------	------------------------------	-------------	-------------------------------	------------------------------	------------------------------	-----------------------------	---------------	-------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	-----------------------------	----------------------	--------------------------------	---------------------------------

司 法 省



第三百條

註解若シ王余ニ依リテ船ヲ差留メラル時ハ抗拒ス可ラサルカノ為メ  
 差留メラルト同一ニシテ前條第百七十七條ニ掲載シタルカ如ク  
 之カ為メ其船借入契約ヲ解ク可ラス且ツ債銀ノ增高ヲ得ニト要ムル  
 一ヲ得サル者ナリ此規則ハ船ヲ航海中借入ル、契約ヲ為シタルトキ  
 ニ於テ嚴格ニ適用ス可キ者ナリ故ニ双方ノ間ニ取リ結ビタル一方ノ  
 損得ニ於テ定價ヲ以テ或ハ物ヲ与エ又ハ或ル事ヲナス可キ約束ニ因  
 リ遅延ノ為メ用ヒタル総テノ費用ヲ船送者ニ拂ハシム然シナカラ若  
 シ船ヲ月毎ニ借入ル、契約ヲ為シタル時ハ船ノ差留ラレタル時間荷  
 主ハ船賃ヲ拂ハサルニ付償補ノ款ヲ以テ食料及水夫等ノ雇賃ノ費用  
 ニ於テ其割前ヲ拂フヘシ故ニ如斯キ費用ハ若シ船ヲ航海中借入ル、  
 契約ヲ為シタル時ハ一方ニテ擔當ス可キ意外ノ損賞ト見做シタリ然

司 法 省

レ氏若シ月毎ニ借入ル、契約ヲ為シタルハ双方ニテ擔當ス可キ意  
 外ノ損賞トセリ  
 第 三 百 一 條  
 註 解 時 ア ッ テ 一 般 ノ 安 全 ノ 為 メ 船 ヲ 輕 ク ス ル 一 一 付 テ 積 荷 ノ 一 部 ヲ  
 海 中 ニ 投 ス ル 一 ア リ 假 令 ハ 颶 風 ニ 逢 タ ル 片 又 ハ 海 賊 ヲ リ 尾 撃 サ レ タ  
 ル 片 等 是 ナ リ 此 損 失 ハ 商 法 第 四 百 十 七 條 ニ 定 ム タ ル 割 合 ニ テ 荷 主 等  
 投 荷 ノ 持 主 等 及 ビ 船 ノ 持 主 ノ 間 ニ 割 付 ケ 共 ニ 擔 當 ス 可 キ 意 外 ノ 損 費  
 ナリ然レ氏船長ハ償ヲ受取りタル投荷ノ持主ニ對シテ其荷物ノ質銀  
 ヲ 要 ム ル 權 利 ヲ 有 ス  
 第 三 百 二 條  
 註 解 本 條 ニ 掲 載 シ タ ル 及 ビ 一 般 ノ 場 合 ニ 於 テ 荷 主 其 荷 物 ヲ 一 部 ノ 残  
 荷 ナク失フタルハ其船賃ヲ船長ノ損失トシ荷主之ヲ拂フニ及ズ然